

**第 9 期**  
**田尻町高齢者福祉計画及び**  
**介護保険事業計画**

---

**(令和6年度～令和8年度)**

令和6年3月

**田 尻 町**

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって 1

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけと期間等・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 日常生活圏域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## 第2章 高齢者を取り巻く現状 7

- 1 田尻町における現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 アンケート調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

## 第3章 計画の基本的考え方 44

- 1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 2 施策展開にあたっての基本方向・・・・・・・・・・・・ 45

## 第4章 高齢者に関わる施策の展開 47

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進・・・・・・・・ 47
- 2 認知症高齢者支援策の充実・・・・・・・・・・・・・・ 58
- 3 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり 60
- 4 介護予防と健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・ 63
- 5 介護サービスの充実強化・・・・・・・・・・・・・・ 69

## 第5章 介護保険事業費及び保険料の見込み 74

- 1 被保険者数、認定者数・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 2 サービス提供にあたっての考え方・・・・・・・・ 76
- 3 サービス利用者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- 4 介護保険事業に係る給付費の見込み・・・・・・・・ 86
- 5 第1号被保険者保険料・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

## 第6章 計画の推進に向けて 95

- 1 各主体が担う役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 2 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97

## 資料編 99

- 1 策定体制と経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
- 2 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 基本的な考え方

### (1) 計画策定の目的

わが国は高齢化が進行し、人口構成においては、年少人口（14歳以下）及び生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）が急激に増加しています。令和5年10月1日現在の総務省人口推計では、総人口1億2,434万人のうち、高齢者人口は3,621万人で、高齢化率は29.1%となっています。

田尻町においても、人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は令和2年度をピークに減少に転じており、高齢化率は緩やかに上昇していくことが予測されています。

令和3年度から令和5年度を計画期間とする「第8期田尻町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「第8期計画」という。）においては、全国的に後期高齢者が増加し、高齢者を支える年齢層が減少することが予測されるなか、すべての団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者がその有する能力に応じて安心して自立した生活をおくることのできるまちづくりを目指して取り組んできました。

令和5年度には、「認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進すること」を目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、「認知症基本法」とします。）が成立しています。この認知症基本法と令和元年より取り組まれてきた認知症施策推進大綱の考え方を踏まえ、高齢化の進行とともに増加する認知症高齢者やその家族等が安心して日常生活を営むことのできる社会の実現を目指す必要があります。

こうした国等の動向や、田尻町の第8期計画期間における施策の状況を踏まえつつ、高齢化がピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」を一層推進する計画として、「第9期田尻町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

## (2) 計画見直しにおける基本的な考え方

第9期計画の策定にあたって国が示した基本的な考え方の内容は次の通りです。

### 【基本的考え方】

- 第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- 高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標について優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

### 【計画見直しのポイント】

#### 1 介護サービス基盤の計画的な整備

##### ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含めて検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

## ② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

### ① 地域共生社会の実現

- ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

### ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

### ③ 保険者機能の強化

- ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

## 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

## 2 計画の位置づけと期間等

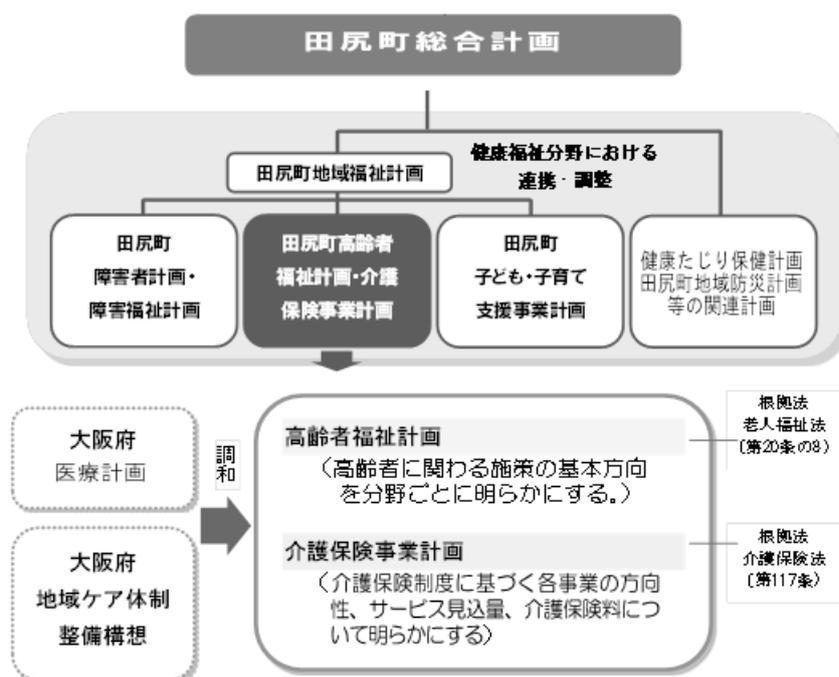
### (1) 法令等の根拠、他制度による計画等の整合調和

本計画は、老人福祉法（第20条の8）、介護保険法（第117条）に基づき、田尻町の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図るために定めるものです。このため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定しています。

本計画は、田尻町における最上位計画である「第5次田尻町総合計画」におけるまちの将来像である“未来へ広がる空と海、笑顔が集うコンパクトシティ・たじり～ゆとりと豊かさ、安心を次世代につなぐ～”の実現に向けた高齢者福祉に関する個別計画として策定するものです。

また、国の基本指針を踏まえるとともに、上位計画として田尻町の地域福祉を推進するための「第4次田尻町地域福祉計画」をはじめ、高齢者を含む障害のある人の自立支援については「田尻町障害者計画及び田尻町障害福祉計画・障害児福祉計画」、介護予防や高齢期に向けた壮年期からの健康づくり、生活習慣病予防対策などについては「健康たじり保健計画」、避難行動要支援者への支援等については「田尻町地域防災計画」、また、大阪府が策定する「大阪府高齢者計画」、「地域医療構想」、「医療計画」、「地域ケア体制整備構想」など各分野の関連計画との整合・連携を図っています。

#### 計画の位置づけ



## (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、介護保険料については計画期間を通じて財政の均衡を保つものでなければならぬとされているため、今回は令和8年度に見直しを行い、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとなります。

計画の期間

令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
前計画の対象期間					目標年度			
			本計画の対象期間					
						次期計画の対象期間		

令和22年度までの中長期的な視点に立った計画の策定

## (3) 計画策定に向けた取り組み及び体制

計画の策定にあたり、介護保険被保険者や認定者の生活実態等を明らかにするため、田尻町内の高齢者を対象とする介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査を実施しました。

策定作業としては、高齢者福祉事業、介護保険事業に関わる実務担当者により施策の現状把握や課題の整理、素案の作成・検討を行い、住民（被保険者）の代表や保健福祉関係の学識経験者によって構成される介護保険運営協議会において協議・検討を重ねるとともに、パブリックコメント（住民意見公募）制度に基づく意見募集（令和6年2月2日～2月16日）を実施し、これらの結果のもとに計画を策定しました。

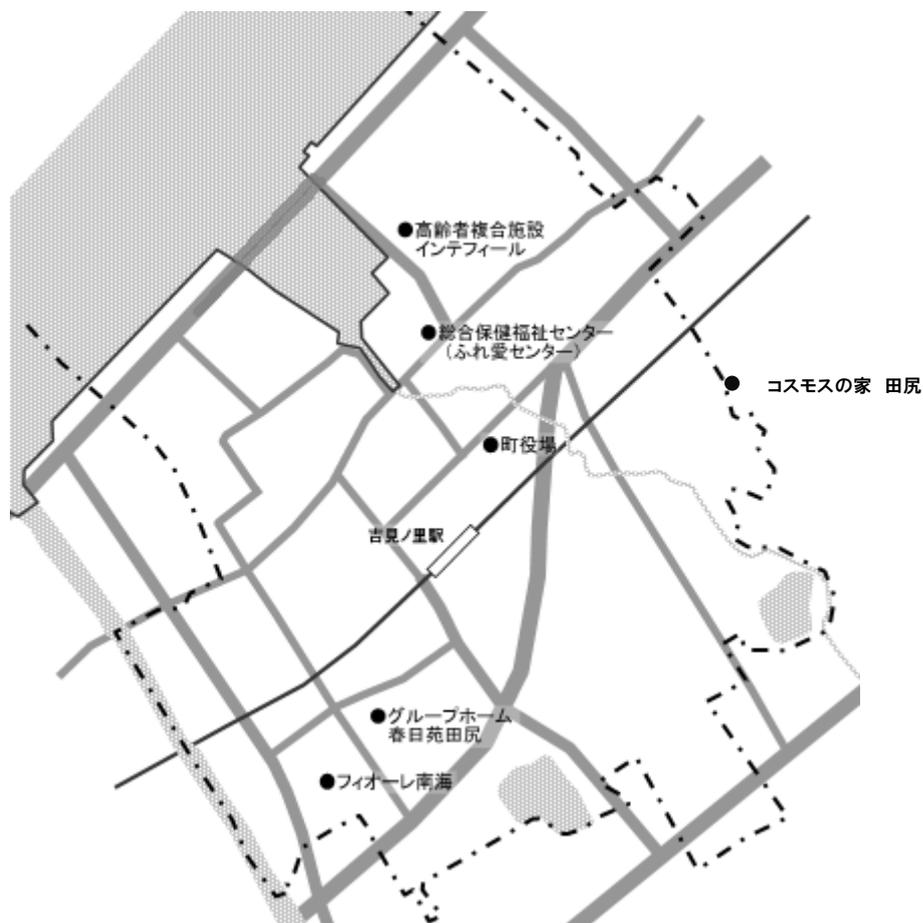
また、高齢者施策に関連する関係各課との連携を図り、第8期計画の現状・課題分析を踏まえて検討を行いました。

### 3 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、高齢者が日常生活を営んでいる地域を中心に、必要な介護保険サービス等の基盤整備のあり方を明らかにするため、地域特性に応じた日常生活圏域を定める必要があります。

日常生活圏域の設定にあたっては、在宅での生活を望む要介護・要支援高齢者が、住み慣れた地域でのつながりを失うことなく、親しみのあるスタッフによる必要なサービスが提供されることや、要介護状態になるおそれのある高齢者を発見し、適切なサービスにつないでいくなど、地域との密接な関係を維持し、様々なサービスを継続的・包括的に提供できることが必要となります。

この計画では、町域面積が狭く、田尻町には小学校区・中学校区とも1つしかないこと、人口規模が国の想定する「日常生活圏域」の規模（対象人口2～3万人）を下回っていることなどを踏まえ、前計画に引き続き田尻町全域（内陸部）を1つの日常生活圏域として設定します。



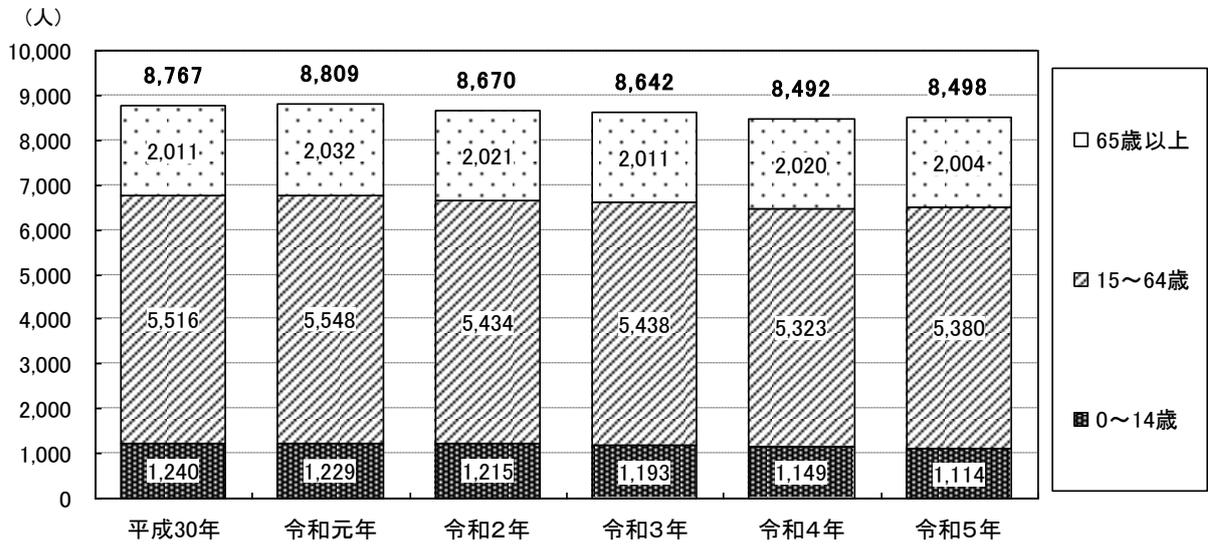
## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1 田尻町における現状

#### (1) 人口・世帯数

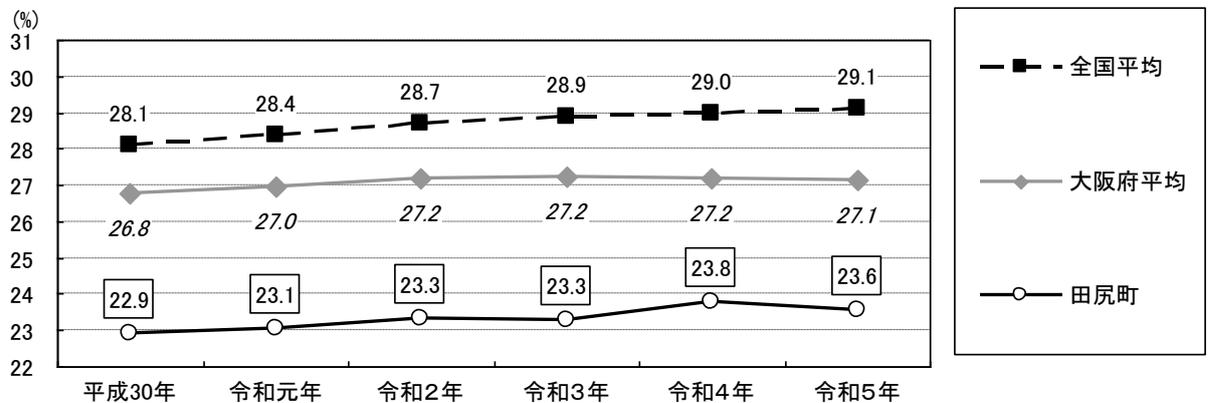
田尻町の人口総数は、令和5年1月1日現在8,498人で減少傾向にあります。65歳以上の高齢化率については、緩やかに上がる傾向にあります。

年齢区分別人口の動向



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日現在）

高齢化率の全国・大阪府平均との比較



資料：総務省統計局「人口推計」（10月1日現在）  
 大阪府「推計人口」（10月1日現在、令和5年(2023年)9月1日現在）  
 本町は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（各年1月1日現在）

## (2) 高齢者のいる世帯の状況

令和2年国勢調査の結果によると、町内の一般世帯のうち65歳以上の人が暮らしている世帯は34.6%を占めています。

このうち、一人暮らし高齢者世帯が32.2%、高齢夫婦のみ世帯が23.5%を占めています。

高齢者世帯の状況

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数（世帯）		2,452	2,728	3,250	3,765	3,729
高齢者を含む世帯	世帯数（世帯）	902	1,025	1,154	1,254	1,290
	対一般世帯比	36.8%	37.6%	35.5%	33.3%	34.6%
高齢単独世帯	世帯数（世帯）	179	248	312	382	415
	対一般世帯比	7.3%	9.1%	9.6%	10.1%	11.1%
	対高齢者世帯	19.8%	24.2%	27.0%	30.5%	32.2%
高齢夫婦のみ世帯	世帯数（世帯）	169	233	296	307	303
	対一般世帯比	6.9%	8.5%	9.1%	8.2%	8.1%
	対高齢者世帯	18.7%	22.7%	25.6%	24.5%	23.5%

資料：「地域包括ケア「見える化」システム」

### (3) 介護保険被保険者数の状況

65歳以上の第1号被保険者は減少傾向にありますが、75歳以上については増加傾向にあります。

#### 介護保険第1号被保険者数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	2,001	2,007	2,004	1,992	1,955
うち65～74歳	896	893	899	845	798
75歳以上	1,105	1,114	1,105	1,147	1,157

※介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）

第8期計画で見込んだ被保険者数について、実績値と比較した結果は下表のとおりです。

被保険者総数については、令和3年度は実績値が推計値を上回っていますが、令和4年度以降、第1号被保険者数の実績値が推計値より下回っています。

#### 被保険者数の推計値と実績値

(単位：人)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値
第1号被保険者数	2,001	2,004	1,993	1,992	1,984	1,955
うち65～74歳	838	899	808	845	778	798
75歳以上	1,163	1,105	1,185	1,147	1,206	1,157
第2号被保険者数	2,530	2,739	2,513	2,744	2,498	2,780
被保険者総数	4,531	4,743	4,506	4,736	4,482	4,735

## (4) 要介護・要支援認定者数の状況

要介護・要支援認定者については、横ばい状況となっています。

### 介護度別認定者数の推移

(単位：人)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	計	第1号	第2号	計	第1号	第2号	計	第1号	第2号
計	489	483	6	491	483	5	495	486	9
要支援1	77	77	0	58	77	0	62	60	2
要支援2	63	63	0	80	63	0	80	80	0
要介護1	92	92	0	87	92	0	79	79	0
要介護2	93	91	2	98	91	2	101	99	2
要介護3	69	67	2	62	67	2	53	52	1
要介護4	48	46	2	52	46	1	70	68	2
要介護5	47	47	0	54	47	0	50	48	2

※介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）

要介護・要支援認定者数については、推計値と実績値に乖離がみられましたが、認定者数が横ばい状況であることから乖離状況が縮まり、令和5年度では推計値の103.6%となっています。

### 要介護・要支援認定者数の推計値と実績値

(単位：人)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値
認定者総数	455	489	470	491	478	495
うち要支援1	74	77	76	58	77	62
要支援2	55	63	55	80	56	80
要介護1	95	92	100	87	101	79
要介護2	84	93	88	98	89	101
要介護3	52	69	53	62	55	53
要介護4	46	48	47	52	48	70
要介護5	49	47	51	54	52	50

※介護保険事業状況報告（各年度9月末現在）

## (5) 給付実績の現状

第8期計画で見込んだ令和3年度から令和5年度のサービス利用者数、給付費について、実績値と比較した結果は次の表のとおりです。

利用者数については、住宅改修費や介護予防訪問系サービス、施設サービスを除く各サービスで推計値を上回っています。

居宅・地域密着型・施設サービスの月あたり利用者数

(単位：人)

		令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		推計値	実績値	比較	推計値	実績値	比較	推計値	実績値	比較
居宅サービス	訪問介護	120	122	101.7%	127	131	103.1%	128	129	100.8%
	訪問入浴介護	1	2	200.0%	1	3	300.0%	1	5	500.0%
	訪問看護	47	66	140.4%	49	76	155.1%	51	86	168.6%
	訪問リハビリテーション	21	23	109.5%	22	26	118.2%	22	25	113.6%
	居宅療養管理指導	68	67	98.5%	72	76	105.6%	73	88	120.5%
	通所介護	85	92	108.2%	89	95	106.7%	90	104	115.6%
	通所リハビリテーション	26	23	88.5%	26	29	111.5%	27	31	114.8%
	短期入所生活介護	17	17	100.0%	17	17	100.0%	17	20	117.6%
	短期入所療養介護	1	1	100.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	福祉用具貸与	134	158	117.9%	140	179	127.9%	142	177	124.6%
	特定福祉用具購入費	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	住宅改修費	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	0	0.0%
	特定施設入居者生活介護	2	3	150.0%	2	2	100.0%	3	1	33.3%
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	地域密着型通所介護	7	5	71.4%	7	6	85.7%	7	7	100.0%
	認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	小規模多機能型居宅介護	1	2	200.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	認知症対応型共同生活介護	17	18	105.9%	17	20	117.6%	18	21	116.7%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
施設	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	介護老人福祉施設	52	47	90.4%	52	43	82.7%	52	46	88.5%
	介護老人保健施設	18	12	66.7%	18	10	55.6%	18	9	50.0%
	介護療養型医療施設	0	1	—	0	0	—	0	0	—
	介護医療院	3	0	0.0%	4	0	0.0%	5	0	0.0%
居宅介護支援		194	213	109.8%	202	230	113.9%	204	230	112.7%

※実績値は地域包括ケア「見える化システム」より。

実績値は小数点以下を四捨五入して表記しているため、推計値に対する実績値の割合（比較）は見た目の割合とは異なる場合があります。

介護予防・地域密着型介護予防サービスの月あたり利用者数

(単位：人)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
	推計値	実績値	比較	推計値	実績値	比較	推計値	実績値	比較	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	介護予防訪問看護	12	12	100.0%	13	12	92.3%	13	14	107.7%
	介護予防訪問リハビリテーション	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
	介護予防居宅療養管理指導	3	3	100.0%	3	2	66.7%	3	3	100.0%
	介護予防通所リハビリテーション	9	13	144.4%	9	18	200.0%	9	21	233.3%
	介護予防短期入所生活介護	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	介護予防短期入所療養介護	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	介護予防福祉用具貸与	52	60	115.4%	55	62	112.7%	56	68	121.4%
	特定介護予防福祉用具購入費	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	0	0.0%
	介護予防住宅改修費	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	0	0.0%
	介護予防特定施設入居者生活介護	1		0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防支援	63	75	119.0%	67	77	114.9%	67	81	120.9%	

※実績値は地域包括ケア「見える化システム」より。

実績値は小数点以下を四捨五入して表記しているため、推計値に対する実績値の割合（比較）は見た目の割合とは異なる場合があります。

サービス給付費については、令和3年度は推計値より下回っていましたが、令和5年度は推計値を上回る給付水準となっています。

サービス給付費の推計値と実績値

(単位：千円)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	推計値	実績値	比較	推計値	実績値	比較	推計値	実績値	比較
介護サービス	665,130	638,751	96.0%	685,336	651,150	95.0%	699,181	721,571	103.2%
居宅サービス	311,795	334,585	107.3%	325,782	362,149	111.2%	331,338	413,901	124.9%
地域密着型サービス	68,390	67,499	98.7%	68,427	72,313	105.7%	71,886	79,204	110.2%
施設サービス	248,770	197,074	79.2%	253,393	173,220	68.4%	257,878	184,506	71.5%
居宅介護支援	36,175	39,593	109.4%	37,734	43,468	115.2%	38,079	43,959	115.4%
介護予防サービス	20,568	21,527	104.7%	21,386	23,876	111.6%	21,458	28,684	133.7%
介護予防サービス	17,014	17,291	101.6%	17,604	19,448	110.5%	25,360	24,102	95.0%
地域密着型介護予防サービス	0	0	—	0	0	—	0	0	—
介護予防支援	3,554	4,236	119.2%	3,782	4,428	117.1%	3,782	4,581	121.1%
合計	685,698	660,278	96.3%	706,722	675,026	95.5%	720,639	750,255	104.1%

※実績値は地域包括ケア「見える化システム」より。

実績値は小数点以下を四捨五入して表記しているため、推計値に対する実績値の割合（比較）は見た目の割合とは異なる場合があります。

地域支援事業について、事業ごとの実績値を整理した結果は次のとおりです。

地域支援事業の月あたり利用状況

	令和3年度		令和4年度		令和5年度 <sup>※2</sup>	
	推計値	実績値	推計値	実績値	推計値	実績値
一般介護予防事業						
介護予防普及啓発事業	50人/回	0人/回	50人/回	108人/回	50人/回	100人/回
地域リハビリテーション活動支援事業 <sup>※1</sup>	6回	2回	9回	4回	12回	7回
介護予防・生活支援サービス事業						
訪問型サービス事業	52件	56件	52件	53件	52件	52件
通所型サービス事業	24件	24件	24件	25件	24件	25件
介護予防ケアマネジメント	50件	42件	50件	42件	50件	41件
包括的支援事業						
総合相談支援・権利擁護支援	140人	192人	155人	187人	170人	188人
包括的・継続的ケアマネジメント	12件	9件	13件	11件	13件	11件
任意事業						
介護給付適正化事業 <sup>※1</sup>						
要介護認定の適正化	350件	391件	350件	366件	350件	380件
ケアプランの点検	100件	92件	100件	105件	100件	100件
住宅改修の適正化	20件	28件	20件	30件	20件	30件
福祉用具購入・貸与調査	15件	30件	15件	22件	15件	20件
医療情報との突合	1,000件	959件	1,000件	1,058件	1,000件	1,000件
縦覧点検	160件	120件	160件	135件	160件	150件
介護給付費通知	480通/回	505通/回	480通/回	518通/回	480通/回	505通/回
給付実績の活用	26件	26件	26件	23件	26件	25件
家族介護支援事業	20人	13人	20人	22人	21人	21人

※1 地域リハビリテーション活動支援事業・介護給付適正化事業は年あたりの利用状況

※2 令和5年度は見込みの数値

## 2 アンケート調査の結果

令和5年6月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」の集計結果を総括すると、次のとおりとなります。

### (1) 調査方法と回収状況

計画策定の基礎資料としたアンケート調査の調査方法と回収状況については、次のとおりです。

#### 【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】

調査目的	65歳以上の方の心身の状況や介護保険制度・高齢者福祉サービスに対する意識などを把握し、計画策定の基礎資料とする。
調査対象	令和5年6月1日現在、65歳以上で要介護の認定を受けていない方及び要支援1・2の方 1,625名
調査方法	郵便による配布・回収
調査期間	令和5年6月
回収状況	有効回答数 902件（有効回答率 55.5%）

#### 【在宅介護実態調査】

調査目的	65歳以上で要介護認定を受けておられる方の心身状況や介護保険制度・高齢者福祉サービスに対する意識、介護者の生活状況などを把握し、計画策定の基礎資料とする。
調査対象	令和5年6月1日現在、65歳以上の方で要介護1～5の認定を受けており在宅で生活をされている方 284名
調査方法	郵便による配布・回収
調査期間	令和5年6月
回収状況	有効回答数 77件（有効回答率 27.1%）

#### ◆調査結果の見方◆

※各設問の母数 n (Number of caseの略)は、設問に対する有効回答数を意味します。

※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しており、択一式設問の回答について、構成比の合計が100%にならない場合があります。

※複数回答が可能な設問の場合、各選択肢の回答の構成比の合計が100%を超える場合があります。

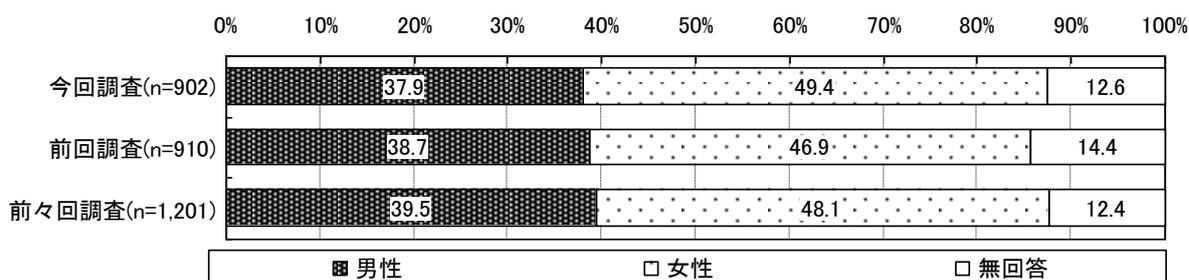
※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%です。

## (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の主な調査結果

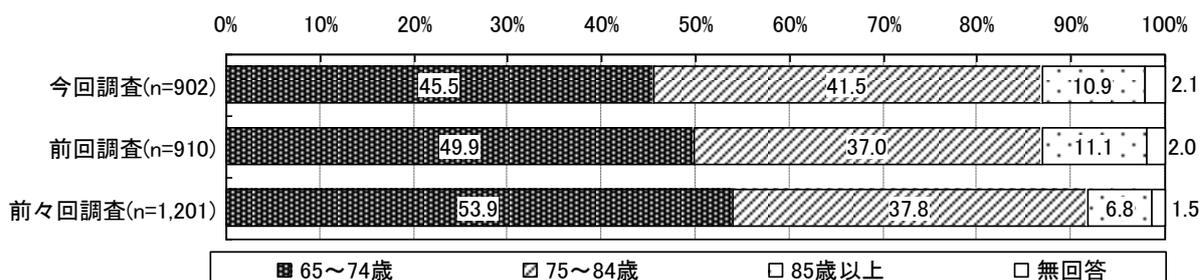
### 《調査対象者本人や家族の状況》

性別は、女性が49.4%、男性が37.9%。年齢は65歳から74歳が45.5%、75歳から84歳が41.5%と、調査回数を重ねるほど高齢化が進んでいます。

#### ◆調査対象者（本人）の性別

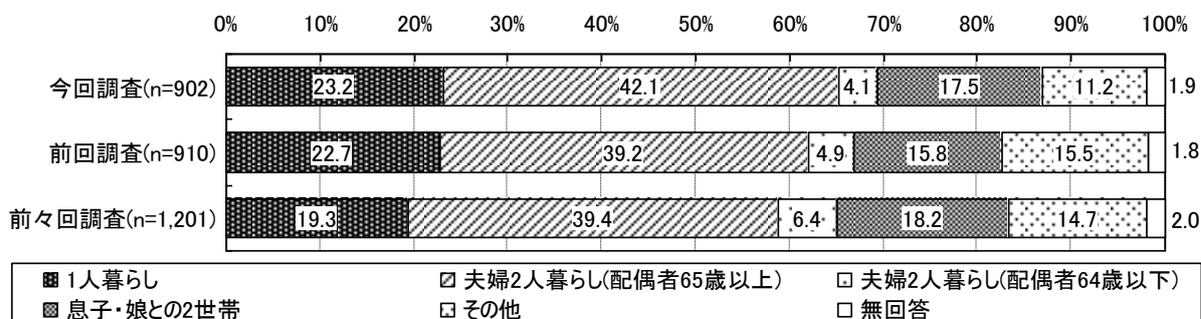


#### ◆調査対象者（本人）の年齢



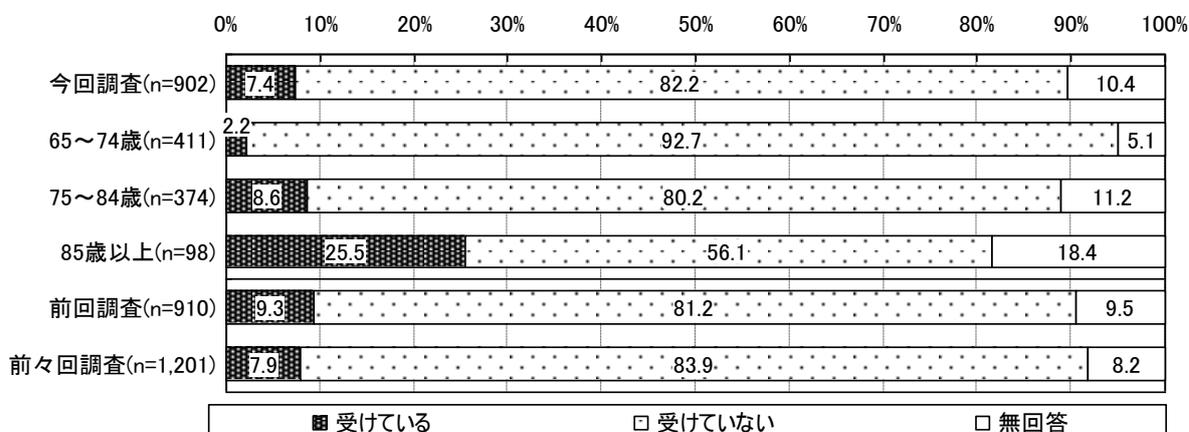
回答者の世帯構成は、単身世帯が23.2%、夫婦のみ世帯が合わせて42.1%、息子・娘との2世帯、その他が28.7%となっています。調査回数を重ねるほど単身世帯や夫婦のみ世帯が増加しています。

#### ◆家族構成をお教えてください。



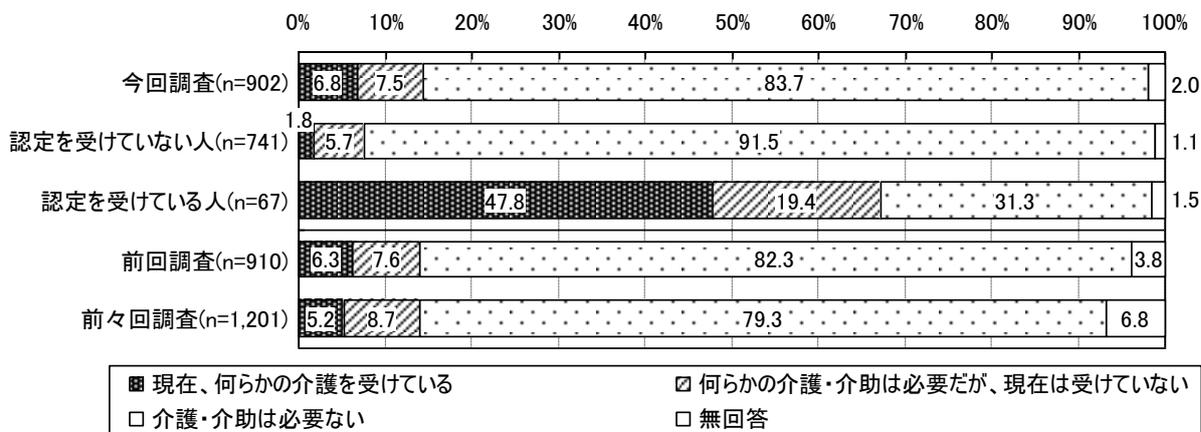
要介護認定を受けている人は、回答者全体では7.4%で年齢が高くなるにつれて割合が上昇し、85歳以上では25.5%となっています。

◆要介護認定の有無



普段の生活で何らかの介護・介助が必要な人は、全体の14.3%となっており、前回調査時と大きく変わりありません。

◆あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。



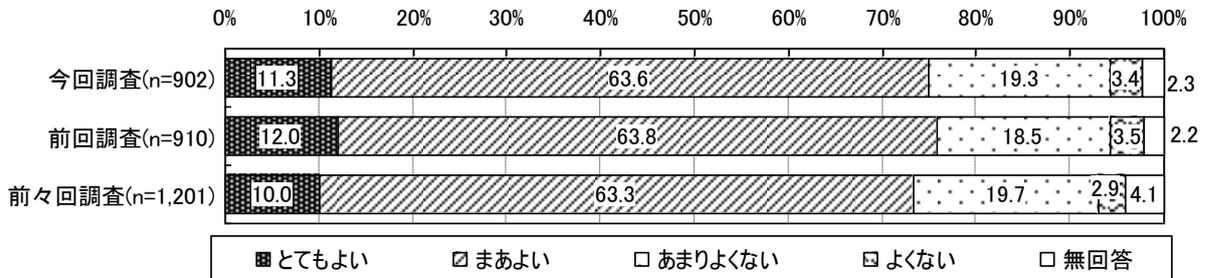
高齢者のみで暮らす世帯が約65%を占めています。また、何らかの介護・介助が必要な人は約14%となっており、要介護認定を受けている人が約7%となっています。

地域には加齢により生活のしづらさを感じている世帯や、「老老介護」の状態にありながら、家族の力だけで介護を続けることが困難となりつつある世帯も少なからずいるものと推察されます。そのため、地域での支えあいを含めた、見守りや日常生活の支援がより一層重要になるものと考えられます。

## 《健康状態》

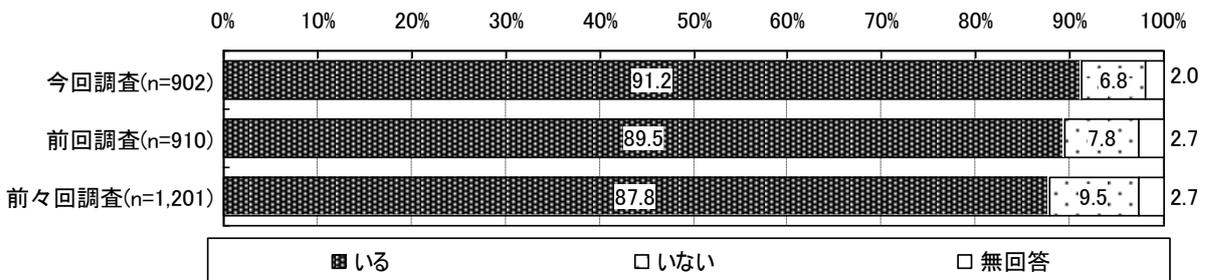
現在の健康状態について尋ねたところ、とてもよい、まあよいを合わせて74.9%の人がよいと答えています。

### ◆現在のあなたの健康状態はいかがですか。



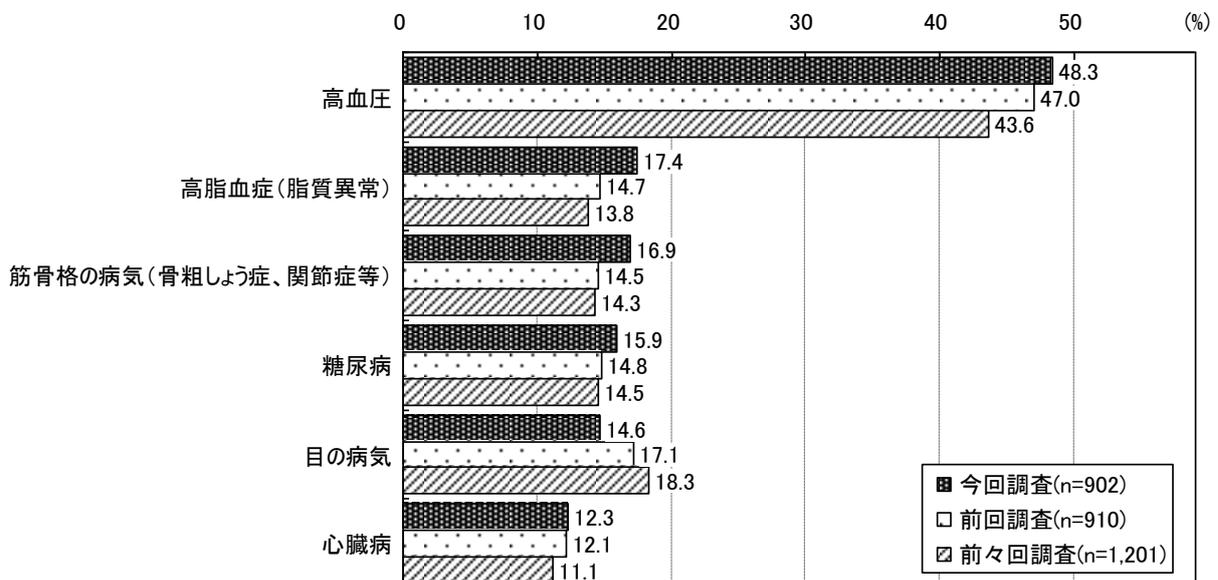
かかりつけ医のいる人は91.2%を占めています。

### ◆現在、かかりつけ医はいますか。



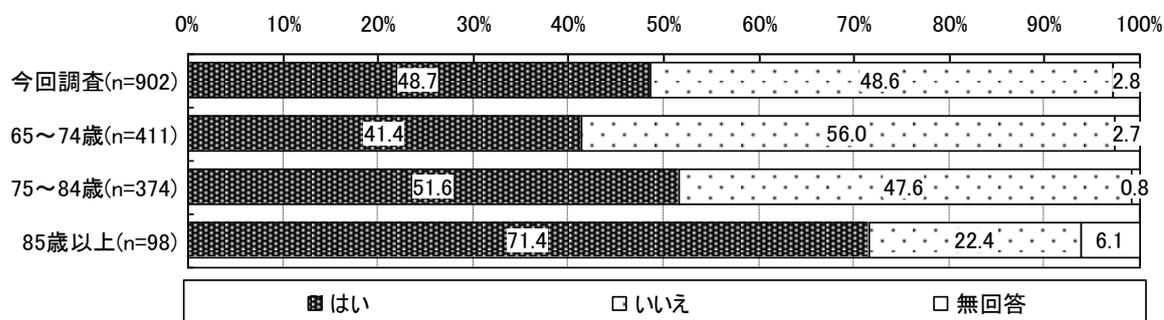
治療中か後遺症のある病気を尋ねたところ、高血圧が48.3%と最も多く、次いで高脂血症が17.4%、筋骨格の病気が16.9%、糖尿病が15.9%などの順となっています。上位項目について過去に実施した調査結果と比べると、目の病気を除いて調査の回を重ねるほど割合が高まっています。

### ◆現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。 ※上位6項目



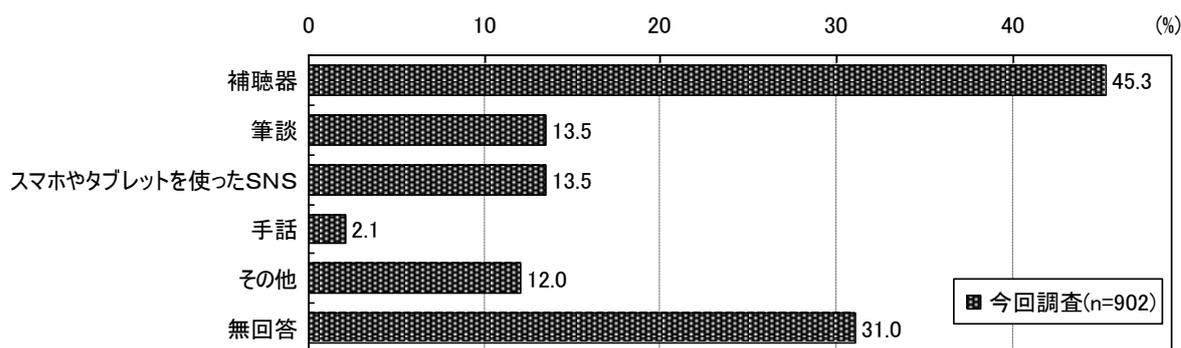
耳の聞こえが悪くなったと感じることがあるという人は48.7%で、年齢が高くなるほど増える傾向にあります。

◆耳の聞こえが悪くなったと感じることがありますか。



耳の聞こえが悪くなった時、コミュニケーションを取る方法は、補聴器が45.3%、筆談とスマホやタブレットを使ったSNSがそれぞれ13.5%となっています。

◆耳の聞こえが悪くなった時、コミュニケーションを取る方法は何がいいですか。



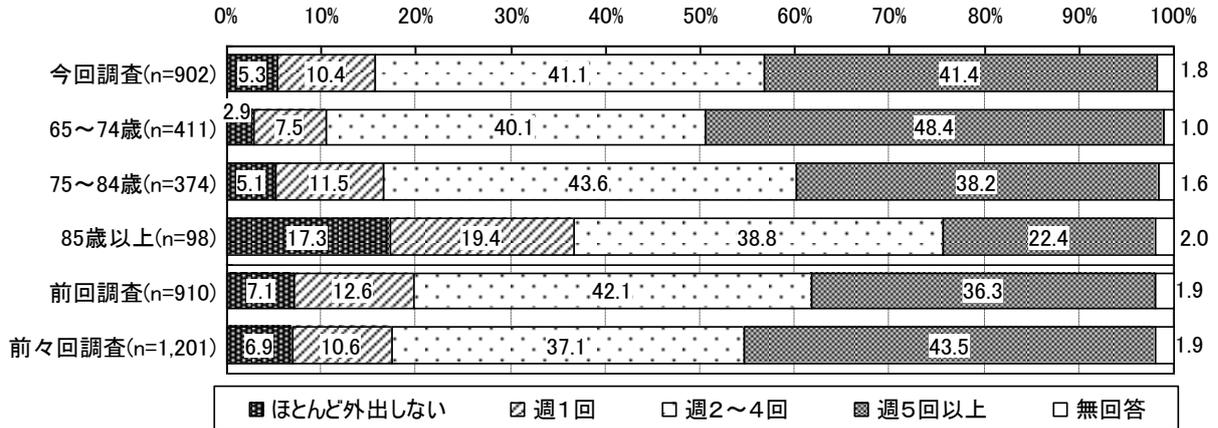
現在の健康状態はよいと思う人が多い一方、生活習慣病にかかっている人がかなりの割合で見られるほか、調査の回を重ねるほど増加しています。

一方で、健康づくりや介護予防に対する関心は高いと思われることから、今後は健康づくりについて得た知識を高年齢者自らが実践し、そのことを通じて健康づくりや介護予防につなげていくことが必要です。

## 《外出や転倒の状況》

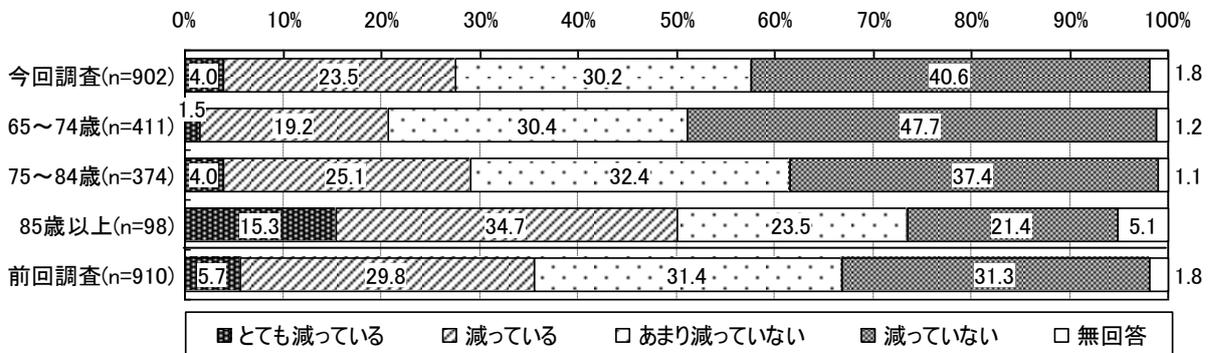
外出が週2～4回という人が41.1%、週5回以上という人が41.4%となっていますが、年齢が高くなるにつれ、外出頻度は低下する傾向にあります。

### ◆週に1回以上は外出していますか。



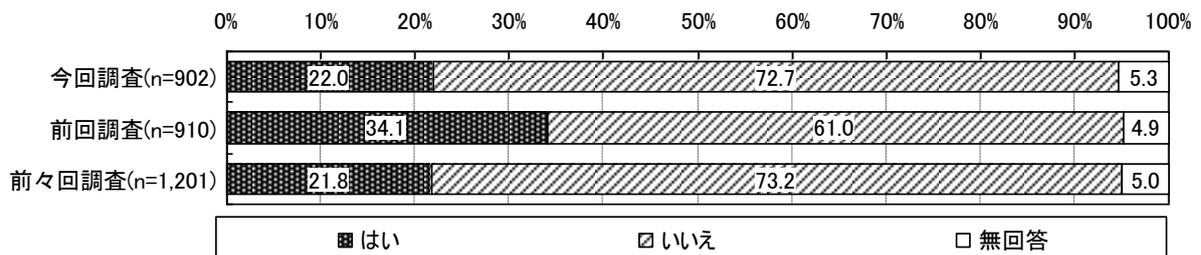
昨年より外出の回数が減っている人は27.5%で、年齢が高くなるほど増える傾向がみられます。

### ◆昨年と比べて外出の回数が減っていますか。



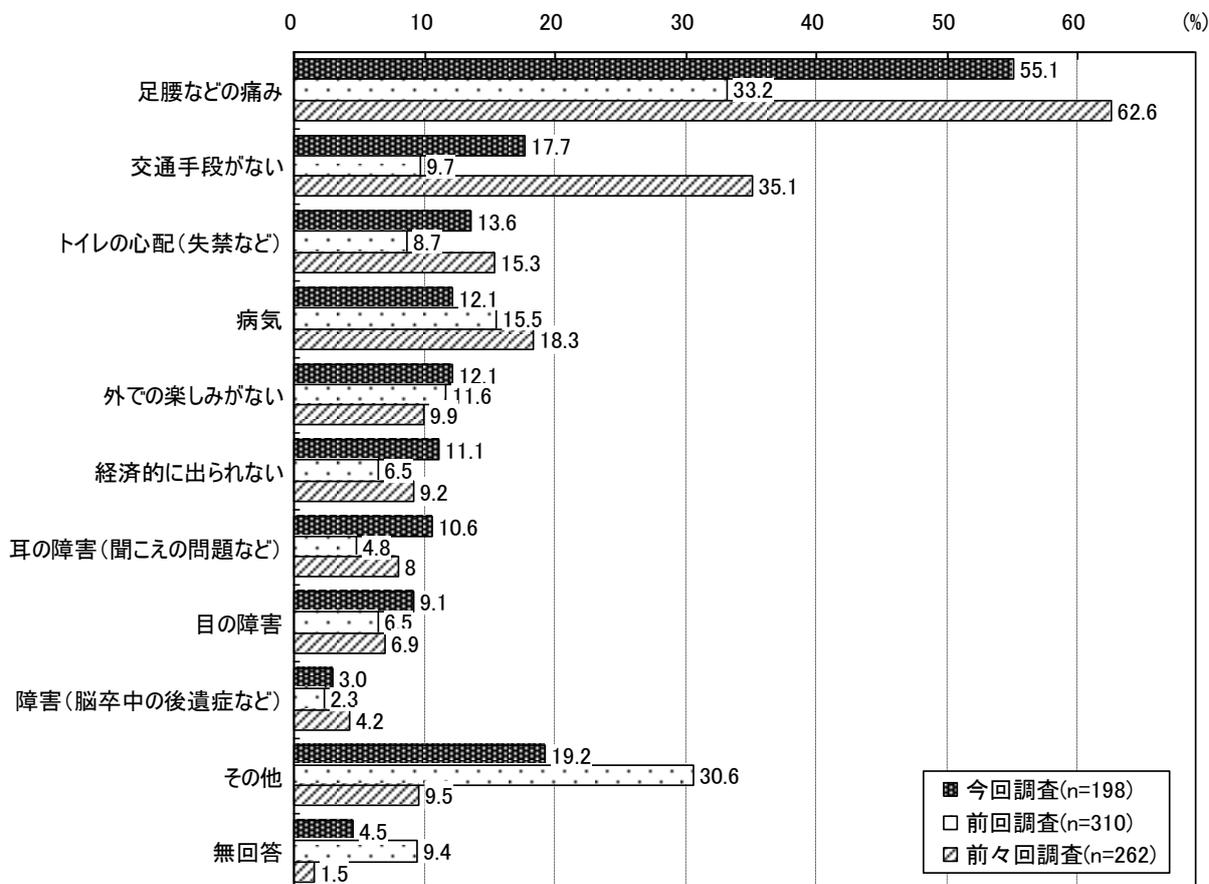
外出を控えている人は22.0%で、コロナ禍の最中であった前回調査時より減少しています。

### ◆外出を控えていますか。



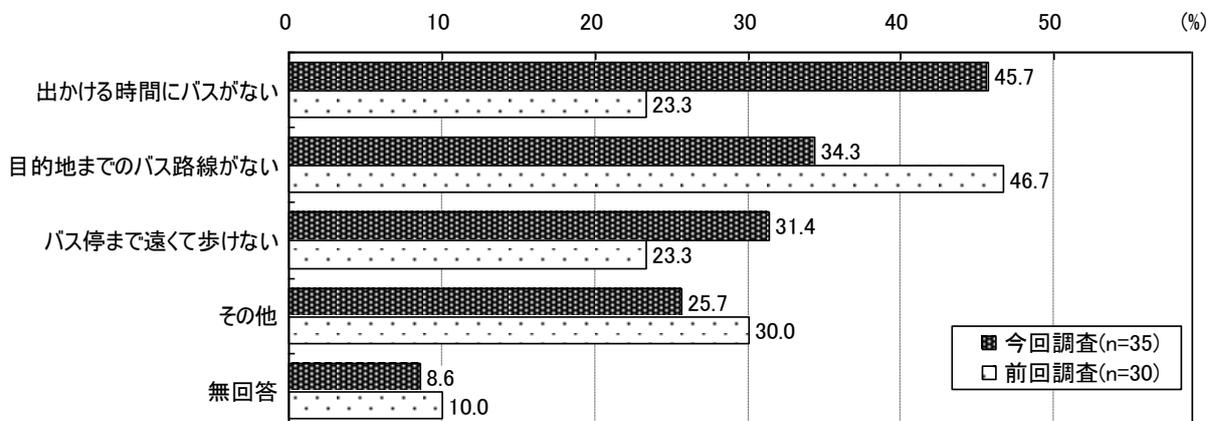
外出を控えている理由として足腰などの痛みが55.1%を占めています。

◆外出を控えている理由は、次のどれですか。



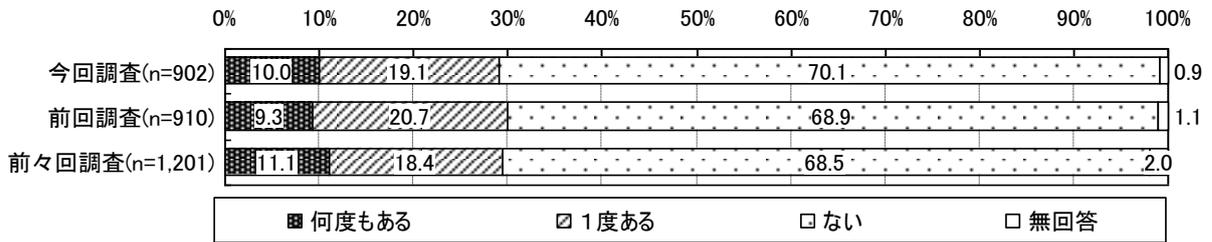
交通手段がないという人に外出が難しい理由を尋ねたところ、出かける時間にバスがないが45.7%と最も多くなっています。

◆令和元年からコミュニティバス（巡回バス）が無料で利用できるようになりましたが、それでも外出が難しいのはどうしてですか。



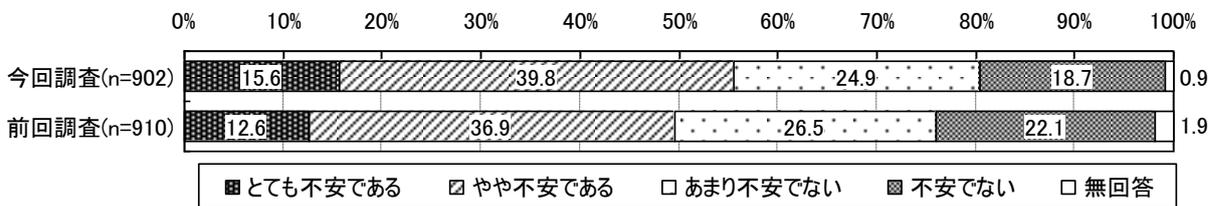
過去1年間に転倒した経験のある人は全体の29.1%となっています。

◆過去1年間に転んだ経験がありますか。



転倒に対して不安を抱く人はとても不安、やや不安を合わせて55.4%みられます。

◆転倒に対する不安は大きいですか。

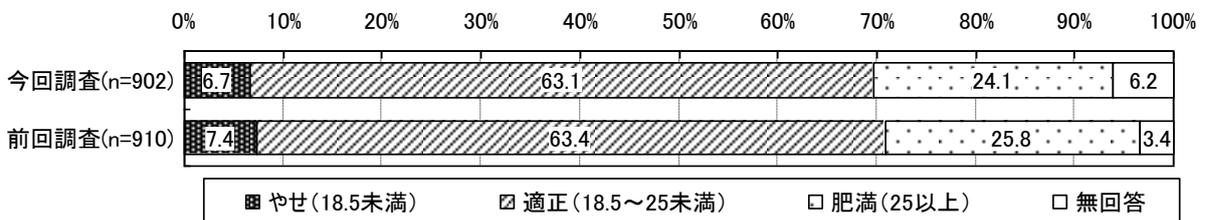


加齢とともに外出の回数が減り、閉じこもりがちとなっています。  
また、転倒に対する不安を抱く人が半数みられることから運動器の機能が低下しがちな高齢者に対して、その機能を維持するための取り組みが一層重要です。

《食事や口腔機能の状況》

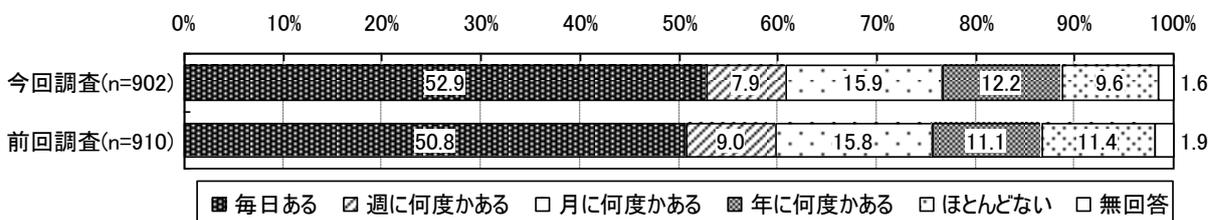
身長と体重を尋ねて体格指数を算出したところ、やせ状態にある人は6.7%、肥満状態にある人は24.1%を占めています。

◆身長と体重をご記入ください。(身長・体重から算出されたBMI [体格指数])



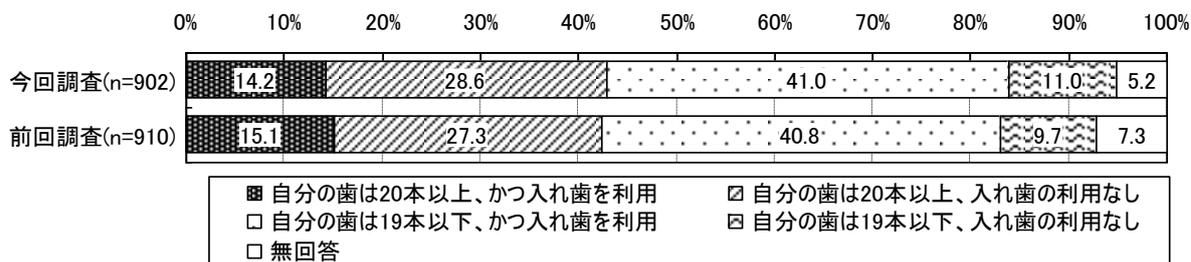
家族などと毎日食事をとっていない人は45.6%みられます。

◆どなたかと食事をとる機会がありますか。



自分の歯が20本以上ある人の割合は42.8%となっています。

◆歯の数と入れ歯の利用状況をお教えてください。



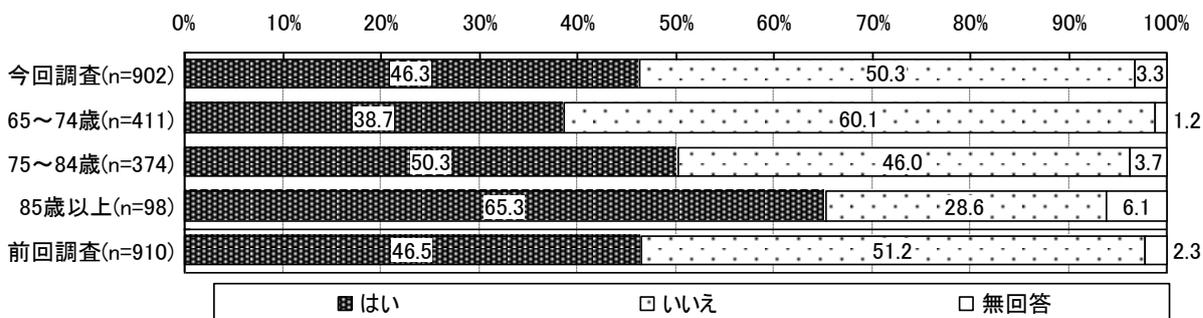
肥満状態にある人が約24%みられ、人と一緒に食事をとらない「孤食」の傾向にある人については約46%となっています。

口腔機能が低下していると思われる人は、加齢とともに増加する傾向にあることから、かかりつけの歯科医の普及ともども高齢期の口腔ケアの重要性について広報・啓発を行っていくことが必要です。

《認知症に関する状況と意識》

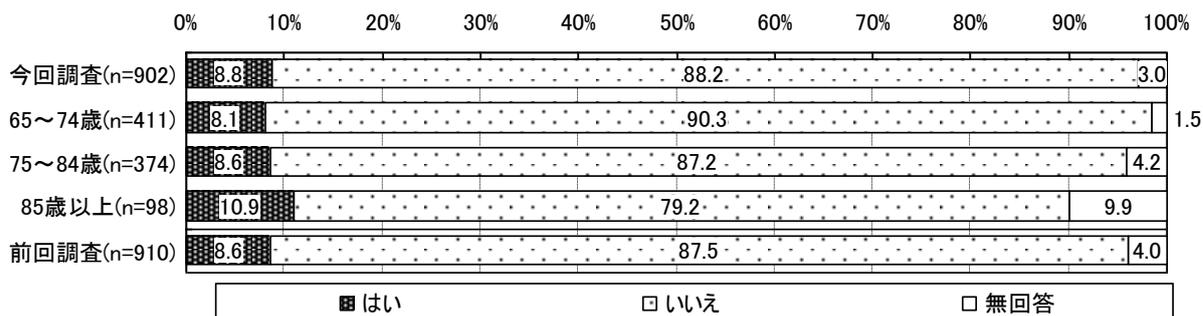
物忘れが多いと感じるなど、認知症の症状が疑われる人は、年齢が高くなるほど割合も高まる傾向にあります。

◆物忘れが多いと感じますか。



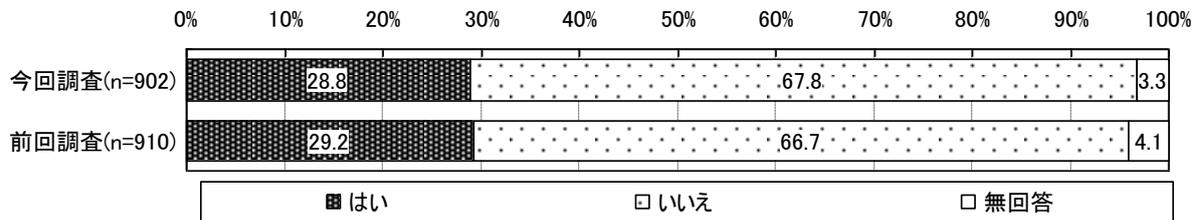
本人か家族に認知症の症状がある人は8.8%となっています。

◆認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか。



認知症に関する相談窓口を知っている人は28.8%となっています。

◆認知症に関する相談窓口を知っていますか。



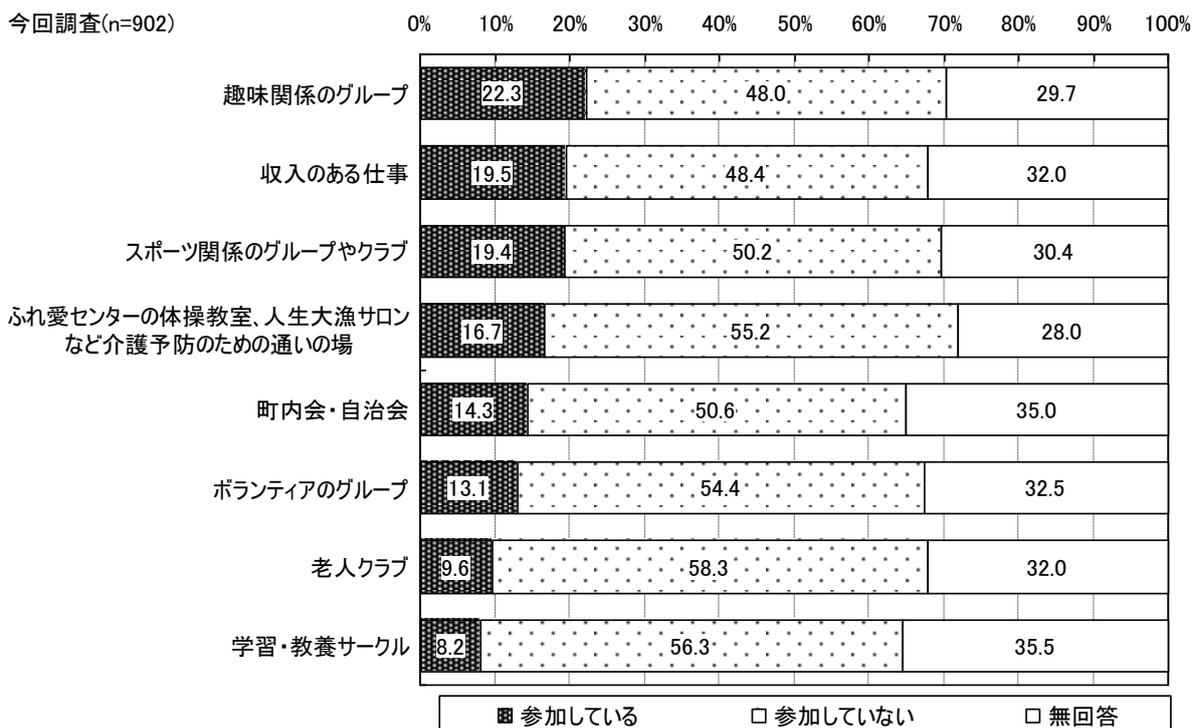
加齢に伴って認知機能の低下も進みがちです。こうした状況を背景として認知症予防についての住民の関心が高まっているものと思われます。

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する正しい理解の普及や相談窓口の周知、地域ぐるみで本人・家族を支えていくような体制づくりが今後さらに必要となります。

《生きがいづくりや社会参加の状況》

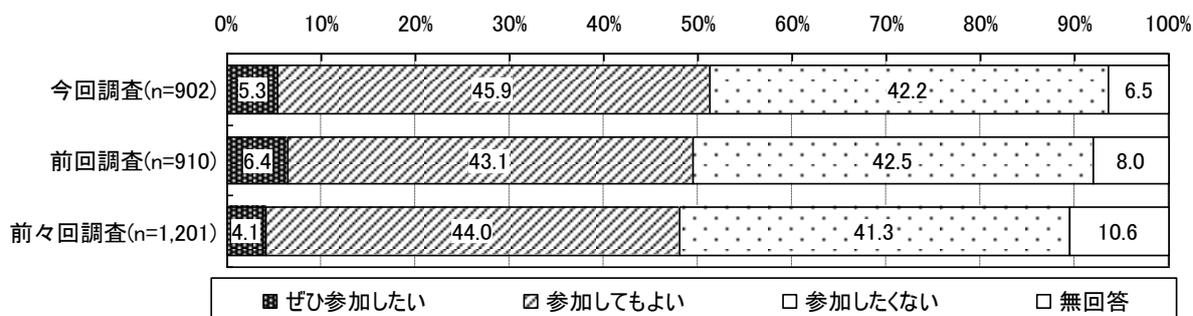
地域活動への参加状況を見ると、参加したことがある活動は多い順に、趣味関係のグループ22.3%、収入のある仕事19.5%、スポーツ関係のグループやクラブ19.4%、ふれ愛センターの体操教室、人生大漁サロンなど介護予防のための通いの場16.7%などとなっています。

◆以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。



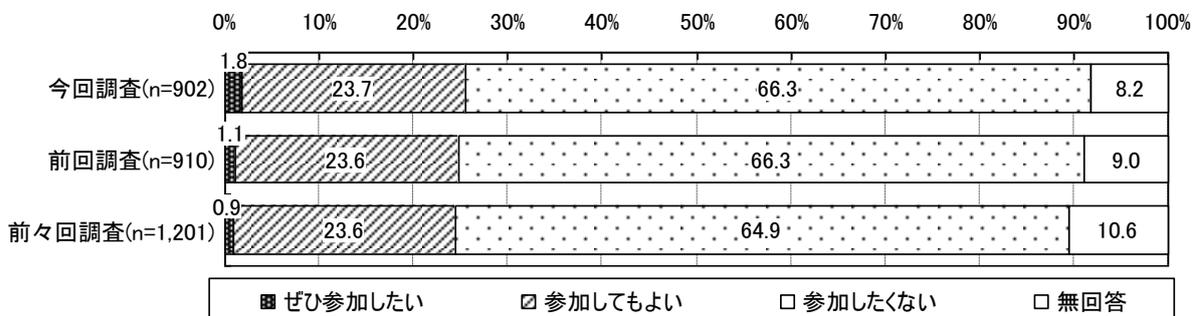
健康づくりや趣味等のグループ活動など地域住民による活動に参加者として参加する意向を示す人はぜひ参加したい、参加してもよいを合わせて51.2%となっています。

- ◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



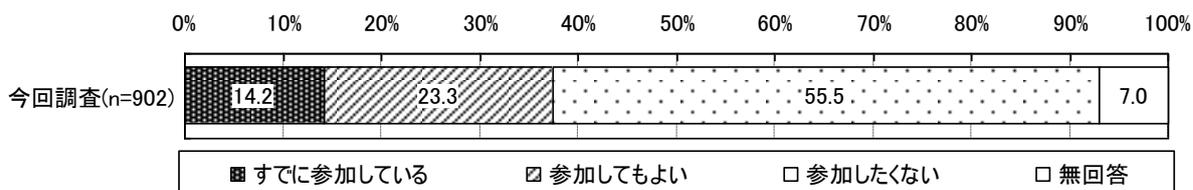
お世話役として参加意向を示す人は25.5%にとどまっており、66.3%の人は参加したくないと答えています。

- ◆地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか。



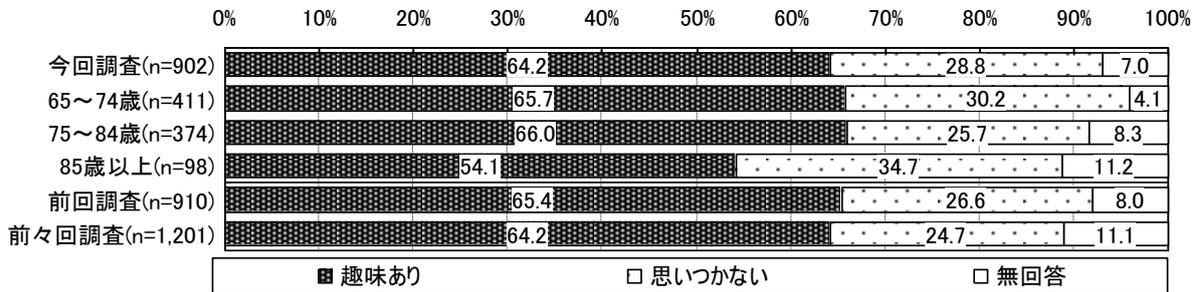
ボランティア活動にすでに参加している人は14.2%、参加してもよいという人が23.3%で、55.5%の人は参加したくないと答えています。

- ◆今年度から「たじり健康ポイント」が「たじりっちポイント」に変わり、ボランティアポイントがメニューに加わりました。ボランティア活動をしてポイントを貯めてみたいと思いますか。

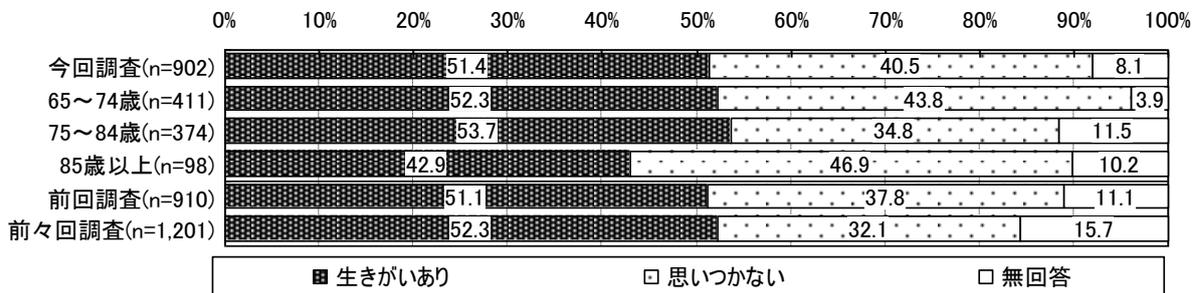


趣味があると答えた人は64.2%、生きがいがあると答えた人は51.4%となっており、85歳以上になった時点で割合が低下する傾向がみられます。

◆趣味はありますか。

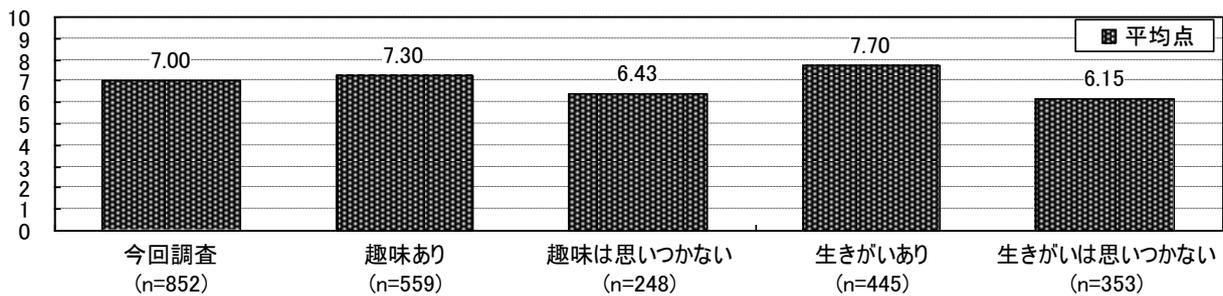


◆生きがいはありますか。



主体的な幸福感について10点満点で何点かを尋ねたところ、平均点は7.00点となっています。また、趣味や生きがいの有無別にみると、趣味や生きがいのある人とそうではない人との間では平均点に差が生じています。

◆あなたは、現在どの程度幸せですか。 ※10点満点



多様な趣味活動に親しむ人がいる一方で、自らの生きがいを尋ねられて思いつかない人が約41%もみられます。また、趣味や生きがいのある人はそうでない人と比べて幸福感が高く、精神的な安定にもつながっていることがうかがえます。

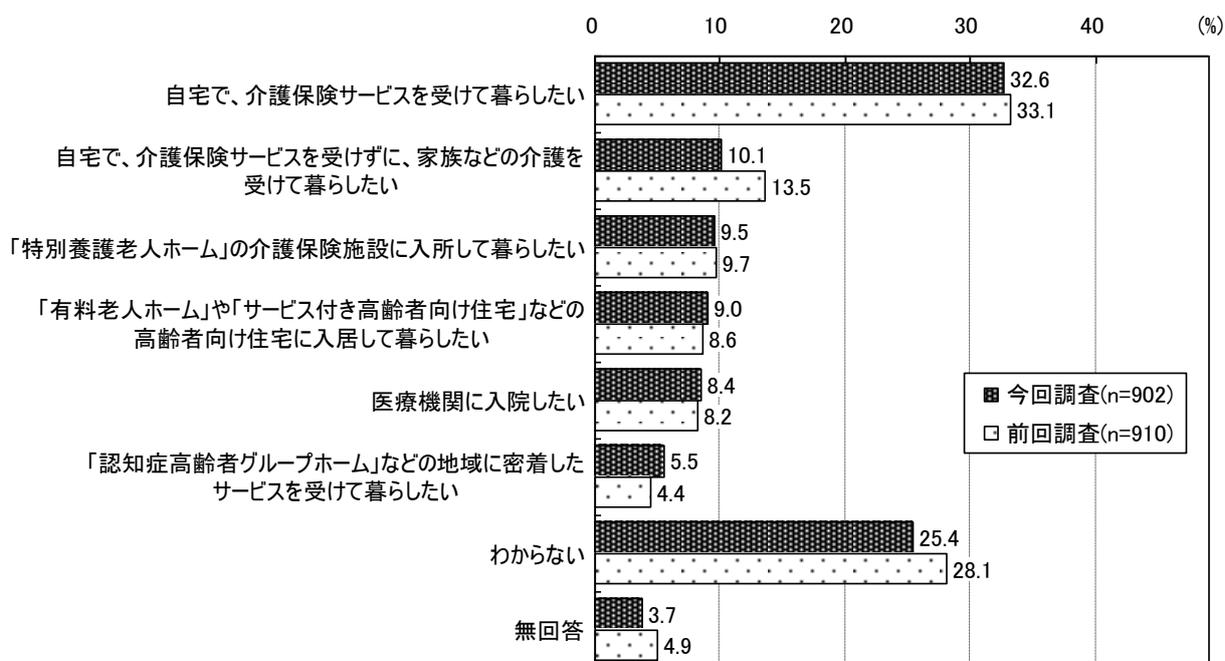
これらのことから、趣味活動や文化・学習・スポーツ活動、ボランティア活動、就労、様々な人々との交流など、多様な社会参加の機会を提供し、高齢者の生きがいづくりを図っていくことが重要です。

また、身近な地域の中のちょっとした取り組みから活動参加者の輪を徐々に広げていくようなアプローチが必要です。現在は参加意向が低いお世話役としての参加者を増やしていき、住民による主体的な活動を育てていくことが望まれます。

## 《在宅療養に関する状況と意識》

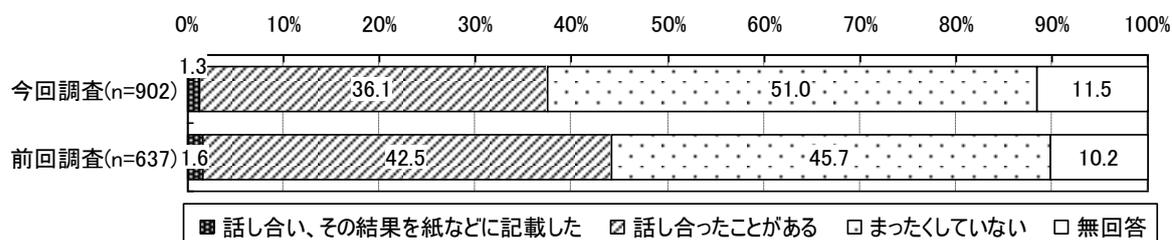
介護が必要な状況が進んだり、人生の最期を迎える時の暮らし方について尋ねたところ、自宅で、介護保険サービスを受けて暮らしたいが32.6%と最も多く、次いで自宅で、介護保険サービスを受けずに、家族などの介護を受けて暮らしたいが10.1%となっています。

◆あなたは、今後、自分で身の回りの事ができなくなった場合や人生の最期を迎える時に、どのような暮らしを送りたいですか。



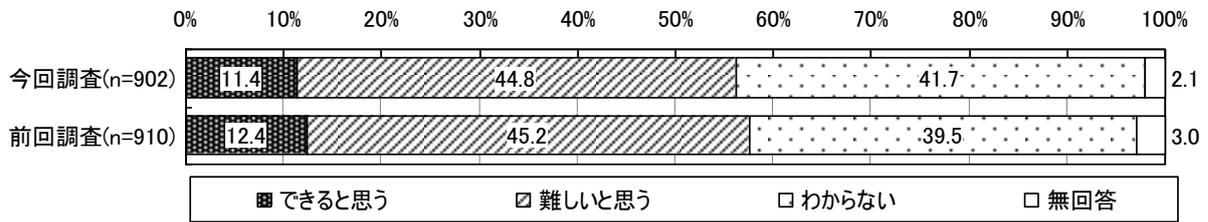
介護が必要な状況が進んだり、人生の最期を迎える時の暮らし方について家族などとの話し合いの状況を尋ねたところ、話し合ったことがあるが36.1%、話し合い、その結果を紙などに記載したが1.3%となっています。

◆（上記の）内容について誰かと話し合いをしていますか。



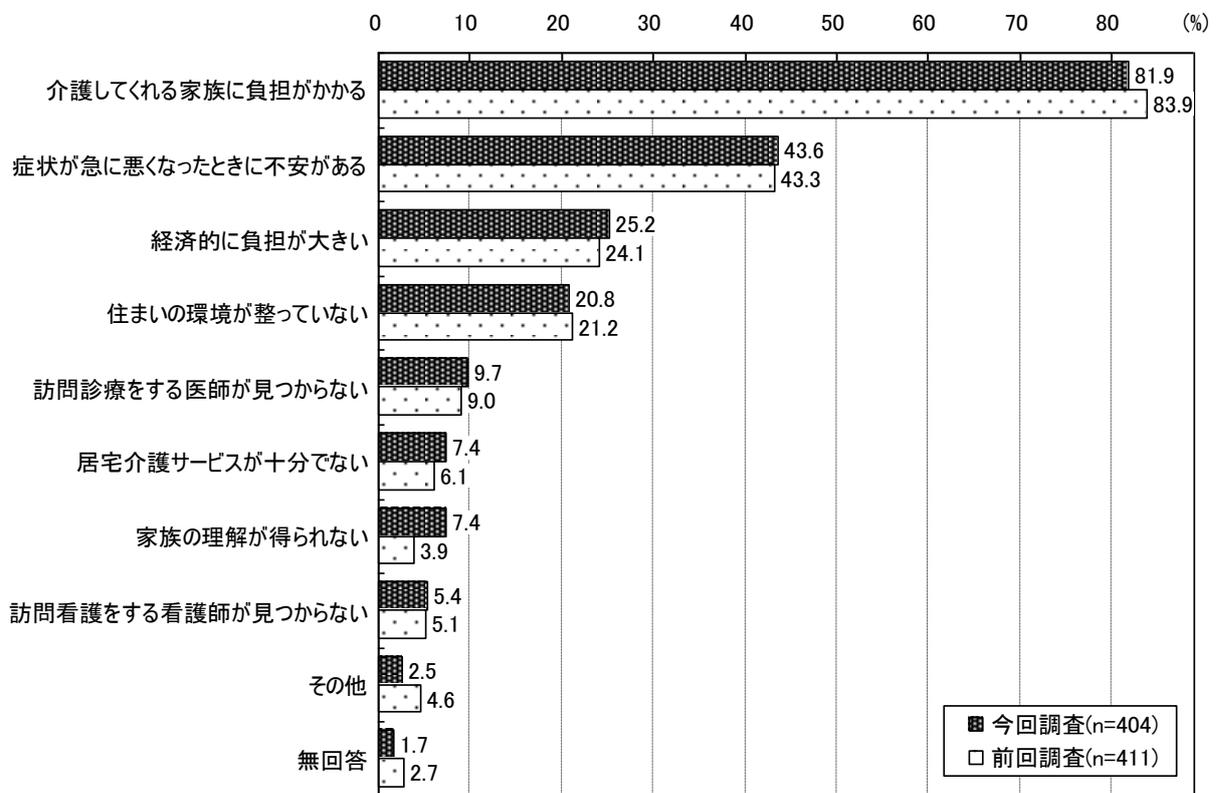
自宅で療養しながら、最期まで過ごすことが難しいと思う人が44.8%、できると思う人が11.4%となっています。

◆あなたは、自宅で療養しながら、最期まで過ごすことができますか。



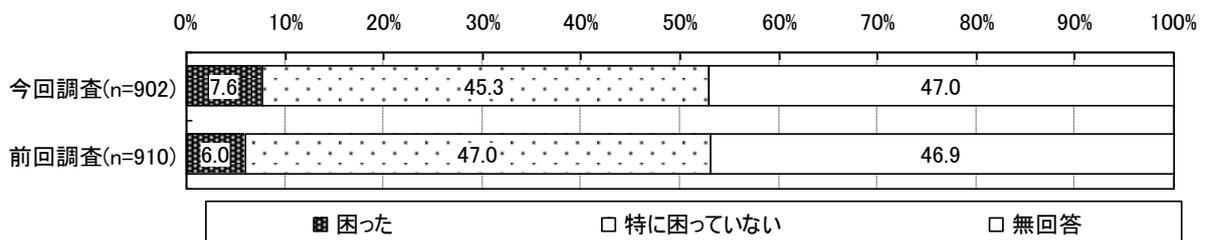
自宅で療養しながら、最期まで過ごすことが難しいと思う理由については、介護してくれる家族に負担がかかるが81.9%と最も多く、次いで症状が急に悪くなったときに不安があるが43.6%、経済的に負担が大きいが25.2%となっています。

◆難しいと思う理由は何ですか。



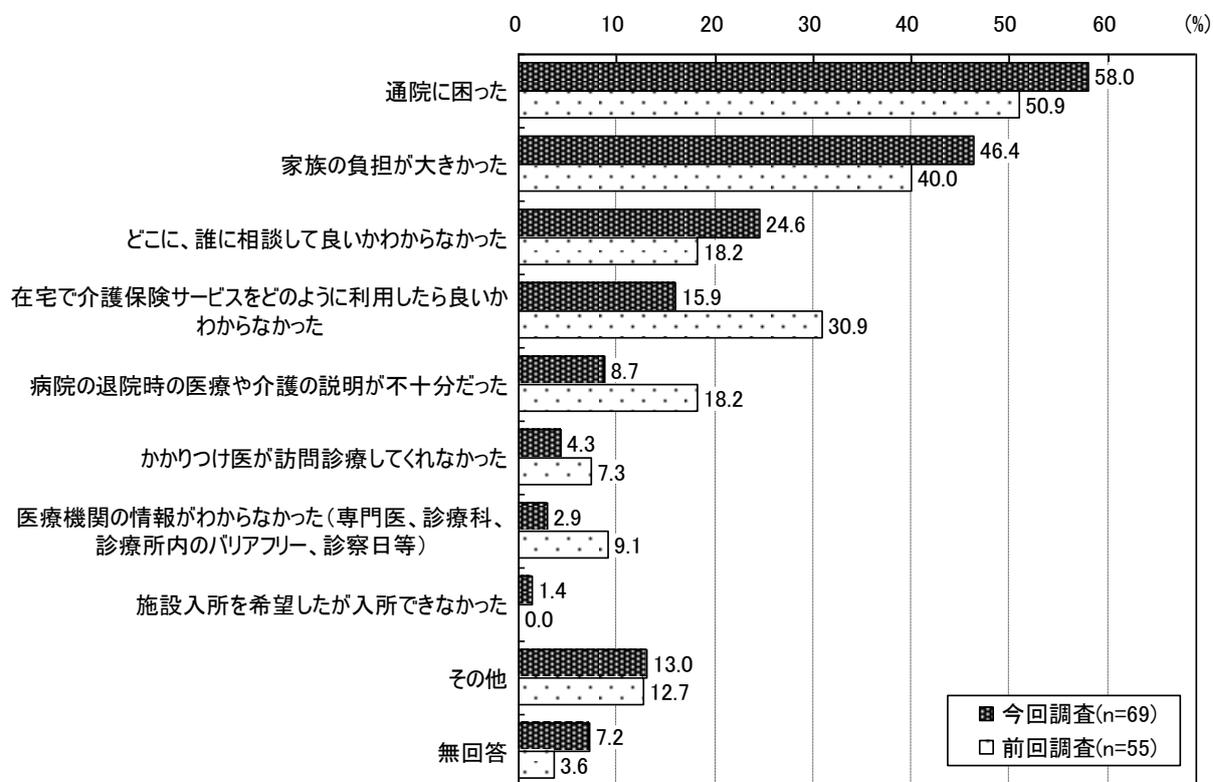
退院時や退院後に困ったことがあったという人は7.6%となっています。

◆今までに入院されたことがあり、退院後、在宅での医療や介護が必要となったことがある方のご家族にお伺いします。退院時や退院後、困ったことはありますか。



退院時や退院後に困った理由として通院に困ったが58.0%、家族の負担が大きかったが46.4%となっています。

◆困った理由は何ですか。



将来的に可能な限り在宅生活を送ることを希望する人が大半を占めています。その一方で、半数近い人は在宅での療養生活は難しいと考えており、家族に負担がかかることを理由としてあげています。

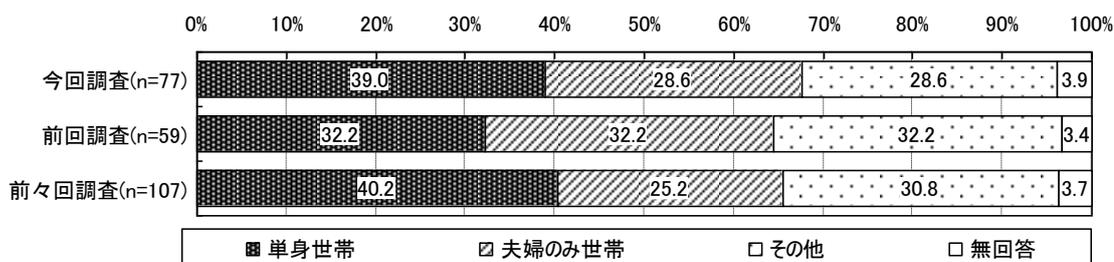
こうしたことから、今後とも利用者ニーズを的確に見極めつつ、介護保険サービスや高齢者福祉サービスの質的・量的な充実に取り組みをより促していくことが重要と考えられます。

### (3) 在宅介護実態調査の主な調査結果

#### 《世帯構成》

世帯類型をみると、単身世帯が39.0%と前回調査時より増えており、単身世帯と夫婦のみ世帯を合わせて高齢者のみで構成する世帯が67.6%を占めています。

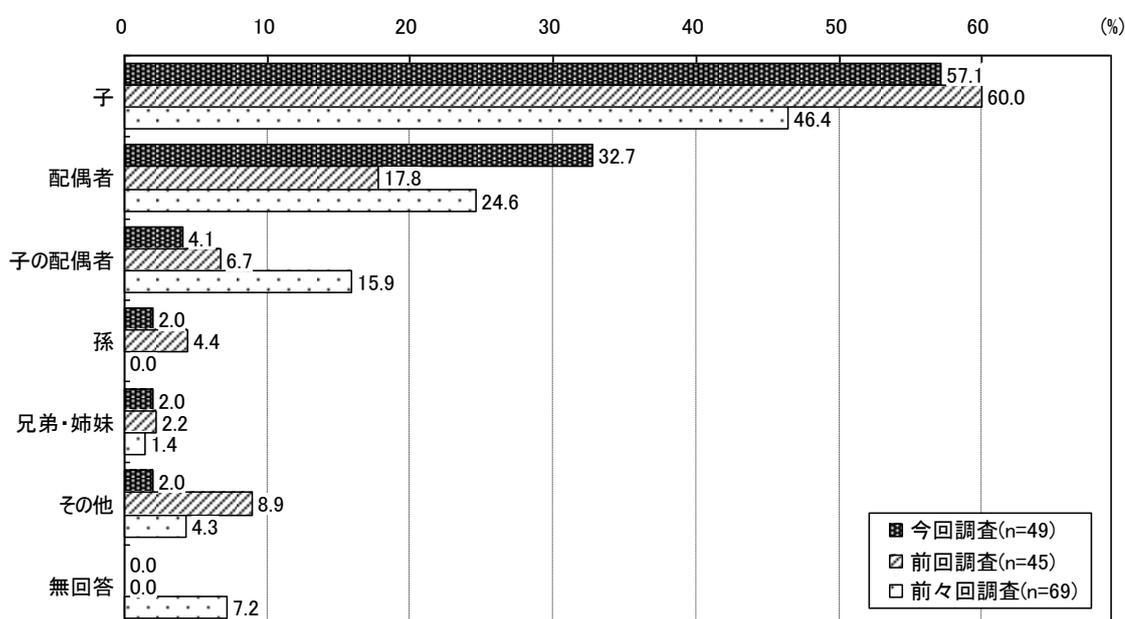
◆世帯類型について、ご回答ください。



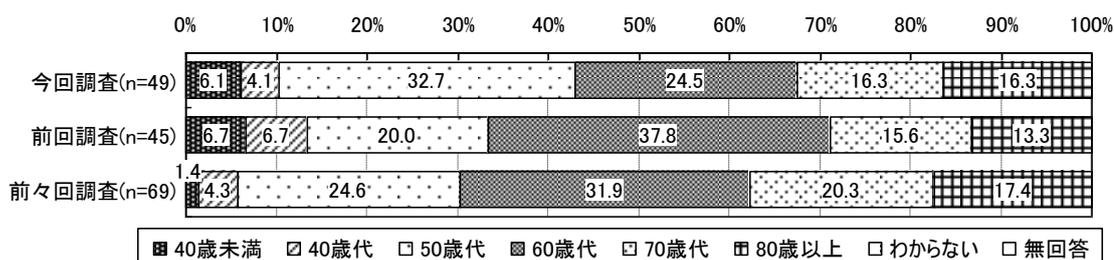
#### 《主な介護者の属性》

主な介護者は、子が57.1%、配偶者が32.7%、子の配偶者が4.1%となっています。介護者の年齢は60歳以上が57.1%を占めています。

◆主な介護者の方は、どなたですか。



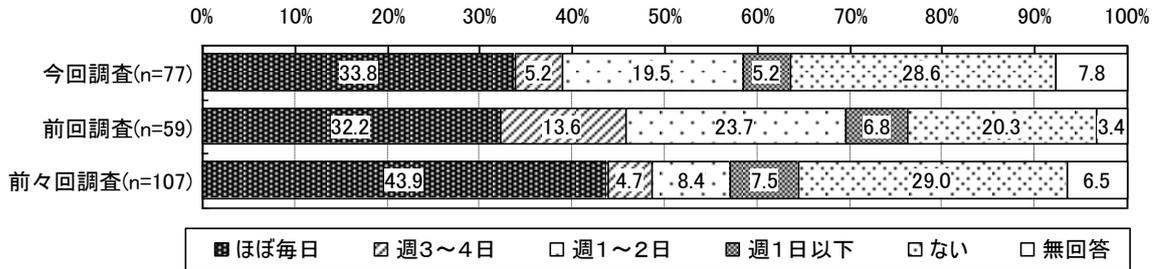
◆主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。



## 《介護の状況》

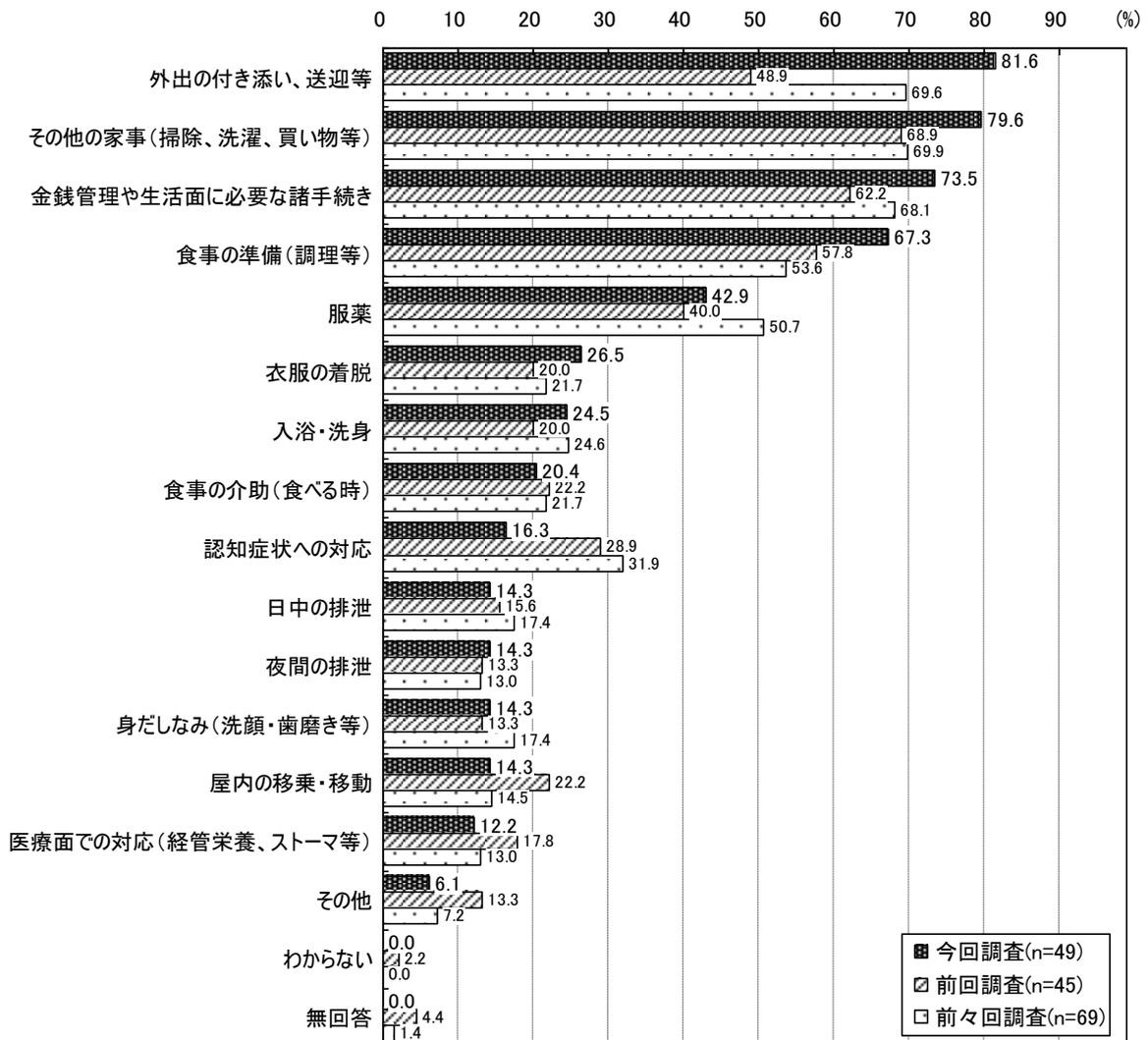
回答者の63.7%が家族や親族からの何らかの介護を受けています。

### ◆ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか。



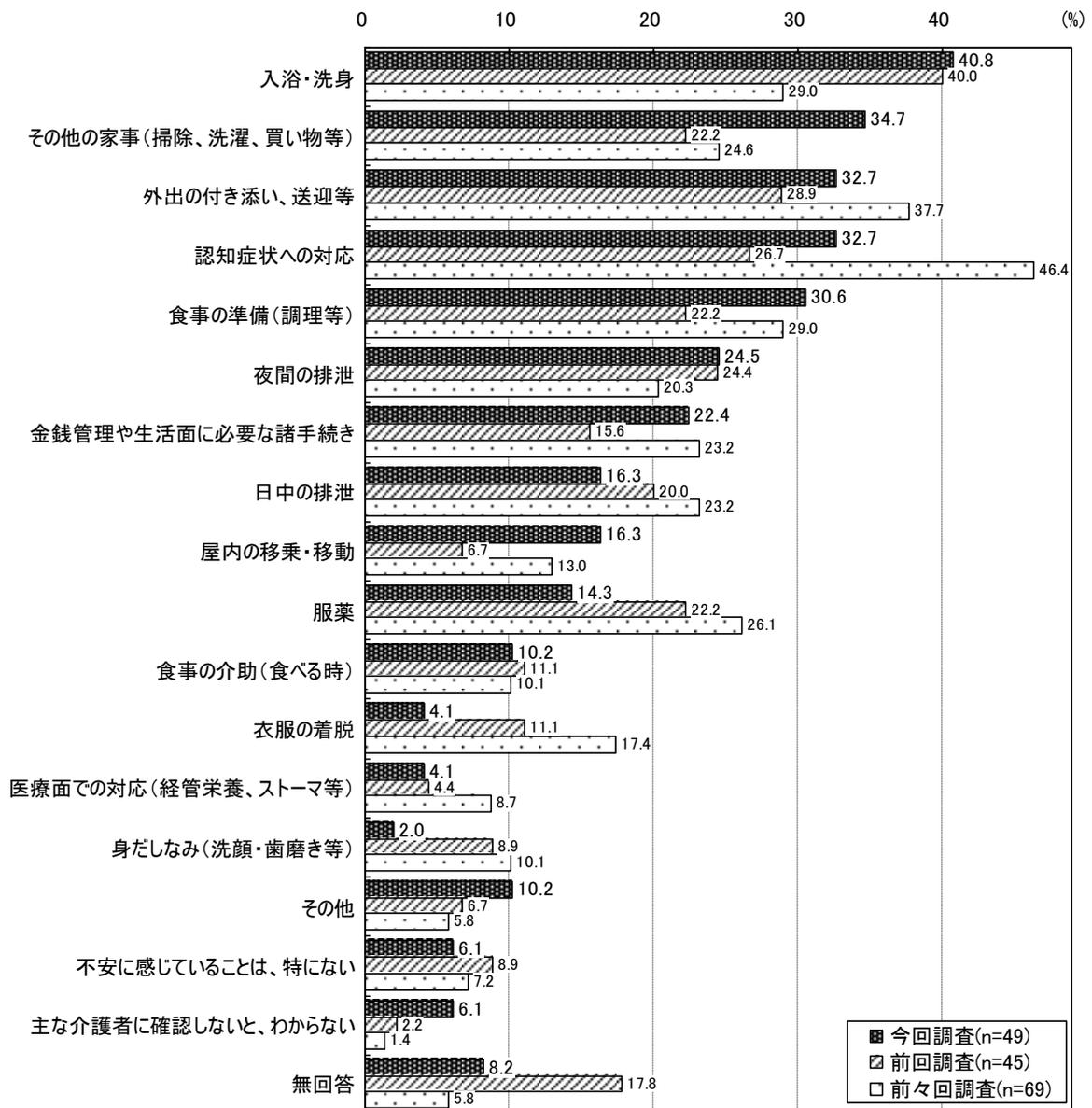
介護を受けている内容は、多い順に外出の付き添い、送迎等が81.6%、その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）が79.6%、金銭管理や生活面に必要な諸手続きが73.5%、食事の準備（調理等）が67.3%などとなっています。

### ◆現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください。



現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安を感じる介護等として、入浴・洗身が40.8%、その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）が34.7%、外出の付き添い、送迎等と認知症状への対応がそれぞれ32.7%の順となっています。

◆現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）。



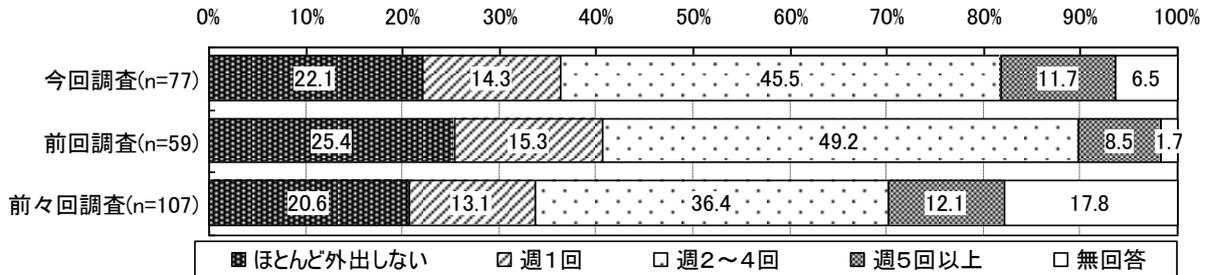
介護者の年齢は60歳以上が約57%を占めており、単身世帯や高齢夫婦のみ世帯が約68%を占めるなど、いわゆる「老老介護」の状態にある家庭が多いことがうかがえます。

家庭における介護力が低下し、在宅介護が困難となりつつある世帯も含まれるものと推察され、今後はこうした状況も踏まえて、要介護・要支援高齢者の生活支援体制づくりについて取り組んでいく必要があります。

## 《外出の状況》

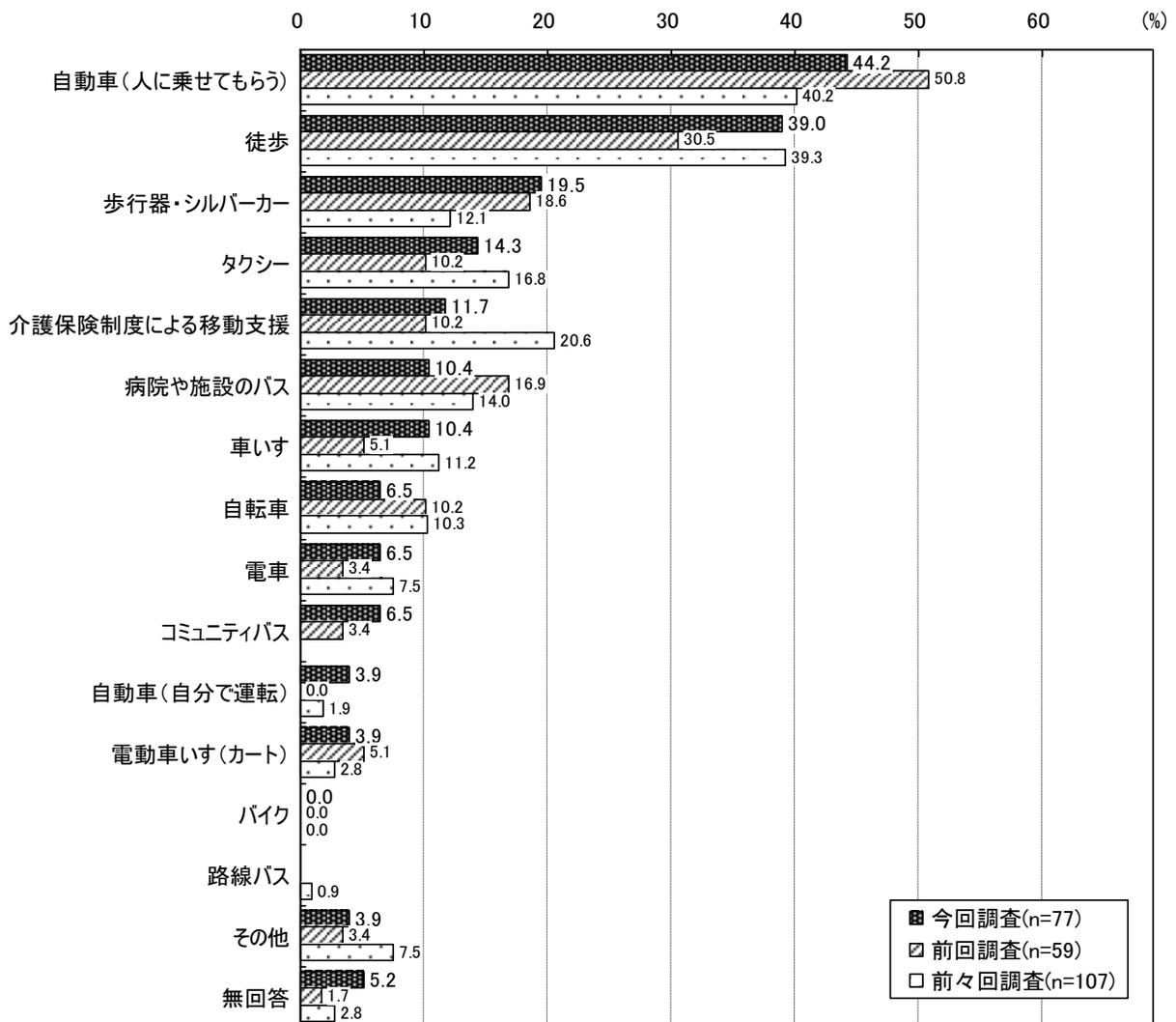
外出が週2～4回という人が45.5%、ほとんど外出しないという人が22.1%となっています。

### ◆週に1回以上は外出していますか。



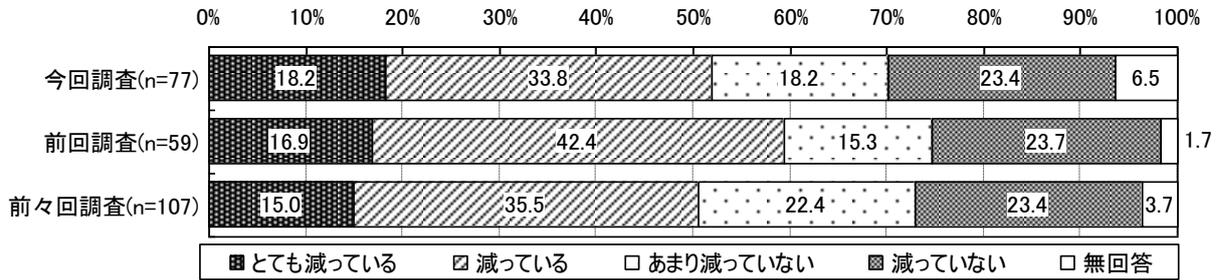
自動車（人に乗せてもらう）が44.2%、徒歩が39.0%の順となっています。

### ◆外出する際の移動手段は何ですか。



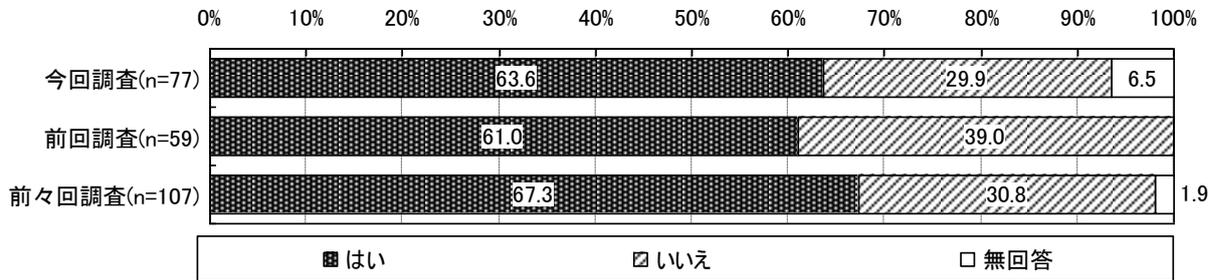
昨年より外出の回数が減っている人は52.0%みられます。

◆昨年と比べて外出の回数が減っていますか。



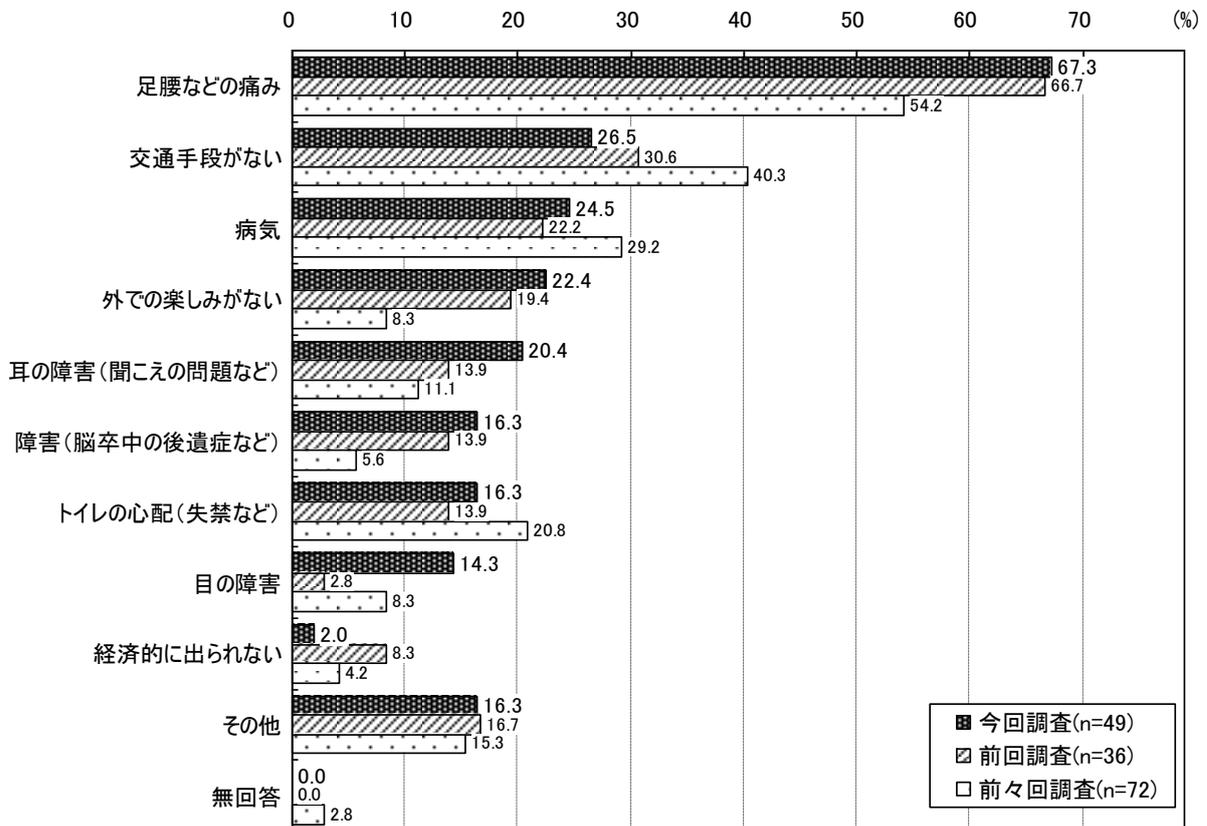
外出を控えている人が63.6%みられます。

◆外出を控えていますか。



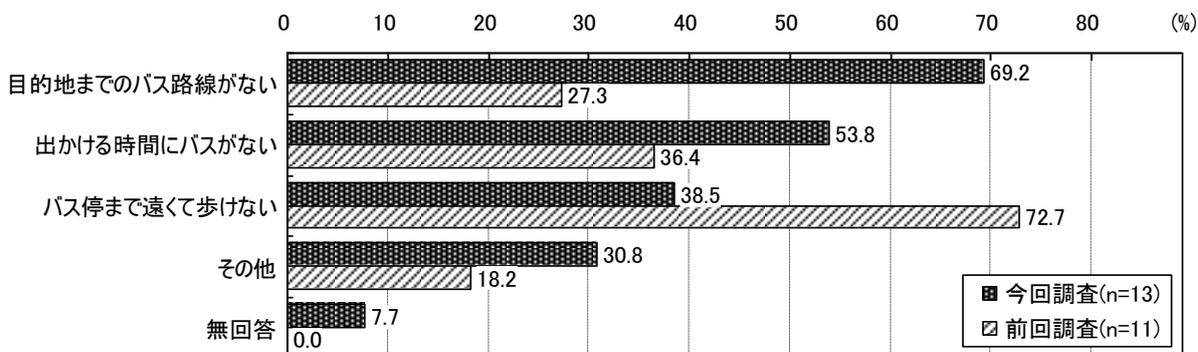
足腰などの痛みが67.3%、交通手段がないが26.5%などの順となっています。

◆外出を控えている理由は、次のどれですか。



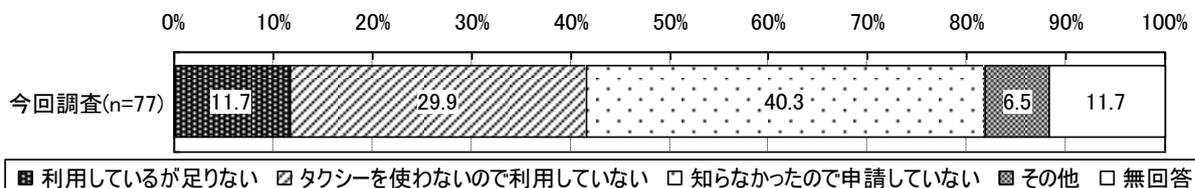
交通手段がないという人に外出が難しい理由を尋ねたところ、目的地までのバス路線がないが69.2%と最も多く、次いで出かける時間にバスがないが53.8%、バス停まで遠くて歩けないが38.5%となっています。

◆令和元年からコミュニティバス（巡回バス）が無料で利用できるようになりましたが、それでも外出が難しいのはどうしてですか。



知らなかったので申請していないが40.3%、タクシーを使わないので利用していないが29.9%となっています。

◆昨年からは在宅高齢者福祉タクシー利用料金助成事業が始まりました（申請された方に、基本料金分を助成するチケットを月2枚交付しています）が、利用されていますか。



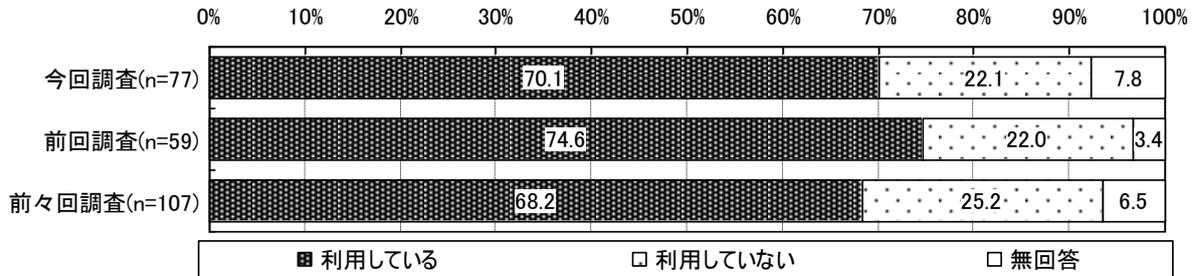
外出は週1日以下という人が約36%、昨年と比べて外出の回数が減ったり、外出を控えている人が52%となっています。外出を控えている理由として、足腰などの痛みが約67%を占めており、運動機能の保持・増進に向けた取り組みに今後とも努めていく必要があります。

また、外出を控えている2番目の理由として、交通手段がないことが約27%となっていますが、コミュニティバス（巡回バス）や在宅高齢者福祉タクシー利用料金助成事業など移動支援の取り組みの周知と利便性の向上を図っていくことが必要です。

## 《介護保険・高齢者福祉サービスの利用状況と意向》

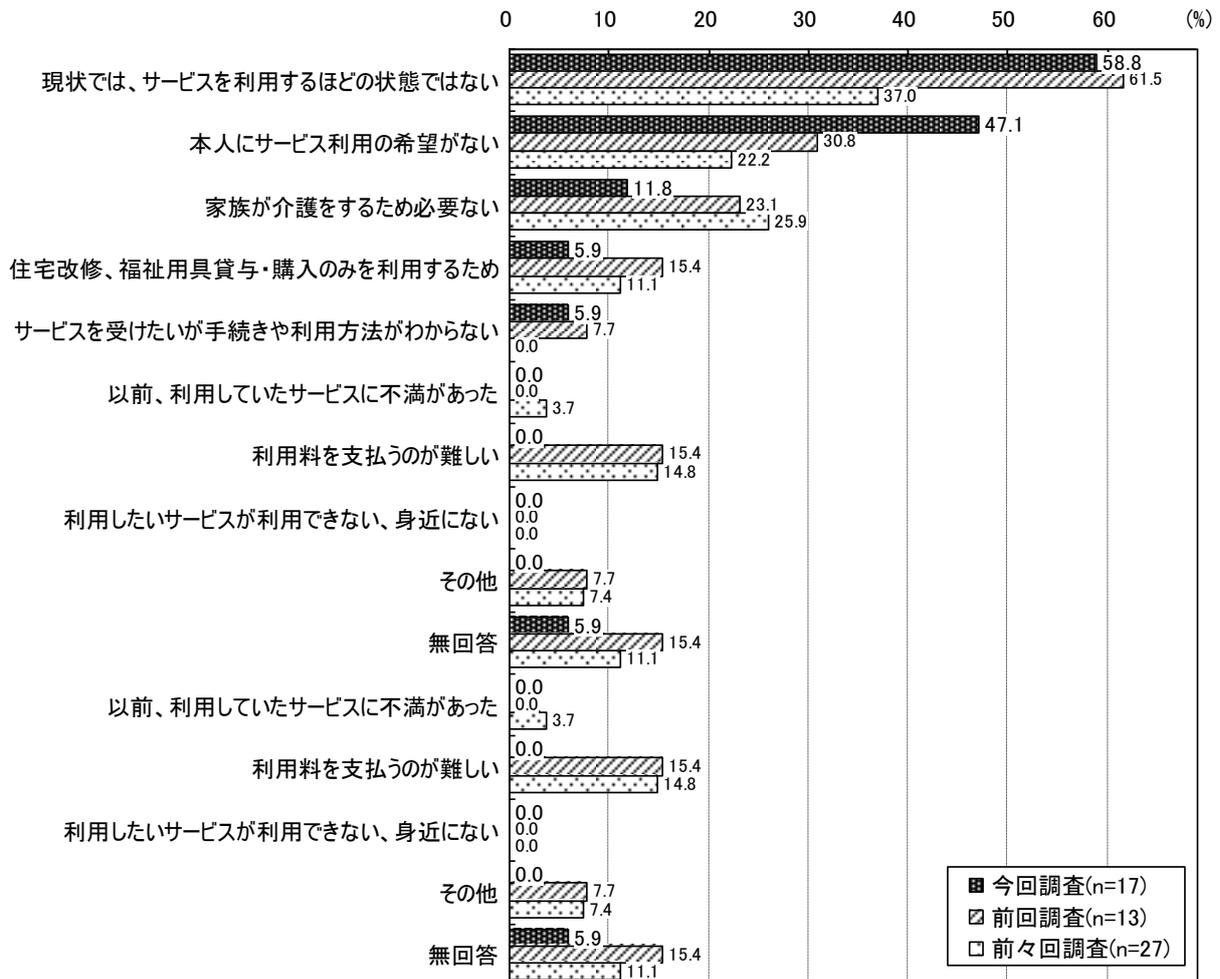
住宅改修や福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスを利用している人は70.1%を占めています。

### ◆現在、（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の）介護保険サービスを利用していますか。



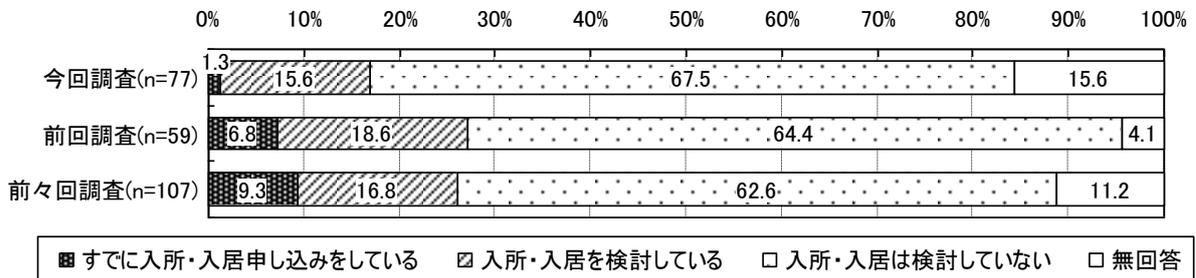
介護保険サービスを利用していない人にその理由を尋ねたところ、現状では、サービスを利用するほどの状態ではないが58.8%、本人にサービス利用の希望がないが47.1%などとなっています。

### ◆介護保険サービスを利用していない理由は何ですか。



現時点で施設等への入所・入居申し込みを既にしてしている人は1.3%、検討中の人が15.6%となっています。

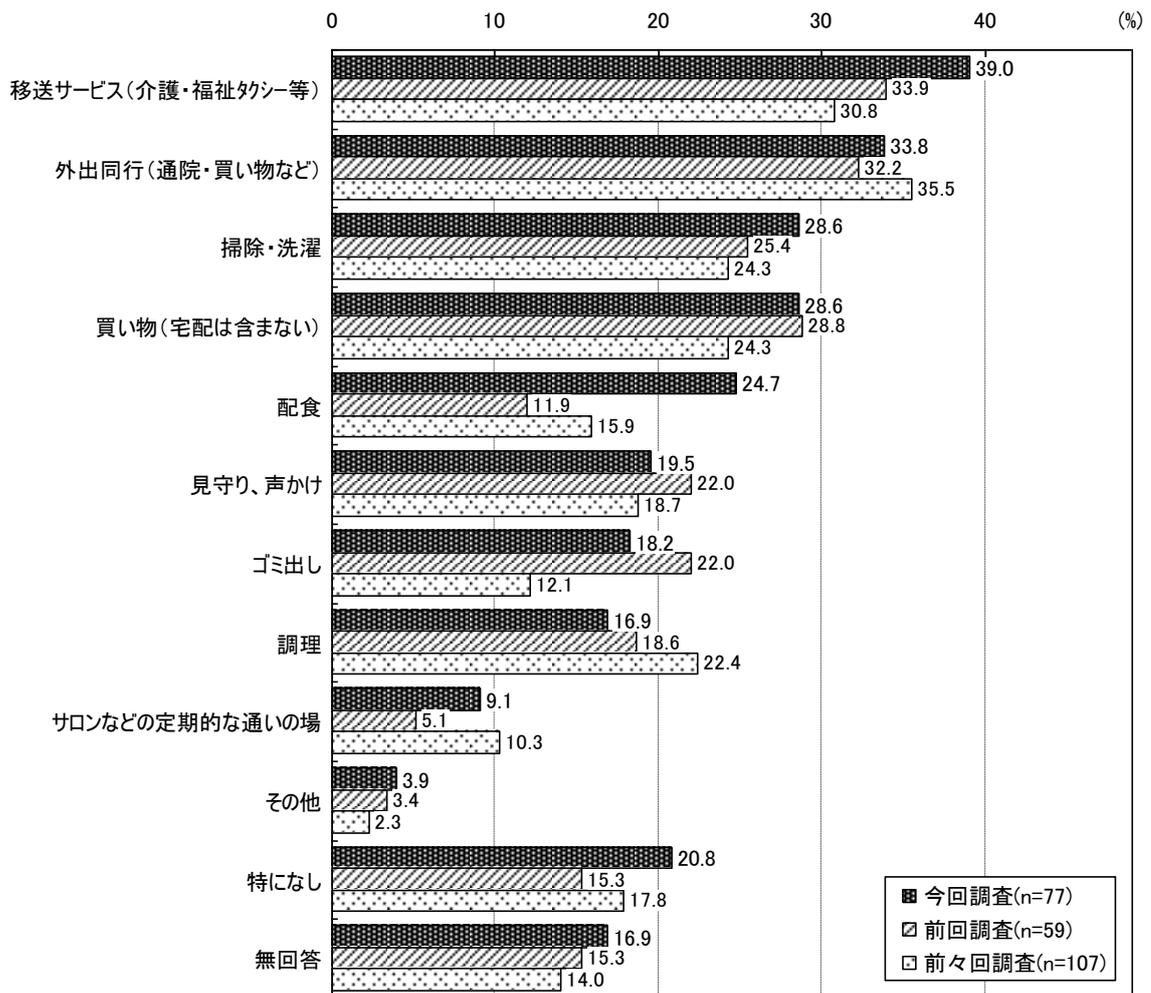
◆現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。



今後の在宅生活の継続に向けて、何らかの支援・サービスが必要と感じている人は62.6%と前回調査時より減少しています。

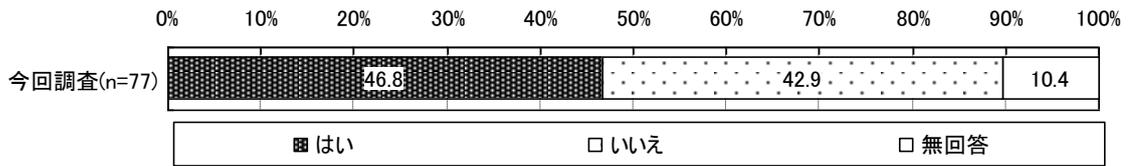
内容別にみると、移送サービスが39.0%、外出同行が33.8%、掃除・洗濯と買い物それぞれ28.6%などの順となっています。

◆今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。



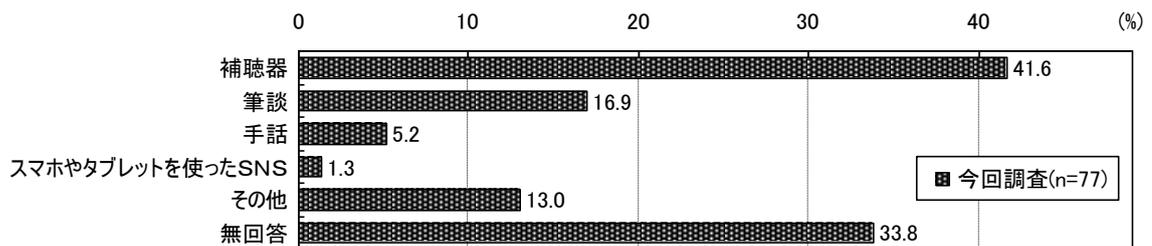
耳の聞こえが悪くなったと感じることがあるという人は46.8%となっています。

◆耳の聞こえが悪くなったと感じることがありますか。



「補聴器」が41.6%、「筆談」が16.9%となっています。

◆耳の聞こえが悪くなった時、コミュニケーションを取る方法は何がいいですか。

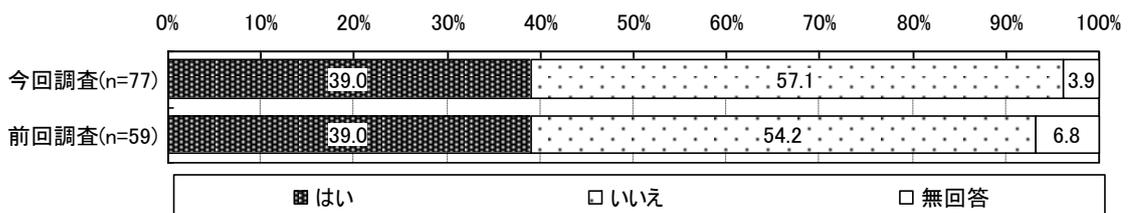


主な介護者が不安に感じる介護等として、外出時の付き添い・送迎等が上位にあり、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとしても移送サービスや外出同行、家事や買い物が最も多くを占めています。

このため、要介護・要支援認定者の生活支援、社会参加に向けて外出支援に向けた取り組みをインフォーマルなサービスも含めてより充実させていくことが求められます。

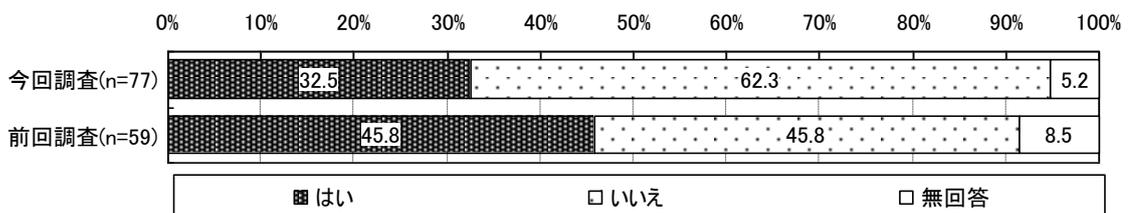
調査対象者自身や家族に認知症の症状があるという人は39.0%となっています。

◆認知症の症状があるまたは家族に認知症の症状がある人がいますか。



認知症に関する相談窓口を知っている人は32.5%と、前回調査より減少しています。

◆認知症に関する相談窓口を知っていますか。



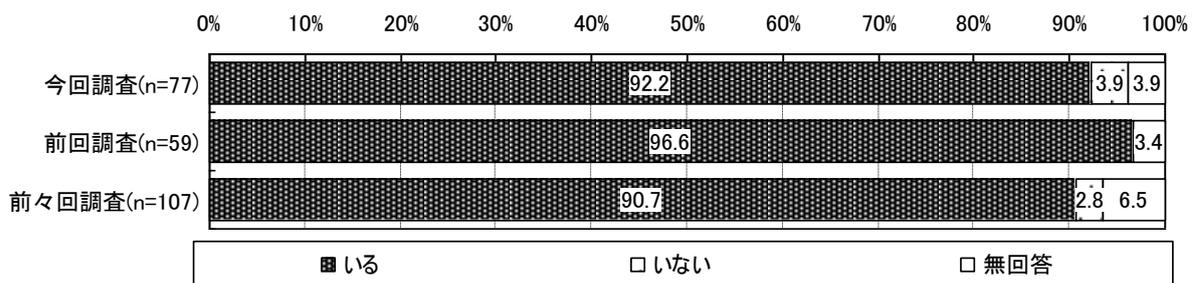
認知症の症状があるという人が39%を占め、主な介護者が不安を感じる介護等についても認知症への対応が上位にあります。その一方で、認知症に関する相談窓口への認知度は約33%にとどまっている状況です。

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたって、認知症施策の推進は重点的な取り組みとして位置づけられており、田尻町としても認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、認知症について気軽に相談できる体制づくりや、認知症の本人・家族を地域で支えていく体制づくりを進めていく必要があります。

## 《在宅療養に関する状況と意識》

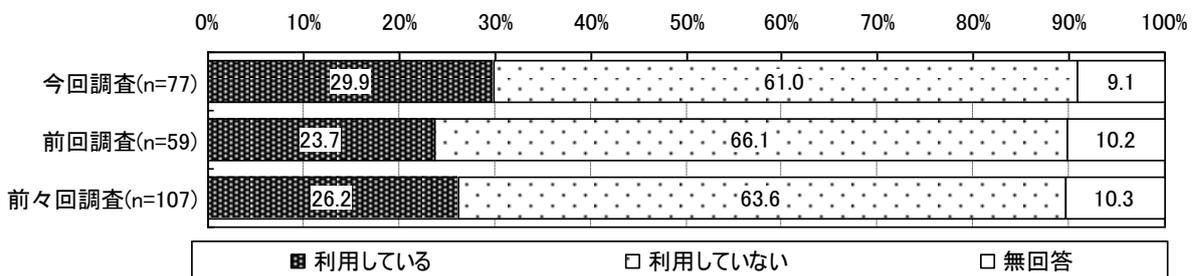
かかりつけ医のいる人は92.2%を占めています。

### ◆現在、かかりつけ医はいますか。



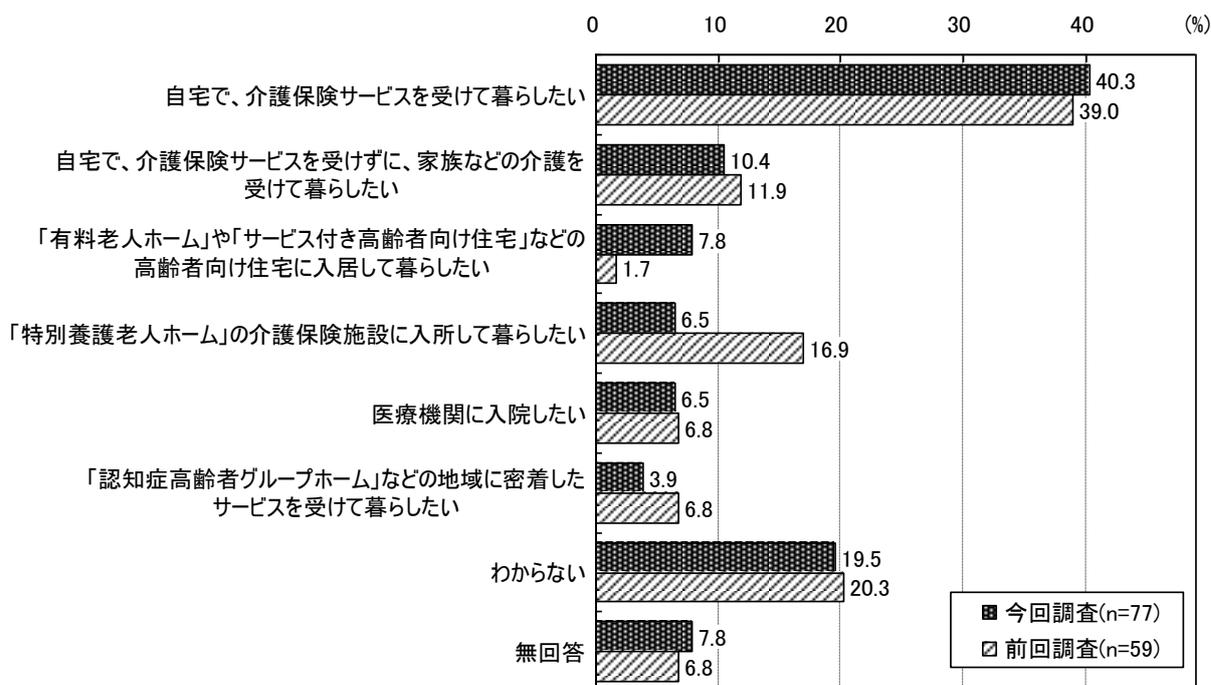
訪問診療を利用している人は29.9%となっています。

### ◆現在、訪問診療を利用していますか。



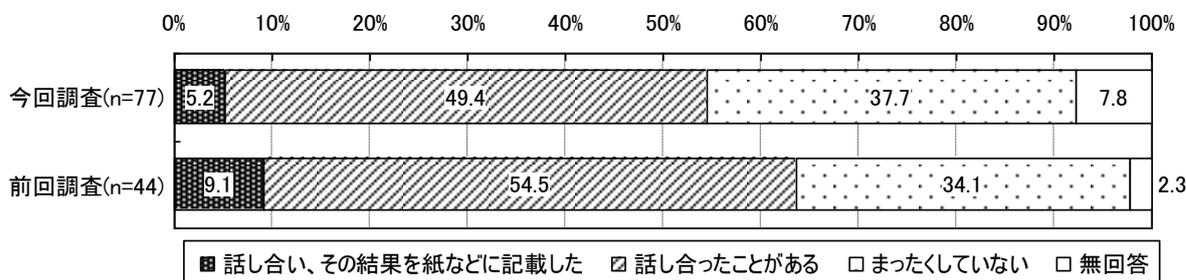
介護が必要な状況が進んだり、人生の最期を迎える時の暮らし方について尋ねたところ、自宅で、介護保険サービスを受けて暮らしたいが40.3%と最も多く、次いで自宅で、介護保険サービスを受けずに、家族などの介護を受けて暮らしたいが10.4%となっています。

◆あなたは、今後、自分で身の回りの事ができなくなった場合や人生の最期を迎える時に、どのような暮らしを送りたいですか。



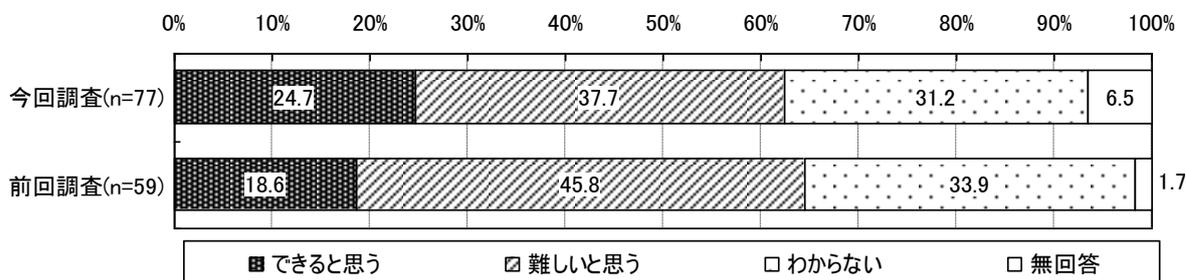
介護が必要な状況が進んだり、人生の最期を迎える時の暮らし方について家族などとの話し合いの状況を尋ねたところ、話し合ったことがあるが49.4%、話し合い、その結果を紙などに記載したが5.2%となっています。

◆上記の内容について誰かと話し合いをしていますか。



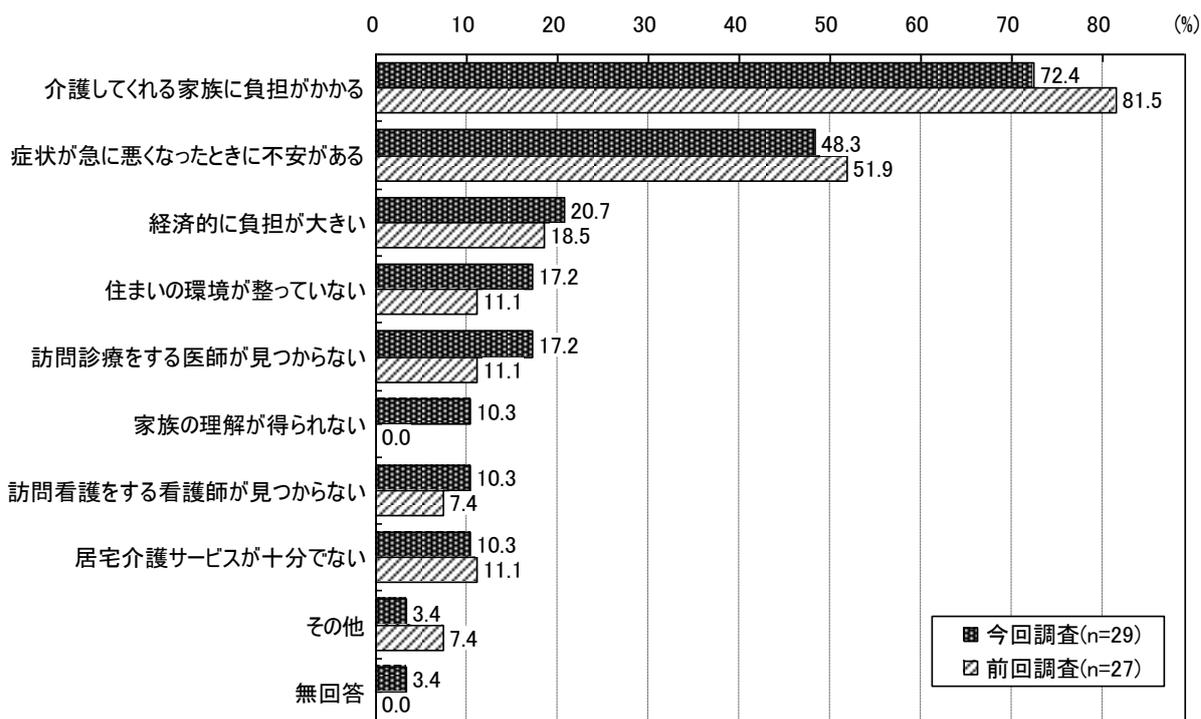
自宅で療養しながら、最期まで過ごすことが難しいという人が37.7%、できると思う人が24.7%となっています。

◆あなたは、自宅で療養しながら、最期まで過ごすことができますか。



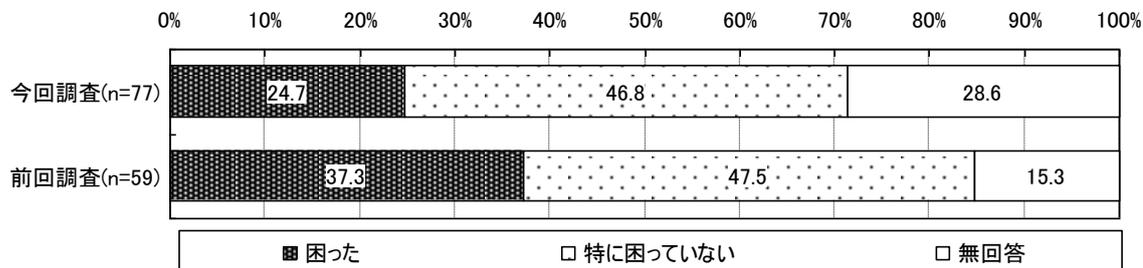
自宅で療養しながら、最期まで過ごすことが難しいと思う理由については、介護してくれる家族に負担がかかるが72.4%と最も多く、次いで症状が急に悪くなったときに不安があるが48.3%、経済的に負担が大きい20.7%となっています。

◆難しいと思う理由は何ですか。

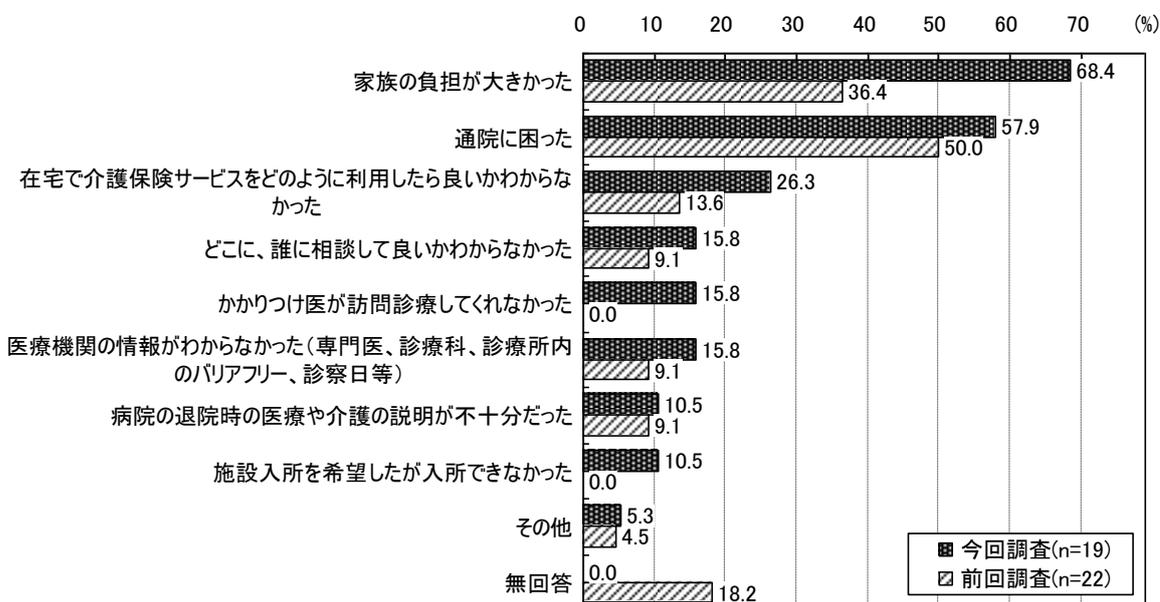


退院時や退院後に困ったことがあったという人は24.7%となっており、困った理由として家族の負担が大きかったが68.4%、通院に困ったが57.9%となっています。

◆今までに入院されたことがあり、退院後、在宅での医療や介護が必要となったことがある方やご家族にお伺いします。退院時や退院後、困ったことはありますか。



◆困った理由は何ですか。



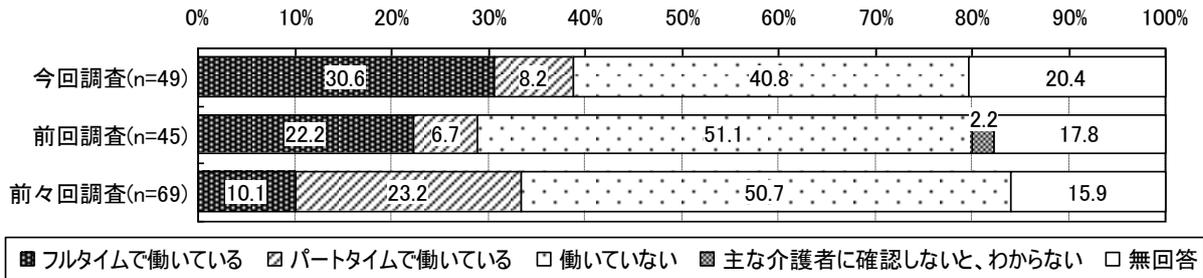
要介護状態が進んだり、人生の最期を迎える時の暮らし方として、介護保険サービスなどを受けながら自宅で暮らしたいと考える人が多くを占めています。その一方で、約40%の人は在宅での療養生活は難しいと考えており、家族に負担がかかることを理由としてあげています。また、かかりつけ医はほとんどの人が持つ一方で、訪問診療を受けている人は約30%にとどまり、退院時や退院後に通院に困った経験をした人や、介護が必要な症状が急に悪くなったときに不安を感じる人が少なからずみられます。

疾病を抱えたり、介護が必要な状況になっても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるためには、地域における医療・介護の関係機関の連携により包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。このため、町内及び近隣市の関係機関との連携を通じて、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するための取り組みを引き続き進める必要があります。

## 《仕事と介護の両立と介護離職の状況》

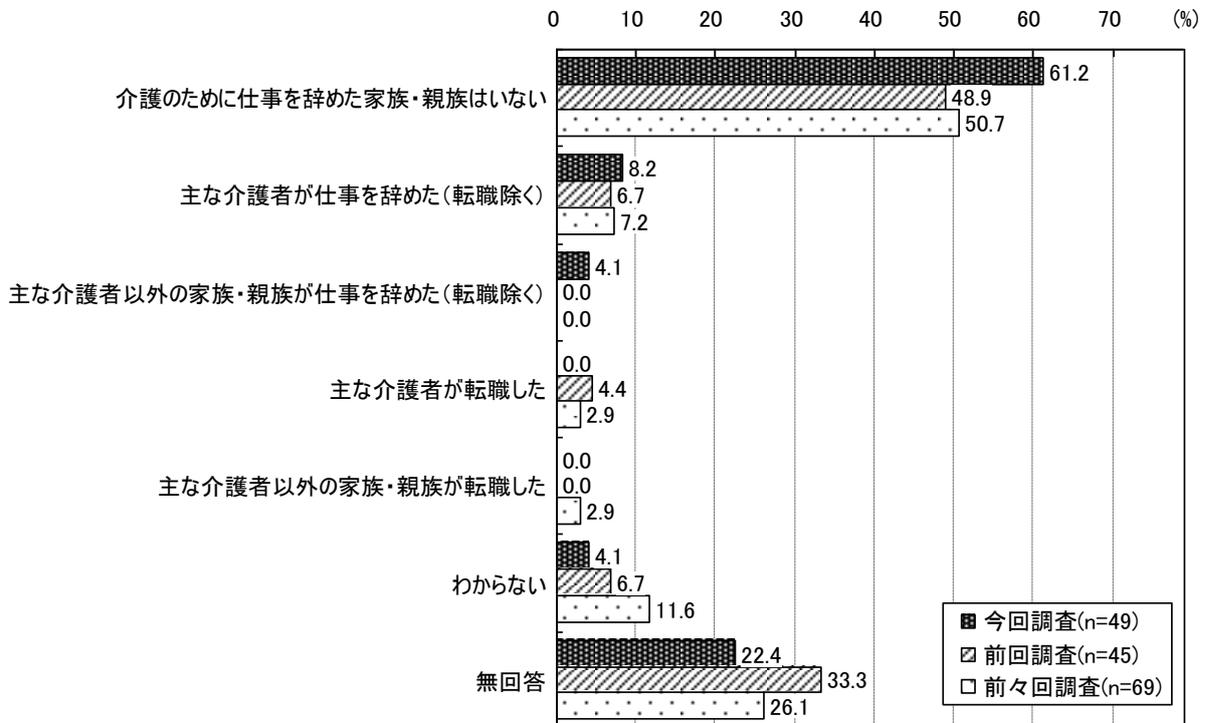
介護者の勤務形態は、フルタイムで働いている人が30.6%、パートタイムが8.2%で、合わせて38.8%となり、前回調査時より働いている人の割合は高くなっています。

◆主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。



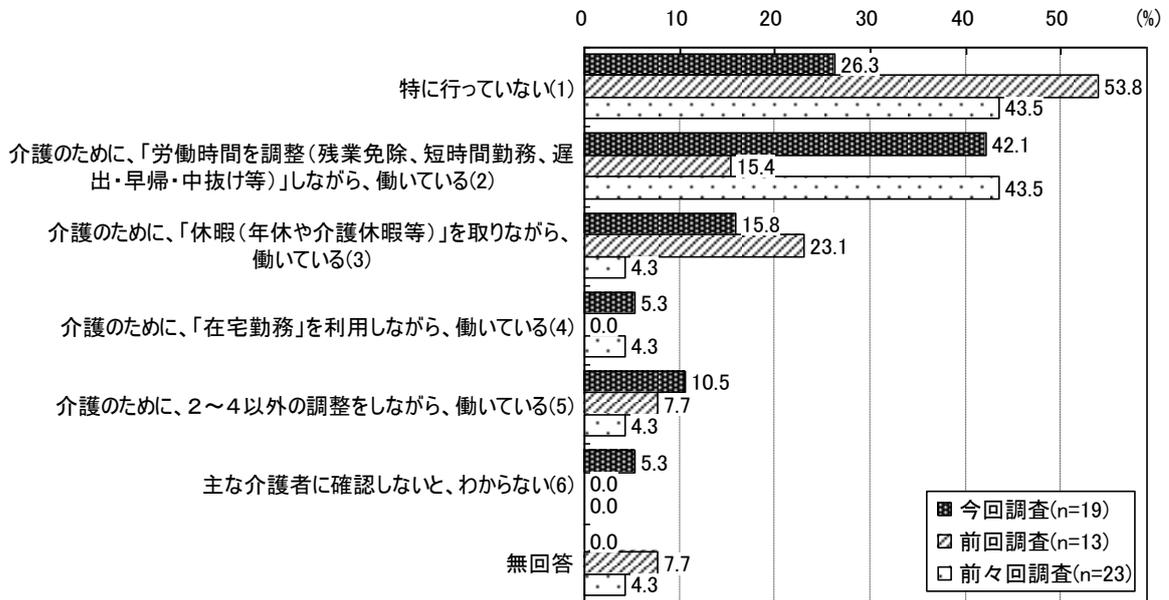
介護を主な理由として過去1年間に離職した主な介護者は8.2%で、前回調査時よりわずかに増加しています。

◆ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません）。



介護をするために何らかの形で働き方の調整をしている人は73.7%で、労働時間を調整している人が多くを占めています。

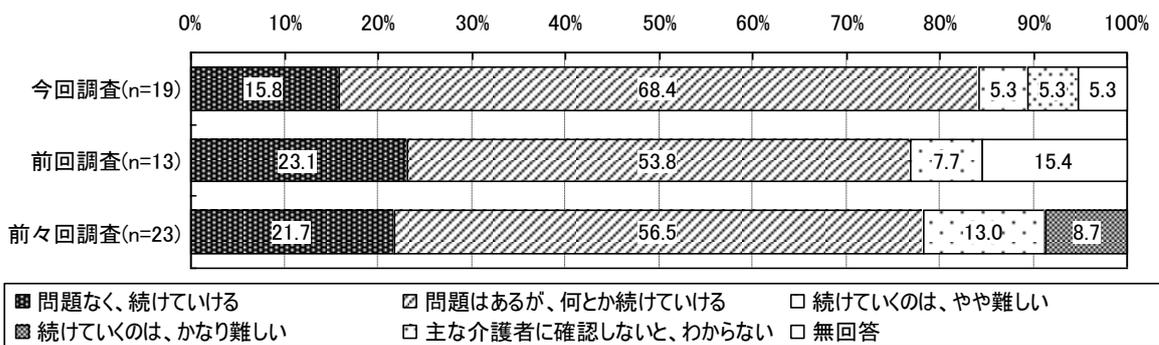
◆主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか。



※選択肢末尾の数字は各選択肢の番号です。

今後の仕事と介護の両立については、問題なく、続けていけるが15.8%、問題はあがあるが、何とか続けていけるが68.4%と、合わせて84.2%が続けていけると答えています。

◆主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。



介護者の多くは60歳以上ということもあり、働いている介護者は約39%となっています。その上で働いている介護者の約84%が仕事と介護の両立をしていけると答えています。

しかし、なかには両立が難しいという人や実際に仕事を辞めたり転職した人も皆無ではなく、介護者の就労と介護の両立への支援のあり方について、田尻町としても引き続き検討していく必要があります。

## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 計画の基本理念

この計画の推進を通じて、田尻町に住むすべての人が、元気であっても、病気であっても、介護が必要であっても、いつまでも田尻町で、この家でいきいきと暮らすことができることを目指します。

そのために、多様な人々が超高齢社会をともに生き、ともに支えあう心の通うコミュニティを形成し、介護や支援を必要とする高齢者をはじめ、だれもが住み慣れた地域や自宅で安心して、健やかに自立した生活を続けることができる環境づくりをより一層進めていく必要があります。

田尻町では、第2期の「田尻町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」より、次の5つの基本理念を掲げており、本計画の推進にあたって、引き続き継承していくものとします。

- ①高齢者はもとより障害のある人、在日外国人、女性などのあらゆる人々の立場が正しく理解され、人権が最大に尊重される社会づくりを基本とする。
- ②高齢になっても疾病等にかかっても、個々のレベルで「健康づくり（元気づくり）の目標を持った生活」をする。
- ③介護を受けることが必要になっても「自らの意思に基づき自立した生活」をする。
- ④小さな町域の利点を活かし、身近な介護サービスや生活支援を受け、近隣、地域が支援してくれる「安心のある生活」ができる。
- ⑤自らの経験と知識を活かしていける「社会参加と生きがいある生活」ができる。

また、これらの基本理念を踏まえつつ、『生涯いきいき・あんしん たじり』を計画の推進にあたって目指すべき将来像として、設定します。

# 生涯いきいき・あんしん たじり

## 2 施策展開にあたっての基本方向

### (1) いきいき健康づくりの支援

高齢者自らが、積極的に健康づくりや介護予防活動に取り組み、できるだけ長い間、要介護状態となることから予防できるよう健康増進事業や地域支援事業の推進に努めるとともに、要介護状態または要支援状態の軽減や悪化の防止に努めます。

とりわけ、身近で参加しやすい健康づくり、閉じこもりや認知症の予防などに積極的に取り組みます。

また、高齢者が地域社会の一員として様々な活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らせるよう、就労をはじめとする社会参加の促進、文化・学習・スポーツ活動の活性化など、高齢者の豊かな知識と経験が生きる機会の提供や交流の場づくりを進めます。

### (2) あんしん福祉の推進

住み慣れた地域で、高齢者ができるだけ長く在宅生活が継続できるよう、介護や支援を必要とする高齢者やひとり暮らしの高齢者、日中にひとりになる高齢者、高齢者のみの世帯などへの生活支援体制の充実に努めるとともに、介護者の負担を軽減し、介護家庭の生活の質の向上を図ります。

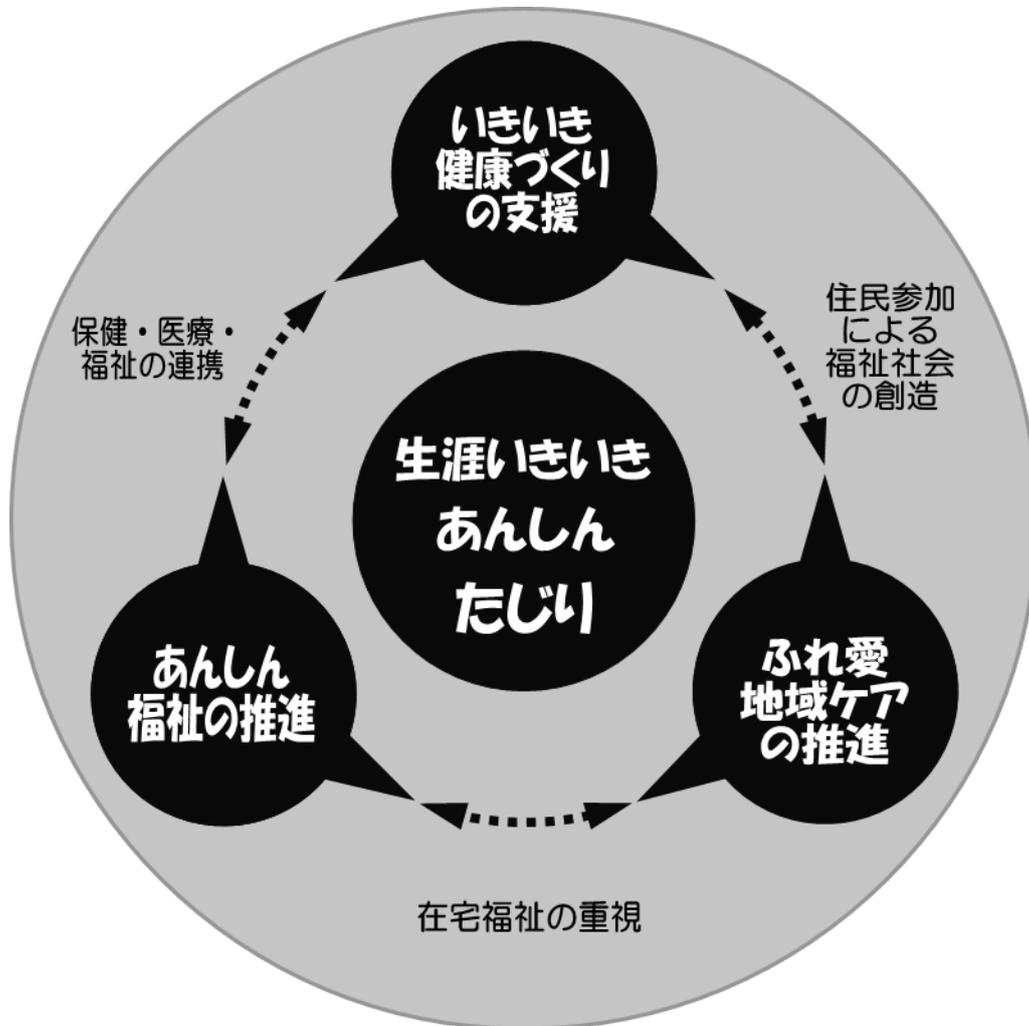
介護保険事業については、認定者の地域における生活をできるかぎり継続できるよう必要なサービス量の確保と質的な向上を図り、利用者本位のサービス提供に努めます。

また、高齢者を含むすべての住民が安全で快適に暮らせるよう、バリアフリー化など生活環境の整備に努めるとともに、地域の安全対策等を図っていきます。

### (3) ふれ愛・地域ケアの推進

すべての高齢者が適切な援助やサービスを受けられるよう、身近な場所で相談が受けられる体制を充実するとともに、各種サービスの周知に努め、高齢者個々の事情に応じた適切なサービス利用を促進します。また、本人が意思表示できない場合の自己決定の支援など、サービス利用者の権利擁護に努めます。

地域における福祉機能の向上を目指して、福祉教育やふれあい活動を推進するとともに、住民が相互に支えあう地域福祉活動、ボランティア活動を育成・活性化し、地域の高齢者等を地域で支えていく仕組みを築いていきます。



## 第4章 高齢者に関わる施策の展開

### 1 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実

##### ■施策の方針

- 住み慣れた家庭や地域で、年齢や生活状態に関係なく、いつまでも安全に安心して暮らせるよう、関係機関の連携強化に努め、各種事業・サービスを横断的に組み合わせながら、高齢者一人ひとりの実態や希望に応じた包括的・継続的な生活支援体制づくりを進めます。
- 田尻町が地域包括ケアに関する方針を明確にしたうえで、介護支援専門員と、それを支援・コーディネートする地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を進め、医療、介護、予防、生活支援、権利擁護、住まい等についての情報が集約され、高齢者の一人ひとりにサービスが届く仕組みづくりを目指します。

施策・事業	内 容
地域ケア体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域包括支援センターを拠点として、地域の保健・医療・福祉の関係機関相互の連携と情報共有を図り、介護や支援を必要とする高齢者の早期発見・対応や適切な支援、サービス提供を図るなど、健康づくりや介護予防、自立支援対策、介護保険サービスの提供が迅速・適切に行われるようなケア体制の構築に努めます。</li><li>・日常的な健康づくり・介護予防や重度化防止、生活支援、介護・リハビリテーションなど、高齢者一人ひとりの状態にあった適切な支援を行えるよう、地域住民の主体的な活動を支援します。</li></ul>
地域包括支援センターの適切な運営及び評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・総合相談・支援、介護予防プランづくり、包括的・継続的マネジメント等を行うため、事業の円滑な運営に資する専門職の確保・養成、適正配置に努めます。また、センター自体やセンターで実施している各種事業の内容について、広報・啓発に努めます。</li><li>・センター運営の中立性・公平性を確保するため、サービス事業者、関係団体、利用者・被保険者の代表などで構成される地域包括支援センター運営協議会において運営方針の確認と運営内容に関しての定期的な評価を行います。その結果に基づき、必要となる体制を検討し、その確保に向けて取り組みます。</li></ul>

施策・事業	内 容
地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議に多職種が参加することで、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるとともに、ネットワークの構築を図ります。</li> <li>・課題分析等を積み重ね、地域に共通した課題を明確にしていきます。</li> </ul>
包括的・継続的マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者一人ひとりの希望や心身の状態、家族の状況などに応じた支援を行うため、介護支援専門員と地域包括支援センター等が連携をとりながら、生活全体を踏まえた包括的・継続的マネジメントの実現を図ります。</li> <li>・在宅の介護サービスと医療サービス等を適切に組み合わせて、施設と同様に安心感の継続できる環境づくりを目指していきます。</li> <li>・介護支援専門員は定期的なサービス担当者会議の開催に努め、必要に応じて主治医の同席についても要請するようにします。</li> <li>・高齢者が住みなれた環境のなかで尊厳を保持しながら、その人らしい生活を続けられるよう、ターミナルケアへの対応も視野に入れた、サービス提供体制について検討します。</li> <li>・地域の介護支援専門員が個々では解決しきれない支援困難事例や苦情相談等を抱え込まないよう、ケアマネジャー連絡会等で検討したり、介護支援専門員の資質・専門性の向上のため、研修を実施します。</li> </ul>
田尻町と共同で地域包括支援センターの年度計画を策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田尻町と地域包括支援センターの両者で、地域の現状把握と地域課題解決のための方策を検討し、共同で地域包括支援センターの年度計画を策定します。</li> <li>・主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師の三職種が専門性を活かし、センターの機能を十分に発揮できるよう、田尻町として支援します。</li> <li>・地域包括支援センターが対応する事案が多様化・複雑化するなかで、職員のスキルアップが重要であるため、研修等により資質向上を図ります。</li> </ul>
地域包括ケア会議の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターにおいて、地区会、民生委員児童委員、地区福祉委員、医師会、保健所、消防本部、介護保険事業者、社会福祉協議会、人権協会、行政（高齢障害支援課・健康課）の参画により「地域包括ケア会議」を開催します。会議等で出された地域課題の集約・検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を進めます。</li> </ul>

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議 対応事例件数	15事例	12事例	16事例	19事例	19事例	19事例
総合相談・支援件数	2,302件	2,240件	2,246件	2,280件	2,340件	2,400件

## (2) 医療と介護連携の推進

### ■施策の方針

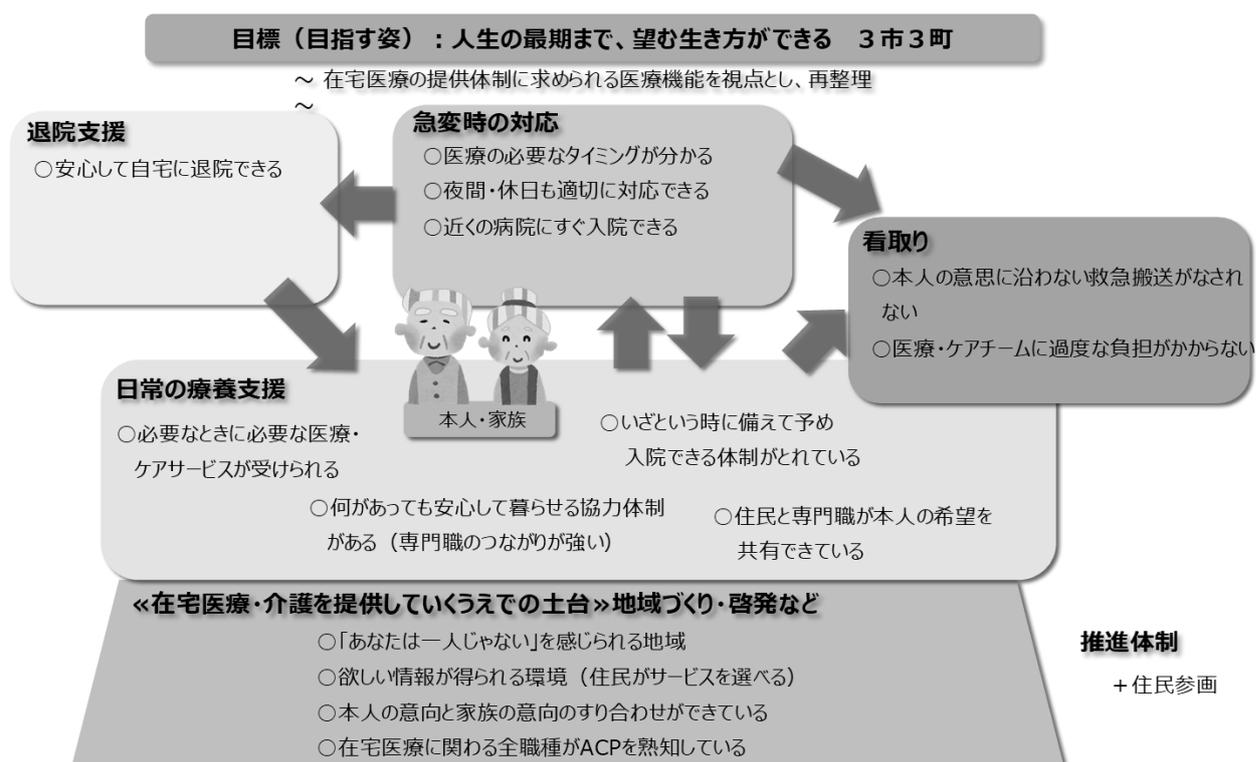
- 在宅高齢者を支える医療・介護の充実を目指し、泉佐野泉南医師会と圏域3市3町（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・岬町・田尻町）で協働して医療と介護連携の推進、多職種連携による情報共有・チームケアを推進します。令和元年度には、「人生の最期まで、望む生き方ができる3市3町」を目標とした2025年・2040年までのロードマップを作成しました。地域で安心して暮らし続けるための環境を整備し、自分の望む生活をおくることができるように支援していきます。
- 大阪府の地域医療構想や保健医療計画と連携し、在宅療養を進めるために介護保険サービスの必要量を確保するなど、在宅医療の充実に向けた取り組みについても進めていきます。

施策・事業	内 容
地域の医療・介護の資源の把握	・地域の医療機関の分布、医療機能を把握し、リスト・マップ化し、随時情報の更新を行います。
地域の医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・地域の医療・介護関係者等が参画する会議（多職種連携会議）を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し課題の抽出、対応策を検討します。
医療機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。</li> <li>・医療機関へ入院している人が在宅へ復帰する際にあたっては、医療機関や介護者などとともに在宅生活における支援方策の検討・調整に努めるとともに、医療看護サービス等により継続支援を行います。</li> <li>・認知症疾患医療センターと連携し、認知症高齢者を支援する体制の整備に努めます。</li> </ul>
情報共有の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有の場としての地域包括ケア会議への医療関係者の参画を促し退院時カンファレンスの設置やケアマネタイムによる医療と介護連携を促進します。</li> <li>・情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援します。また、在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用します。</li> </ul>
在宅医療・介護連携に関する相談支援	・医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による在宅医療、在宅介護に関する相談窓口の設置・運営により連携の取り組みを支援します。
医療・介護関係者の研修	・地域の医療・介護関係者がグループワーク等を中心とした多職種連携研修を実施します。

施策・事業	内 容
在宅医療関係者と介護関係者の連携強化	・在宅医療を推進し、地域包括ケア会議等を通じて医療関係者と介護関係者の連携強化を図ります。
医療情報を介護関係者につなぐ仕組みづくり	・認知症地域支援推進員の活用を図り、医療（認知症サポート医、認知症疾患医療センター等）と介護サービスをつなぐ連絡調整役として関係者間のネットワーク構築を促進します。
情報提供の充実	・パンフレット、チラシ、広報紙、ホームページ等を活用した在宅医療・介護サービスに関する普及・啓発を行います。
在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	・二次医療圏にある市町村や隣接する市町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討します（大阪府の医介連携枠組み構築に向けた橋渡し支援事業における会議の参加など）。

### 泉州地区版※ロードマップにおける施策の方向性

- グループワーク及び関係者ヒアリング等も踏まえ、目標について施策の方向性を次のように整理  
 ・「望むべき生き方」⇒最期の場所・看取りの場面だけが重要なのではなく、住民・利用者が最期までどう生きるかというプロセスが大事



※泉州地区：泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町の3市3町

### (3) 地域支え合い体制の整備

#### ■施策の方針

- コミュニティソーシャルワーカーや小地域ネットワークなどの取り組み、地域資源を生かしながら、地域ぐるみの活動を展開し、地域で高齢者を支える体制づくりを進めます。
- 地域福祉計画と連動し、住民同士のふれあいや支えあいを日常的に展開し、高齢者を地域全体で見守り、支えることのできる地域づくりを進めます。
- 住民の一人ひとりが、地域福祉活動の担い手として、自ら主体的に声かけや助けあい運動などの活動に取り組んでいけるよう、福祉や人権に関する住民の意識づくりや諸活動への参加促進、担い手づくりなどを進めます。
- 施設や設備、人材、組織、情報など、田尻町の持つあらゆる資源の有効活用を図るとともに、住民やボランティア、各種団体、学校、一般企業・事業所、福祉サービス事業所などのネットワーク化を進め、地域が一体となって高齢者を支えていく体制づくりに努めます。

施策・事業	内 容
あんしんネットの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域から孤立したり、緊急時の対応がとれない、食生活など生活基盤が崩れている人を把握するとともに、関係機関による地域ケア会議等で課題やその対応策を検討し、地域での見守りや支援体制づくりに取り組んでいます。</li> <li>・今後も、高齢者が安心して地域で生活でき、孤立死を迎えるようなことがないよう、人権相談機関ネットワーク、地域福祉の相談ネットワークなどと連携しながら、あんしんネットの構築に努めていきます。</li> </ul>
ふれあい・支えあいの地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民同士が顔見知りとなり、日常的なつながりのなかから互いに認めあい支えあえるよう、様々なふれあいの機会づくりを進めます。</li> <li>・手助けが必要な人の見守りや緊急時の援助、生活環境、防犯・防災上の問題などの地域の生活課題に対応し、その解決に向けて住民の一人ひとりが主体的に活動できるような福祉の地域づくりを進めます。</li> <li>・高齢者に対してより充実したサービスを提供するために、今後も地域で活発な活動が行われるよう、各種団体への積極的な支援を進めるとともに、連携の強化を図ります。</li> </ul>

施策・事業	内 容
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画に基づき、民生委員児童委員や地区福祉委員、各種相談員、コミュニティソーシャルワーカー等と連携しながら、高齢者を取り巻く課題やニーズの把握と適切な相談支援、サービス提供に努めます。</li> <li>・地域の担い手である地区会、長友会（老人クラブ）など各種団体関係者、民生委員児童委員など地域における保健福祉推進者、介護保険サービスの担い手である介護支援専門員やヘルパーなど介護保険事業者などの相互の連携強化に努めます。</li> </ul>
見守り・声かけネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で暮らす要援護高齢者の把握に努めるとともに、要援護者に対する安否確認、日常生活の支援、健康づくり活動など、各地域における高齢者の見守り・声かけ活動を推進します。</li> <li>・「緊急通報システム」の活用や、民生委員児童委員の友愛訪問、「救急医療情報キット」の配布を通じた見守りなどを広げていくとともに、認知症高齢者の徘徊見守りネットワーク体制の充実に努めます。</li> </ul>
小地域ネットワーク活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきりやひとり暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう、社会福祉協議会が小地域ネットワーク活動を推進し、訪問活動を通しての個別援助活動や世代間のふれあいなどのグループ援助活動に取り組んでいます。</li> <li>・今後も、活動の充実・活性化が図れるよう、住民の参加促進や組織化、活動に対する支援に努めます。</li> </ul>
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙や様々な媒体を通じて、ボランティア活動の意義や必要性を啓発するとともに、ボランティア団体や活動内容を紹介します。</li> <li>・社会福祉協議会やボランティア団体等と連携のもと、高齢者の支援に関わる様々なボランティアの育成・確保を図るとともに、活動に必要な基礎知識や技能を習得するための講座の開催や情報提供を進めます。また、総合保健福祉センター（ふれ愛センター）2階にあるコミュニティサロンを活用し、ボランティアの情報発信及び地域の憩いの場づくり、生きがいづくりを推進していきます。</li> <li>・ボランティアの組織化を図るとともに、団体間の交流促進など活動支援に努めます。</li> </ul>
共生型サービスの検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者と障害のある人が同一の事業所でサービスを受けられる「共生型サービス」の提供に向けて、事業者及び利用者への必要な情報の提供を行います。</li> </ul>

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報システム設置済数	47件	43件	50件	50件	50件	50件
救急医療情報キット配布済数	234件	255件	264件	267件	270件	273件

## (4) 地域における自立した日常生活の支援

### ■施策の方針

- 住み慣れた地域で安心して自立した生活をおくることができるように、高齢者の生活状況や心身の状況に応じた介護保険以外の在宅サービスの提供を実施します。
- 介護や支援の必要な高齢者とその家族が安心して生活できるように、地域支援事業の家族介護支援事業の実施等を通じて、介護者の負担の軽減と心身の健康や生活の質の向上を図ります。

施策・事業	内 容
緊急通報体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置し、急病等に迅速かつ適切な対応ができるよう近隣住民や民生委員児童委員等の協力体制をとり安否確認など、対応を図っています。</li> <li>・民間の専門業者に委託し実施しており、サービス利用のニーズは高く、突発的な疾病等への救急対応のほか、定期的な状況確認により利用者の身体や生活状況等の情報が提供されます。</li> </ul>
憩いの場創出事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の向上・活性化を採る取り組みの一つとして町と民間が共に連携し、地域に新しい活力をもたらすための事業を行います。</li> <li>・田尻町内にあるホテルベイガルズと連携し、同施設内にある入浴施設について、町民のみが利用できる時間帯を設け、町民が入浴する場合、入浴料を通常価格より安くします。60歳以上の町民が利用する場合はさらに入浴料を町が補助することにより、高齢者や多世代の住民が集い、ともに憩える場を新たに創出します。</li> </ul>
老人調髪助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会の自主事業で、75歳以上の高齢者、65歳以上の寝たきり高齢者等を対象に、調髪券（年間2枚）を配布しています。</li> </ul>
敬老関係事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿を祝福する目的で毎年、敬老会を開催するとともに、対象となる高齢者に長寿祝金の支給を行っています。</li> </ul>
介護者支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護者の在宅介護の方法や、介護者自身の健康について、いつでも相談に対応できるように、地域包括支援センターなど相談窓口の周知に努めるとともに、窓口機能の充実を図ります。</li> <li>・地域包括支援センターや介護支援専門員、介護保険サービス関係者、民生委員児童委員など、家族介護者と日常的に関わりを持つ関係者が連携し、介護者支援に関する情報の共有や各種支援事業の実施に向けた企画・調整・運営等に努めます。</li> </ul>

施策・事業	内 容
介護者交流会	・ 介護者の介護に対する不安や負担の軽減、心身状況の安定を図るため、介護に関する知識や技術の習得、認知症についての理解の促進、介護者支援に関する情報提供などを行う学習会や、介護者同士の情報交換や日頃の悩みなどを語りあう機会として交流会を開催しています。今後とも家族介護者からの相談内容や意見などを踏まえて、学習会の内容を企画・検討していくとともに、学習会や交流会の周知に努めます。
家族介護用品支給事業	・ 家族介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯で中重度の在宅要介護者を対象に、要介護3の対象者には紙おむつ、要介護4・5の対象者には紙おむつを含む介護用品を給付券方式で支給しています。
高齢者のいる世帯への指定可燃ごみ袋交付事業	・ 常時紙おむつを使用している者で、要介護3以上と判定された、居宅において介護を受けている者に対し、指定可燃ごみ袋を交付します。

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
憩いの場創出事業利用者数	45人/日	38人/日	38人/日	40人/日	40人/日	40人/日

## (5) 相談支援体制の充実

### ■施策の方針

- 高齢者が身近なところで生活や福祉に関する相談できる体制をつくり、適切なサービス利用へとつなげていくため、地域の活動団体、専門機関、行政など、関係機関が連携した相談支援体制を築きます。
- 個人情報の取り扱いに配慮しながら、要援護高齢者を取り巻く状況、意向等の把握に努め、その人にとって必要な支援、利用可能な制度・サービスが何かを適切に判断し情報提供を行うなど、きめ細かな支援活動の展開に努めます。

施策・事業	内 容
健康福祉に関するわかりやすい情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に関わる各分野の施策・事業、サービス等について、必要とする情報を必要なときに入手できるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体による情報提供に努めます。</li> <li>・広報にあたっては、できるだけ平易な表現を用い、拡大文字の使用など高齢者の多様な状況に応じた配慮に努めます。</li> <li>・保健・医療・福祉をはじめ、関係各分野の連携により、サービス関連情報の一元化や情報内容の充実を図ります。</li> </ul>
相談支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合保健福祉センター（ふれ愛センター）を核として、各分野の相談機関のネットワーク化を進め、住民にとって身近で利用しやすい相談支援体制の充実に努めます。とりわけセンター内の行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターの間の連絡・調整、情報の共有を積極的に図り、緊密な連携に努めます。</li> <li>・民生委員児童委員や地区福祉委員、地区会など地域の諸団体、NPO、ボランティア団体等の相互連携を支援するとともに福祉施策・サービス利用へ結びつける仕組みづくりに取り組みます。</li> </ul>
地域包括支援センターにおける総合相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な相談窓口として、介護保険、介護予防、高齢者の権利擁護などの保健・医療・福祉全般の相談を受け、関係機関との連絡調整を行い、適切なサービスへ結びつけていきます。令和2年度から障害福祉の相談窓口を合わせて設置し、世帯が抱える問題が多様化・複合化する中、各分野だけでは解決できない困難ケースに対応していきます。</li> <li>・行政、社会福祉協議会、サービス事業者、医療機関などの関係機関、地域福祉を進める民生委員児童委員等と連携しながら、利用者に寄り添い、生活に密着したきめ細かな相談支援活動を推進します。</li> </ul>
相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に関わる各相談窓口について普及・広報に努めるとともに、専門機関との連携を強化し相談体制の充実を図ります。また、利用者にとって気軽に相談できる環境づくりに努めるとともに、住民から信頼される相談窓口となるよう、個人情報の取り扱いには十分な配慮に努めます。</li> <li>・人権相談（生活なんでも人権相談）・女性総合相談・消費生活相談など各分野の相談事業で得られた様々な相談ケースについて、情報を集約・整理し、対処方法などの内容を共有します。</li> </ul>

## (6) 権利擁護の推進

### ■施策の方針

○だれもが地域で安心して暮らすことができるよう、判断能力が十分ではない高齢者の権利をまもる取り組みや家庭・施設内における高齢者の虐待防止に向けた体制の充実に努めます。

施策・事業	内 容
高齢者の人権や健康づくり、福祉に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての人がいずれ迎えることになる高齢期を自らの問題としてとらえていけるよう、高齢者の人権をはじめ、健康づくりや介護予防、福祉に関する広報・啓発活動を充実します。</li> <li>・広報・啓発活動の充実、学校・社会教育の場における福祉教育や体験学習活動の推進などを通じて、住民・行政・サービス事業者等がともに高齢者の人権擁護や健康づくり、福祉の推進に向けた課題に目を向け、その解決に取り組めるよう意識の高揚に努めます。</li> </ul>
権利擁護に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会等との連携により日常生活自立支援事業を進め、判断能力が十分でない高齢者等が福祉サービスを利用する際に、その自己決定をできるかぎり尊重し、意思の実現を援助したり、日常的な金銭管理を行うなど、地域で安心して生活できるように支援します。</li> <li>・成年後見制度に関する広報・周知に努め、制度の利用促進を図るとともに、成年後見町長申立の活用を図ります。</li> <li>・地域包括支援センターなどで高齢者の権利擁護に関する相談に対応し、成年後見制度を円滑に利用できるよう、情報提供や制度の利用についての支援を推進します。</li> <li>・利用者の視点に立ち、プライバシーの保護や迅速な対応等に配慮した体制整備を図ります。</li> <li>・啓発活動を積極的に行うなど、市民後見人の活動を推進するための体制整備や制度の利用促進に関する支援の普及に努めます。</li> </ul>
高齢者虐待防止体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の虐待予防や発見時の通報方法などに関する普及・啓発に努め、地域全体で虐待予防、早期発見・早期対応についての意識を高めます。また、養護者への支援が虐待予防につながることから、早期対応・アフターケアなど関係機関との連携強化に努めます。</li> <li>・高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置し、高齢者虐待対策の定期的な協議・調整を行うとともに、サービス事業者や相談窓口担当者等に対して、高齢者虐待防止への対応や介護者のケアに関する技術的・専門的な支援を図ります。</li> <li>・困難事例への介入の要否の判断や緊急対応・専門スタッフの出動依頼等への対応など、地域包括支援センターを中心とした虐待対応チームを設置するとともに、虐待防止マニュアルの作成と活用に努めます。</li> <li>・保護が緊急に必要な高齢者を速やかに保護し安全を確保するため、関係機関と連携を図りながら、一時保護の手配や相談支援に努めます。</li> </ul>

施策・事業	内 容
身体拘束ゼロに向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の人権を尊重し、身体拘束ゼロに向けた質の高い介護サービスの提供を図るため、職員研修など介護保険施設や認知症対応型共同生活介護等の事業者による自主的な取り組みを促進します。</li> <li>・ 身体拘束の内容やその弊害について、本人や家族に対する理解・啓発を図ります。</li> </ul>

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用者数	0人	0人	0人	0人	1人	1人
市民後見人登録者数	1人	1人	1人	1人	2人	2人

## 2 認知症高齢者支援策の充実

### ■施策の方針

○本人の意思が尊重され、本人の望む暮らしができるよう、認知症に関する正しい知識の普及、早期発見・早期対応、認知症に対応したサービスの提供、権利擁護などの施策を総合的に進め、認知症の高齢者本人や家族を支える仕組みをまちぐるみでつくっていきます。

### (1) 認知症ケアパスの活用

施策・事業	内 容
認知症ケアパスの普及・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症ケアパスを活用し、認知症施策の推進に努めます。また、住民や医療・介護従事者などへの普及を図るとともに、定期的に認知症サポート医や地域のかかりつけ医、介護保険事業者などの支援関係者の意見を聞きながら、実情に応じてケアパスの改良を進めます。</li> </ul>

### (2) 医療との連携、認知症への早期対応の推進

施策・事業	内 容
認知症高齢者の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の活動を充実させ、早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。</li> <li>・ 認知症地域支援推進員を活用し、かかりつけ医、認知症疾患医療センター等専門医療機関、介護サービス事業所、民生委員児童委員、認知症サポーターなどの地域住民の身近な見守り体制等と連携しながら、認知症の疑いのある人に対する訪問、アセスメント、家族支援等の早期支援を行い、認知症高齢者の支援体制の充実を図ります。</li> </ul>
認知症高齢者に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の症状がみられる高齢者に対して、早期段階から保健・医療・福祉の専門的視点から適切な支援を行い、医療機関の受診や高齢者や家族の状態に応じたサービス利用がなされるよう、関係機関との連携に努め、相談支援体制を充実します。</li> <li>・ かかりつけ医などとの連携体制の確立に努めるとともに、相談に対応する職員の相談技術の向上を図るため、計画的に研修を実施します。</li> <li>・ 認知症の高齢者を介護する人の抱える悩みや負担を軽減するため、介護者同士がともに集い、相談・支援しあえる場の充実に努めます。</li> <li>・ 介護で疲れた心身の健康が回復できるように、介護者に対する相談体制の充実に努めます。</li> </ul>

施策・事業	内 容
若年性認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用の継続や障害福祉サービスである就労継続支援事業の利用、障害者手帳の取得や障害年金の受給など様々な制度にわたる支援が総合的に受けられるよう、関係機関や障害福祉担当等との連携を図ります。</li> <li>若年性認知症に関する普及啓発を推進し、早期診断・早期対応へつなげます。</li> </ul>
認知症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の手前の段階であるMCI（軽度認知障害）も含む認知機能の低下に、早期の段階で気づき、将来認知症になるリスクを低減させるために、より効果的な認知症予防事業に取り組み、認知症の予防を推進します。</li> </ul>

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症初期集中支援チーム対応件数	1件	0件	2件	3件	3件	3件

### （3）認知症に対する理解の促進と支援体制の構築

施策・事業	内 容
認知症に対する理解の促進と支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>講演会等の開催をはじめ、広報紙や啓発パンフレットなどを通じて、認知症についての正しい理解の普及を図り、住民の一人ひとりが地域の支援者となれるよう広く住民理解の促進に努めます。</li> <li>地域における啓発を推進する認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターを計画的に養成するとともに、ステップアップやスキルアップ研修を実施し、積極的な活動を推進します。</li> <li>徘徊高齢者の早期発見による安全確保を目的とする「徘徊高齢者等SOSネットワーク」の充実を図るとともに、地域における徘徊模擬訓練の実施などを通じて、地域住民による見守り体制の構築を図ります。</li> <li>認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごせるように、認知症の高齢者やその家族、地域住民などが集い、交流できる場として認知症カフェ（おれんじカフェ）を開催します。</li> </ul>
認知症サポーター活動の促進と地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターにオレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジを立ち上げ、認知症の高齢者とその家族を一体的に支援する取り組みを進めていきます。</li> </ul> <p>※チームオレンジとは、地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みのことです。</p>

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター数	1,514人	1,628人	1,653人	1,696人	1,739人	1,781人
チームオレンジ登録者数	0人	0人	0人	10人	10人	10人
徘徊模擬訓練実施回数	0回	0回	0回	1回	1回	1回

### 3 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり

#### (1) 住まいとまちづくりに関する施策の推進

##### ■施策の方針

○住環境や施設などのハード面から、情報、サービスなどのソフト面まで、高齢期の生活の質を低下させたり、地域社会からの孤立をまねく、様々なバリア（障壁）の解消に努めます。

施策・事業	内 容
住環境の整備	・介護保険制度に基づく住宅改修の利用を促進して住環境整備を図り、在宅高齢者の安全を確保します。
高齢者の居住安定に係る施策との連携	・高齢者に対する賃貸住宅や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、住まいの制度やバリアフリー改修に関する情報を、高齢者に身近な窓口で提供するとともに、高齢者が引き続き安心して生活できるよう、住環境の整備、安否確認、一時的な家事援助、緊急の対応、関係機関への連絡など、「高齢者の居住安定に係る施策」の推進に取り組みます。
養護老人ホームやその他の施設	・低所得で身寄りがなく虚弱であるなど、在宅での生活が困難な高齢者を対象に、養護老人ホームへの入所措置を行います。
福祉のまちづくりの普及・推進	・福祉のまちづくりに関する法令・条例などについて、住民や事業者に対する普及・啓発に努め、意識の高揚を図ります。 ・すべての人が社会に参加できるよう、みんなが使いやすい施設、交通手段、モノ、サービスなどをはじめから生み出していこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。
建築物のバリアフリー化	・既存の公共施設については、多くの人が利用することに配慮し、すべての人にとって利用しやすいものとなるよう、改善に努めます。また、今後新設する施設については関係法令・条例に基づき、福祉的配慮のある施設整備を推進します。 ・高齢者が利用することの多い民間施設について、改善への協力を要請するとともに、新たな施設整備にあたって、法・条例への適合を図るよう民間事業者に対する必要な指導、助言に努めます。
外出しやすいまちづくり	・交通安全施設の不良箇所の早期発見に努め、維持管理に努めます。また、今後新設・改良する道路などについては、福祉のまちづくり条例等の考え方に沿った整備に努めます。 ・迷惑駐車や自転車等の放置など、歩道上の障害物をなくすため住民や事業者等への啓発・広報に努め、安全な歩行空間の確保に努めます。

施策・事業	内 容
利用しやすい交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の移動の安全性・利便性を高められるよう、引き続きコミュニティバスなどの交通手段の確保・改善に努めます。</li> <li>・移動に関し支援を必要とする在宅の高齢者（要介護1から要介護5までの要介護認定者又は要支援1から要支援2までの要支援認定者）に対して、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、生活行動範囲の拡大と社会参加を促進します。</li> </ul>

## （２）災害時等における高齢者支援体制の確立

### ■施策の方針

- 高齢者が安心して暮らせるよう、地震、台風、集中豪雨などの自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時、感染症等の感染拡大に備えて、支援の必要な人（要支援者）に配慮した防災・消防・救急体制を充実するとともに、生活安全対策を推進します。

施策・事業	内 容
防災・防火対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防など関係機関との連携を強化し、高齢者が暮らす住宅の防災・防火対策の推進や火災・災害の発生時の緊急通報、救出・避難誘導體制の充実を図ります。また、災害に対する知識の普及・啓発を行うため、ハザードマップの周知や防災情報メールへの登録の案内など広報活動に努めます。</li> <li>・支援を必要とする要支援高齢者の範囲、要支援者の把握と情報共有のあり方、支援体制などを定めた「田尻町避難行動要支援者避難行動支援プラン」に基づき、要支援者一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。</li> <li>・自主防災組織の育成を図り、個人情報に配慮しつつ支援の必要な高齢者等の現状把握を行うとともに、災害時に地域で円滑な救出・救助活動が行われるよう、実践的な防災訓練に参加するよう呼びかけます。また、公共施設でも定期的に防災訓練を実施します。</li> </ul>
救急医療情報キット配布事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害のある人が、家族のいない時や災害等で倒れてしまった場合などに、救急隊や医療機関が迅速に救急・救命活動を行えるよう救急医療情報キットを配布します。</li> <li>・地域の民生委員児童委員がキットを配布することにより、高齢者や障害のある人の日常生活の中での見守り活動に役立てます。</li> </ul>
防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の高齢者などに対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺など防犯知識の周知徹底や、悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供に努めます。また、地域における防犯活動の充実を促し、犯罪被害を未然に防ぐ取り組みの充実を図ります。</li> </ul>

施策・事業	内 容
交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対して、交通事故から身を守るだけでなく、交通事故の加害者にならないよう交通安全学習を推進するとともに、ドライバーや自転車運転者等に対しても安全運転の啓発に努めます。</li> </ul>
感染症に対する備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症等に備え、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染拡大防止策の周知、啓発を行います。</li> <li>・また、平時から、感染症発生時に備え、大阪府等の関係機関と連携した支援体制の構築を進めます。</li> </ul>

## 4 介護予防と健康づくりの推進

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

#### ■施策の方針

○田尻町が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

また、介護や支援を必要とする状態となっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とするよう重度化防止に取り組みます。

施策・事業	内 容
一般介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防普及啓発事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防に関するパンフレット等を作成します。</li> <li>・医師・理学療法士等専門職による講演会等を開催します。</li> <li>・運動器の機能向上や口腔機能の向上を目的とした介護予防教室等を開催します。</li> </ul> </li> <li>●地域介護予防活動支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア等の人材育成のため介護予防支援サポーター養成研修等を開催します。</li> <li>・介護予防支援サポーター養成講座修了者等の活動の場づくりを行います。</li> <li>・すでに地域で行われている介護予防に資する地域活動を支援（ボランティアポイント制度の活用）します。</li> </ul> </li> <li>●一般介護予防事業評価事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業計画に定める取り組み状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。</li> </ul> </li> <li>●地域リハビリテーション活動支援事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における介護予防の取り組みを強化するために、通所サービス・訪問サービス・地域ケア会議・住民運営の通いの場等へ理学療法士等のリハビリテーション専門職の関与を継続して実施します。</li> </ul> </li> </ul>
介護予防・生活支援サービス事業の推進 (訪問型サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護相当サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルパーによる身体介護と生活援助を提供します。</li> </ul> </li> <li>●訪問型サービスA               <ul style="list-style-type: none"> <li>従事者の要件を緩和し、田尻町の定める研修を修了した方による生活援助を提供します。</li> </ul> </li> </ul>

施策・事業	内 容
介護予防・生活支援サービス事業の推進 (通所型サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通所介護相当サービス デイサービスセンターで専門職による日常生活上の支援や機能訓練、送迎を提供します。</li> <li>●通所型サービスA 従事者の要件を緩和し、専門職の配置は不要で運動、レクリエーション、送迎を提供します。</li> </ul>
介護予防・生活支援サービス事業の推進 (介護予防ケアマネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行います。</li> </ul>
生活支援サービスの充実強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が地域において、安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進します。また、総合事業の多様な担い手に対して、情報の提供や相談・援助を行いながら、連携体制の整備を行います。</li> <li>・生活支援・介護予防サービス体制整備協議体において、生活支援コーディネーターの配置やサービス提供主体間の情報共有・連携強化、サービスの創出に関することについて協議を行い、高齢者を支えるための地域における支え合いの体制づくりを推進します。</li> </ul>

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般介護予防事業						
介護予防普及啓発事業	0人/回	108人/回	100人/回	100人/回	100人/回	100人/回
地域リハビリテーション活動支援事業	2回	4回	7回	9回	12回	15回
介護予防・生活支援サービス事業						
訪問型サービス事業	56件	53件	52件	53件	53件	53件
通所型サービス事業	24件	25件	25件	25件	25件	25件
介護予防ケアマネジメント	42件	42件	41件	42件	42件	42件
介護支援サポーター登録人数	33人	33人	35人	37人	39人	41人

## (2) 健康づくり・生活習慣病予防の推進

### ■施策の方針

○子どもから高齢者までの生涯を通じて、住民の主体的な健康づくりを推進し、高齢期になっても、寝たきりや認知症などで介護や支援を必要とする状態にならずに、できるかぎり自立した生活をおくれるよう、健康増進事業や各種保健事業等の実施に努めます。

施策・事業	内 容
健康意識の啓発と主体的な健康づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」ことの必要性を自覚し若い頃から望ましい生活習慣を身につけるとともに、自分自身の健康状態を正しく知り、自ら健康づくりのための取り組みを実践していきけるよう、健康増進事業、各種保健事業の実施に努めます。</li> <li>・広報紙等による広報・啓発、講演会など学習機会の充実、保健指導の実施、各種健診・健診の受診勧奨などに努めるとともに、医療機関など関係機関との連携、各種専門職の確保などを通じてこれらの取り組みを推進する体制の充実に努めます。</li> <li>・地域で健康づくりに取り組む団体・グループと連携し、田尻町内の各地区で住民による自主的な健康づくりの取り組みが一層展開されるよう、活動の促進・支援に努めます。</li> </ul>
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民課事業として、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施することを目指し、後期高齢者の保健事業について、高齢障害支援課事業、健康課事業及び国保事業と一体的に実施します。</li> <li>・高齢者が生きがいを持ち、自分らしく生活できる町を目指します。</li> <li>・健康課題である「高血圧」に焦点を当てた保健事業を展開します。</li> </ul>
たじりっちポイント事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の介護予防ポイント制度と健康ポイント制度を一本化し、ボランティアポイントも合わせてたじりっちポイント事業として実施しています。毎日のウォーキングや事業参加、自宅での健康の取り組みに健康ポイントを付与することにより、継続的に健康づくりに取り組むきっかけづくりを行い、住民の健康長寿の延伸を図ります。また、ボランティアポイントを活用し、高齢者のボランティア活動の推進に努めます。</li> </ul>
かかりつけ医等の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つことの重要性などについて、広報紙や各種研修などあらゆる機会を通じて、継続的な普及・啓発に努めます。</li> </ul>
栄養改善活動事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食を通じた健康づくりを推進していくために、地域の食育推進ボランティアや関係機関との連携を通じて、望ましい食生活の普及・啓発に努めます。</li> </ul>
心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所や医療機関等と連携を図りながら、ストレスやうつ病などの心の病について、正しい知識の普及を図るとともに、心の健康づくりに関する情報提供、相談支援体制の充実に努めます。</li> </ul>

### (3) 雇用・就業対策の推進

#### ■施策の方針

○高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能、人脈などを積極的に活かし経済活動やまちづくりの貴重な人材として活躍できるよう、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、多様な形態の就労やボランティアなど社会貢献の機会・場の拡充に努めます。

施策・事業	内 容
就労相談・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の長年培った豊かな知識・経験・技術等を活かすことができるよう、ハローワークや地域就労支援センター、シルバー人材センターなど高齢者の就労支援に関わる関係機関・団体と連携し、雇用・就労情報の提供や相談窓口の充実に努めます。</li> </ul>
継続雇用と再就職の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の継続雇用や再就職への重要性について、事業者への普及・啓発を図り、民間企業等における高齢者の就労機会の確保に努めます。</li> <li>・ 高齢者の体力や健康状態等に配慮した就労環境となるよう、関係機関を通じて事業主へ働きかけます。</li> </ul>
シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律等に基づき、働く意欲のある高齢者の就労を促進するため、定年退職者や高齢者を対象に、臨時的・短期的な就業機会の開拓と紹介、高齢者の就業に関する情報の提供や相談支援、技能講習の実施などを行う社会福祉協議会のシルバー人材センター事業の運営を支援します。</li> <li>・ 広報紙等を活用し会員登録者の拡大を図るとともに、受託業務の開発・拡大、技能講習の実施等に対する支援を通じて事業の拡大を図ります。</li> </ul>
就労的活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターに就労的活動支援コーディネーターを配置し、役割がある形での高齢者の社会参加等を促進します。</li> <li>・ 就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートします。</li> </ul> <p>※就労的活動は、有償または無償のボランティアとしての活用を想定したもので、賃金が支払われる労働は含みません。</p>

## (4) 生きがいづくりと社会参加の支援

### ■施策の方針

- 高齢者自らが自分にあった活動を見つけ、地域社会の一員として積極的に社会参加・参画し、貢献できるよう、活動のきっかけとなる情報の提供や参加しやすい体制づくりに取り組みます。
- 目まぐるしく変化する社会経済情勢に対応しつつ、高齢者がいきいきと充実し潤いのある生活をおくることができるよう、様々な生涯学習活動・スポーツの機会・場の充実や世代間交流の促進を図ります。

施策・事業	内 容
生きがいづくりに向けた情報提供・相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがい施策に対する住民の関心呼び、各種事業へのニーズを喚起するため、広報紙などの多様な媒体、セミナー・講演会の開催などを通じて、高齢者の生きがいづくりや社会参加に向けた総合的な情報提供、相談機能の充実に努めます。</li> <li>・地区会や長友会（老人クラブ）、社会福祉協議会などと連携を図りながら、地域活動やボランティア活動への参加意識が高まるよう啓発活動を進めます。</li> </ul>
長友会（老人クラブ）活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の長年にわたって培われてきた知識・経験等を活かし、生きがいづくりや健康づくり、奉仕活動等の活動を通じて明るい長寿社会づくりを目指す長友会（老人クラブ）の活動を支援します。</li> <li>・高齢者が親しい仲間とともに楽しく健全な生活をおくることができるよう今後とも新規会員の確保やリーダーの育成、魅力あるプログラムづくりなどを通じて、老人クラブ活動の活性化を支援していきます。</li> </ul>
活動・交流の場としての充実・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生きがいづくりや健康づくり、福祉活動などを進めるための施設として設置されている総合保健福祉センター（ふれ愛センター）や公民館、集会所等などの施設について、住民による多様な活動・交流の舞台として積極的な活用を図ります。</li> </ul>
生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙等を通じた生涯学習活動情報の提供に努めるとともに、高齢者の学ぶ意欲を引き出し、充実した生活が営めるような生涯学習活動を推進します。また、高齢者の学習意欲に応えるため、幅広い学習機会を提供するとともに、内容の充実に努めます。</li> <li>・各種イベント等の場を活用して学習の成果や作品を発表するなど、高齢者の自己表現の場を提供します。</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもから高齢者まで幅広い年代の住民を対象とする活動を推進するなど、高齢者がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に楽しめる機会の充実を図ります。</li> </ul>

施策・事業	内 容
生きがい活動・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定年を迎えられる方が、学びあう場を設けます。 自分の住む町と関わりを持つことで、地域の支え合い体制を推進するとともに、学んだことを活かすといった生涯学習の分野から地域の活性化を図ります。</li> <li>・ 高齢者同士の交流を促進し、仲間づくりや地域の情報の交換などが活発に行われるよう、サロン活動などの交流の場・機会の拡充に努めます。</li> <li>・ 地区会をはじめ各種地域団体や住民グループによる活動が活発に行われるよう、参加促進や活動の場の提供など、支援の充実を図ります。</li> <li>・ 高齢者が生きがいを見出し、その豊かな知識や経験、技術などを発揮できる機会の充実に向け、地域の諸団体や学校などとの連携を通じて、まちづくり活動への高齢者の参加や多世代による交流を促進します。</li> <li>・ 高齢者の自主的な活動を先導するリーダーを養成するため、講習会や交流会等の開催を図ります。</li> <li>・ 高齢者が心身機能の衰えに伴い閉じこもりがちとなり、社会との接点を無くして孤立することを防ぎ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、居場所づくり事業として、65歳以上の高齢者を対象に、簡単な体操やゲーム、茶話会などを実施します。また、リハビリ専門職と連携し、事業の充実を図ります。</li> <li>・ 老人福祉センター等の事業を充実し、自主活動組織の育成・支援に努めます。</li> </ul>
活動の場の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の積極的な学習意欲に応えていけるよう、生涯学習施設、福祉施設、集会施設等の既存施設を有効に利用しながら、学習拠点としての機能の向上と充実を図ります。</li> </ul>
生活支援等の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、サービス提供者と利用者との「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加を進め、世代を超えて住民が共に支えあう地域づくりを進めます。</li> </ul>

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居場所づくり事業参加者数 (1回あたりの平均利用者数)	22人/回	21人/回	22.2人/回	20人/回	20人/回	20人/回
生きがい教室 (1回あたりの平均利用者数)	19.1人/回	19.9人/回	21.3人/回	20人/回	20人/回	20人/回
老人福祉センター一月平均利用者数	30.3人/月	58.3人/月	59.4人/月	60人/月	60人/月	60人/月

## 5 介護サービスの充実強化

### ■施策の方針

- 利用者が安心してサービスを選択・利用できるよう、利用者一人ひとりのニーズに基づき、自立支援につながるようなサービスを提供するなど、介護サービスの質の向上に引き続き取り組んでいきます。
- 介護給付の適正化を図るため、「大阪府介護給付適正化計画」における主要8事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修の適正化、福祉用具購入・貸与調査、医療情報との突合、縦覧点検、介護給付費通知、給付実績の活用）について積極的に取り組んでいきます。

### （1）介護保険制度の適正・円滑な運営

施策・事業	内 容
制度の周知と利用意識の啓発	・被保険者の制度や保険料納付に対する理解、サービス利用方法などを周知していくため、広報紙や出前講座、パンフレットなど、多様な媒体や相談窓口等を通じて、わかりやすい広報・情報提供に努めます。

### （2）適切な要介護認定の実施

施策・事業	内 容
適切な要介護認定の実施	・要介護認定における精度の向上、公平かつ公正な審査判定を図るため、認定調査に従事する調査員や介護支援専門員、認定審査会担当職員の確保・養成に努めるとともに、調査員や審査員への十分な研修・指導を行うなど、正確・公平な認定調査と円滑な審査会運営、認定事務の効率化に引き続き努めます。

### (3) サービス事業者への指導・助言

施策・事業	内 容
サービス水準の確認と質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各主体が実施しているサービスについて、その内容や提供水準の確認・評価を進めるとともに、必要とされるサービス量の確保に向け、事業者等への情報提供や調整を進めていきます。</li> <li>・定期的なサービス事業者連絡会やケアマネジャー連絡会等の開催等を通じて、事業者への指導、事業者間の連携、情報共有を図るとともに、サービス種別ごとの情報連絡会の開催を促進します。</li> </ul>
サービス提供事業者の情報開示と評価の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府や関係機関との連携を図りながら、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料、提供時間など、介護サービス事業者による情報開示を促進するとともに、評価指標について広く情報提供に努めます。</li> <li>・サービス提供事業者の情報が入手できるよう、厚生労働省が運用している介護サービス情報公表システムの周知を図ります。</li> </ul>
個人情報の適切な利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・田尻町をはじめ、地域包括支援センターや介護サービス事業者、地域の関係機関等と、地域において支援や介護が必要な高齢者等に関する情報共有に当たっては、個人情報保護条例、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を踏まえ、個人情報の収集及び提供などの取り扱いについて厳正な対応に努めます。</li> </ul>

### (4) 個々の高齢者の状況に応じたサービスの提供

施策・事業	内 容
障害のある人への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険の要介護認定や介護サービス計画（ケアプラン）作成などの相談支援、各種サービス提供時における障害のある人への配慮に努めます。</li> </ul>

## (5) 相談苦情解決体制の充実

施策・事業	内 容
被保険者の不服や苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険施設等に介護相談員を派遣するなど、利用者の疑問や不満、不安の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図ります。また、必要に応じて大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会等と連携を図り、適切な対応に努めます。今後、介護相談員の派遣先を拡充していくため、介護相談員養成研修、現任研修により相談員の資質向上を図ります。</li> <li>・ 不服はあるが相談もできずに我慢していたり、不適切なサービス等により生活に支障を来たすことのないよう、利用者の意見を直接聞く機会づくりに努め、潜在的な苦情の把握と今後の防止に努めます。</li> <li>・ 各苦情については発生原因を分析し、事業者等への周知も行いながら、今後の発生防止に努め、介護サービスの質的な向上、よりよい制度運営に結びつけます。</li> </ul>

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護相談員派遣先数	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設

## (6) 介護給付適正化の取り組み

施策・事業	内 容
要介護認定の適正化	・ 認定審査会資料の確認、保険者による認定調査、認定調査員研修を実施します。
ケアプランの点検	・ 介護保険サービス全新規利用者及び区分変更時のケアプランのチェックを実施します。また、必要に応じて利用者のケアプランの提出を依頼します。ケアプランチェックの結果を分析し、介護支援専門員研修を実施します。
住宅改修の適正化	・ 申請される住宅改修に質疑がある場合には事前確認を実施します。住宅改修後は、全件現地調査を実施します。
福祉用具購入・貸与調査	・ 軽度者の福祉用具貸与に関する理由書の確認を実施します。また、必要に応じて利用者宅に訪問し調査を実施します。
医療情報との突合	・ 大阪府国民健康保険団体連合会システムを活用した点検を実施します。
縦覧点検	・ 大阪府国民健康保険団体連合会からの帳票に基づき、疑義内容の確認や過誤申立等を実施します。
介護給付費通知	・ 介護給付の利用実績を記載した介護給付費通知書を年2回送付します。

施策・事業	内 容
給付実績の活用	・大阪府国民健康保険団体連合会の給付実績情報を活用し、不適切な給付の有無の確認を実施します。また、必要に応じて大阪府国民健康保険団体連合会に対し過誤申立等を実施します。
適切なサービス利用に向けた取り組みの推進	・広報紙等を通じた介護保険事業の運営状況の開示を進めるとともに、利用者に対して給付額の通知を行うなど、適切なサービス利用に向けた意識の啓発に努めます。 ・長期的に安定した介護保険財政の運営につなげるため、介護給付費通知の送付や介護給付適正化システムにより出力される福祉用具貸与費一覧表・受給者別給付状況一覧表等の帳票の活用を努め、事業者による過度の利用者掘り起こしや不正請求などの抑制、給付内容の審査等に努めます。

	実績値			目標値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化	391件	366件	380件	380件	380件	380件
ケアプランの点検	92件	105件	100件	100件	100件	100件
住宅改修の適正化	28件	30件	30件	30件	30件	30件
福祉用具購入・貸与調査	30件	22件	20件	20件	20件	20件
医療情報との突合	959件	1,058件	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件
縦覧点検	120件	135件	150件	150件	150件	150件
介護給付費通知	505通/回	518通/回	505通/回	500通/回	500通/回	500通/回
給付実績の活用	26件	23件	25件	26件	26件	26件

## (7) 居宅サービス基盤の充実

施策・事業	内 容
田尻町内におけるサービス提供体制の充実	・田尻町内のサービス事業者では対応しきれていない介護サービスの田尻町内におけるサービス提供の充実や、利用者が見込まれるにもかかわらず田尻町内での提供が行われていないサービスについて、事業者の参入促進や近隣市町の同意による利用調整などサービス提供体制の確保に努めます。

## (8) 福祉・介護人材確保の取り組み

施策・事業	内 容
サービス従事者等の育成と質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス従事者を対象とする研修会等を開催し、人材育成を図ります。また、高齢者の複雑化・多様化するニーズに的確に対応できるよう、保健師、社会福祉士、介護支援専門員等の専門職の資質の向上に向けた支援に努めます。</li> </ul>
介護サービスの担い手の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防・生活支援サービスのサービス類型の一つとして創設した、資格要件を緩和した通所型サービス（一定研修修了者により提供するサービス）により、新たな介護サービスの担い手を創出しています。資格要件を緩和した通所サービスの利用を推進し、訪問介護の人材の確保を図ります。</li> </ul>
将来の介護職の担い手の発掘	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の担い手となる若年層に対し、介護に対する理解を深め、介護職として働くことの魅力やメリットについて広く情報発信できるよう関係機関と調整します。</li> </ul>
介護職員の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護の仕事の魅力向上、介護職員の定着と離職防止に向けた環境づくりの一環として、国の制度に基づいた介護職員の処遇改善について介護サービス事業所への周知啓発に努めます。</li> </ul>

## 第5章 介護保険事業費及び保険料の見込み

### 1 被保険者数、認定者数

#### (1) 介護保険被保険者数の今後の見通し

人口推計は、「見える化システム」による、人口と第1号被保険者数の乖離を考慮して国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口を補正した推計値を用いて予測を行いました。補正値は、令和5年度の人口と第1号被保険者数が一致するように補正係数を算出し、これを各年の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口に乗じることにより算出しています。

これによると、総人口は、計画期間最終年度の令和8年度に8,396人になるものと推計されます。

このうち、65歳以上の高齢者人口は、令和5年度の1,991人から令和8年度には2,000人へ微増します。高齢化率は令和5年度から令和8年度まで約24%で横ばいとなりますが、75歳以上の人口は増加を続け、令和5年度の1,174人から令和8年度には1,235人となります。

なお、本計画では、人口推計の結果、算出された将来人口をもって被保険者数とし、介護保険サービス量、保険料推計の基礎資料としています。

年齢区分別の人口推計結果

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総人口	8,427人	8,424人	8,422人	8,396人	8,291人	7,972人
40歳未満	3,965人	3,986人	4,005人	3,989人	3,926人	3,509人
40～64歳	2,708人	2,709人	2,711人	2,696人	2,637人	2,350人
65歳以上	1,991人	1,991人	1,993人	2,000人	2,023人	2,347人
65歳以上の人の比率(%)	23.6%	23.6%	23.7%	23.8%	24.4%	29.4%
75歳以上	1,174人	1,202人	1,230人	1,235人	1,245人	1,209人
75歳以上の人の比率(%)	13.9%	14.3%	14.6%	14.7%	15.0%	15.2%

## (2) 要介護・要支援認定者数の今後の見通し

人口推計結果とこれまでの被保険者数に対する要介護・要支援認定者数の出現率等から、要介護・要支援認定者数については緩やかに増加し、計画期間最終年度の令和8年度には503人になるものと推計されます。

このうち、介護給付対象者（要介護1～5）は358人、予防給付対象者（要支援1・2）は145人になるものと推計されます。

### 要介護度別の要介護・要支援認定者数の推計結果

(単位：人)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総数	495	501	502	503	503	514
うち要支援	142	144	145	145	146	152
要支援1	62	62	64	64	64	67
要支援2	80	82	81	81	82	85
うち要介護	353	357	357	358	357	362
要介護1	79	81	80	81	80	79
要介護2	101	102	101	101	101	105
要介護3	53	54	55	55	55	54
要介護4	70	70	71	71	71	73
要介護5	50	50	50	50	50	51

## 2 サービス提供にあたっての考え方

- 介護サービスについては、居宅サービスを中心に良質なサービスが提供され、要介護状態の悪化を防ぐとともに、要介護者が住み慣れた地域で生活が続けられることを目指していく必要があります。このため、今後ともサービスが不足することのないように努めていきます。
- 訪問介護、通所介護、短期入所、認知症対応型共同生活介護など、高齢者家族の介護負担を軽減するサービス基盤の充実に努めていきます。
- 介護保険法の基本理念である「自立支援」をより徹底する観点から、介護予防の取り組みを実施することで状態の維持、改善が図られる可能性が高い要支援者を対象に、効果的・継続的な介護予防サービスを提供していきます。

### (1) 居宅サービス

施策・事業	内 容
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護支援専門員が要介護者等の心身の状態や生活状況、利用意向を把握し、サービス担当者会議（ケアカンファレンス）の開催等を通じて、介護サービス事業者など関係機関と連絡・調整を図りながら、利用者の自立を支援するための介護サービス計画（ケアプラン）を作成するものです。</li> <li>・ サービス利用者の増加が予想されており、要介護者が希望するサービスを適切かつ円滑に利用していくためには、引き続き介護支援専門員を質・量ともに確保していくことが必要です。</li> <li>・ 地域包括支援センターを核として、関係機関と連携しながら研修や情報交換等を通じて、介護支援専門員の確保や資質向上、業務支援などに取り組みます。</li> </ul>
訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅で日常生活を営むのに支援を必要とする要介護者の居宅を、介護福祉士・ホームヘルパーが訪問して身体介護や家事援助などを行い、日常生活を健全におくれるよう援助するとともに、介護者の負担の軽減を図るサービスです。</li> <li>・ 利用者の多様なニーズを踏まえ、質の高いサービスが供給できるよう、事業所との連携を密にし、研修等を通じてサービスの質の向上を図るとともに、供給量の確保に努めます。</li> </ul>
訪問入浴介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝たきり等の身体状況や構造の問題等で自宅の浴室での入浴が不可能な要介護者に対し、浴槽を搬入し、入浴の介護を行うサービスです。</li> <li>・ 利用者の体調の変動や家族の利用意向を踏まえた最善の対応を図るため主治医や介護支援専門員、サービス事業者等と緊密な連携に努め、安全なサービス利用を目指します。</li> </ul>

施策・事業	内 容
訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医が必要と認めた要介護者等に対し、看護師などが居宅を訪問し、主治医の指示に基づき、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。</li> <li>・高齢者の在宅療養を支援する重要なサービスであり、医療的管理を必要とする高齢者の増加にあわせて、供給体制を確保していくことが必要です。このため、事業所の協力を求め、供給量の確保に努めます。</li> </ul>
訪問リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主治医が必要と認めた要介護者等に対し、理学療法士、作業療法士が居宅を訪問し、理学療法や作業療法などの必要なリハビリテーションを行うサービスです。</li> <li>・利用希望者が適切にサービスを受けられるよう、供給体制や専門人材の確保に努めるとともに、サービス内容等の周知を図ります。</li> </ul>
居宅療養管理指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要介護者や家族等を対象に、医師や歯科医師、薬剤師等が訪問し、介護サービスを利用するうえでの留意点、介護方法等についての指導・助言を行うサービスです。</li> <li>・利用希望者が適切にサービスを受けられるよう、供給体制の確保やかかりつけ医の普及等に努めるとともに、介護支援専門員と医師等との連携強化を図ります。</li> </ul>
通所介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要介護者が介護老人福祉施設やデイサービスセンターに通所し、入浴・食事・健康チェック・日常動作訓練などのサービスを受けられるもので、心身機能の維持向上、孤立感の解消を図り、家族の介護負担の軽減を図るサービスです。</li> <li>・居宅サービスのなかでは利用人数や利用回数が特に多く、必要サービス量は今後さらに増加していくものと見込まれます。このため、利用者が適切にサービスを受けられるよう、需要に応じた供給体制の確保に努めます。</li> </ul>
通所リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要介護者が介護老人保健施設や病院、診療所等に通所して、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行い、心身機能の回復と日常生活の自立の促進を図るサービスです。</li> <li>・今後も要介護者の増加に伴い需要の拡大が予想されることから、利用者が適切にサービスを受けられるよう、事業者や医療機関等との連携・協力のもとに、需要に応じた供給体制の確保に引き続き努めます。</li> </ul>
短期入所サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護は、要介護者を介護している家族が何らかの理由により介護できなくなった場合に、要介護者を介護老人福祉施設等に短期間預かり、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供するサービスです。</li> <li>・短期入所療養介護は、在宅の要介護者を介護老人保健施設や介護医療院などで短期間預かり、看護や医学的管理のもとに介護や医療、日常生活上の世話、機能訓練などを提供するサービスです。</li> <li>・介護負担を軽減し、在宅介護を継続するためにサービスの利用促進を図るとともに、サービス事業者との連携・調整のもとに需要に見合った供給体制の確保に努めます。</li> </ul>

施策・事業	内 容
福祉用具の貸与 ・購入費の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で生活する要介護者を対象に、日常生活の自立を助けるための特殊寝台や車いす等の福祉用具を貸与するとともに、入浴や排せつのための福祉用具を購入した場合に、その購入費の9割相当額を支給するサービスです。</li> <li>・要介護者の在宅生活の継続を支援する観点から重要なサービスであり、本人の身体状況や生活状況に応じた適切な利用に向け、情報提供や相談支援に努めていきます。</li> </ul>
住宅改修費の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取付け、段差の解消、浴室やトイレの改修など、要介護者が居宅で自立した生活を営むために必要となる住宅改修にかかる費用のうち9割相当額（限度額20万円）を支給するサービスです。</li> <li>・高齢者が安心して在宅生活をおくるためには、住環境の整備・改善が重要であることから、住宅改修の有効性の広報・啓発に努め、一層の活用を図るとともに、悪質な住宅改修等に関する住民意識の喚起に努めます。</li> </ul>
特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有料老人ホームなどに入所している要介護者に対して、食事、入浴、排せつの介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスです。</li> <li>・有料老人ホームなどの施設整備については、今後とも近隣自治体の施設整備状況をみながら広域的な調整を図っていきます。また、各施設の利用希望者への情報提供などの利便を図るとともに、施設との連携体制を構築します。</li> </ul>
介護保険事業の適切な運営と事業者への指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正や権限移譲により、指導監督の権限が与えられるものについては、必要に応じて、大阪府、大阪府国民健康保険団体連合会、近隣市町と連携し、事業者に対して指導・検査を実施します。</li> </ul>

## (2) 地域密着型サービス

施策・事業	内 容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。</li> <li>・今後は、在宅で生活される医療ニーズの高い高齢者が増加することが想定されることから、サービスの確保に努めます。</li> </ul>
認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭環境や認知症の進行により居宅での生活が困難な比較的安定した要介護者を対象に居室を提供し、1ユニット9人が家庭的な環境で共同生活をおくれるよう、専門のスタッフが日常生活等の支援を行うサービスです。共同生活を通じて認知症の進行を抑え、回復を目指します。</li> <li>・認知症状のある軽中度の要介護認定者においては、徘徊などの問題行動により在宅での介護が困難になる場合も多いことから、今後の利用者意向を踏まえながら、サービスの確保に努めます。</li> </ul>
地域密着型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など、その他の地域密着型サービスについては、利用者意向と事業者の参入意向をふまえ、必要に応じてサービスの提供を検討します。</li> <li>・市町村には事業者の指導監督の権限が与えられており、保険者としての機能を活かして、必要に応じて指導・検査を実施するなど、良質なサービスの提供に努めます。</li> </ul>

## (3) 介護予防サービス

施策・事業	内 容
要支援認定（予防給付対象者の選定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定審査会による二次判定で、介護予防サービスの利用による要支援状態の維持・改善の可能性の有無を審査し、本人・家族の利用意向などを踏まえ、対象者を選定します。</li> </ul>
介護予防プランの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能の改善可能性を評価し、本人の意欲を高め、できることを増やしていく予防プランの作成を行います。プランの作成は、利用者の当面の課題のみに着目するのではなく、要支援状態を引き起こした直接的・間接的な課題にも着目して行います。</li> <li>・具体的な目標設定を行い、一定期間後には当初の目標が達成されたかどうかを評価する目標指向型のサービス提供を図ります。</li> <li>・生活不活発病（廃用症候群）の予防・改善の観点から、通所系サービスを積極的に位置づけます。</li> <li>・プランづくりは、公正・中立の立場である地域包括支援センターが原則として行います。また、指定介護予防支援事業所に委託した場合にも、最終的に地域包括支援センターにおいて確認を行います。</li> </ul>

施策・事業	内 容
通所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所リハビリテーションは、日常生活上の支援に加えて、個々の利用者の介護予防プランで課題とされる生活行為の改善を目的とした通所サービスです。</li> <li>・今後も要支援者の増加に伴い需要の拡大が予想されることから、利用者が適切にサービスを受けられるよう、事業者や医療機関等との連携・協力のもとに、需要に応じた供給体制の確保に引き続き努めます。</li> </ul>
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問リハビリテーションは生活機能の向上を図るなかで、利用者が有するニーズに限定的に対応する必要がある場合に、サービス提供が行われます。</li> <li>・利用者の多様なニーズを踏まえ、質の高いサービスが供給できるよう、事業所との連携を密にし、研修等を通じてサービスの質の向上を図るとともに、供給量の確保に努めます。</li> </ul>
短期入所系サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護と介護予防短期入所療養介護は、家族の病気や家庭の事情などの生活環境要因により、一時的に在宅における介護が困難となった場合に生活機能の低下を来たすことがないよう、要支援者を介護老人福祉施設や介護老人保健施設に短期間預かり、日常生活の世話やリハビリテーションを提供するものです。</li> <li>・介護負担を軽減し、在宅介護を継続するためにサービスの利用促進を図るとともに、サービス事業者との連携・調整のもとに需要に見合った供給体制の確保に努めます。</li> </ul>
福祉用具の貸与・購入費の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具を用いることで、できるだけ今持っている能力を使って、自分で「できる行為」の幅を広げていくことを目標とします。自立支援のための要素のひとつとして提供するため、「生活行為」の向上に向けた支援やリハビリテーションとの連携を図ります。</li> <li>・介護給付で定められた品目のうち、要支援者の利用が想定しにくい品目（車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト）については、原則として給付対象とせず、個別ケアマネジメントで必要と認められる場合に対象とします。</li> </ul>
介護予防住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で自立した生活を続けていくために、住環境を整えることは重要な条件となります。このため、住宅改修費の費用の一部を給付します。</li> <li>・住宅改修の有効性の広報・啓発に努め、一層の活用を図るとともに、悪質な住宅改修等に関する住民意識の喚起に努めます。</li> </ul>

## (4) 施設サービス

施策・事業	内 容
入所者の尊厳の確保と施設との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の要介護認定者を含め、入所者の尊厳ある生活を保障し、一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重した介護が行われるよう、事業者との連携強化を図ります。また、在宅復帰に向けてのフォロー体制を充実し、本当に必要な高齢者が利用できるようにしていきます。</li> </ul>
介護老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法に規定される特別養護老人ホームで、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話が受けられる施設です。</li> <li>・利用者が適切な施設を選択して利用できるよう、必要に応じて情報提供を行うとともに、近隣市町との調整を図りながらサービスの提供に努めます。</li> </ul>
介護老人保健施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病状安定期にある寝たきり高齢者等の自立を支援し、病院や施設での長期療養から速やかに家庭への復帰を目指すために、機能回復訓練や看護・介護を中心とした医療的ケアと日常生活サービスを一体的に提供する施設です。</li> <li>・田尻町には当該施設がないため、利用者が適切な施設を選択して利用できるよう、必要に応じて情報提供を行うとともに、近隣市町との調整を図りながらサービスの提供に努めます。</li> </ul>
介護医療院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。</li> </ul>

### 3 サービス利用者数

介護給付及び予防給付について、サービスごとに利用者数の実績値と今後の見込みを整理した結果は次のとおりです。

介護サービス・地域密着型サービスの月あたり利用状況推計

(単位：人)

	第9期			第11期	第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス					
訪問介護	130	130	130	131	135
訪問入浴介護	5	5	5	5	5
訪問看護	86	86	86	86	90
訪問リハビリテーション	25	25	25	25	25
居宅療養管理指導	88	88	88	88	93
通所介護	104	104	105	105	109
通所リハビリテーション	31	31	31	31	32
短期入所生活介護	20	20	20	20	20
短期入所療養介護	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	178	178	180	181	185
特定福祉用具購入費	2	2	2	2	2
住宅改修費	1	1	1	1	1
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	7	7	7	7	7
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
居宅介護支援	232	232	234	235	240

※居住系サービスを除く

介護予防・地域密着型介護予防サービスの月あたり利用状況推計

(単位：人)

	第9期			第11期	第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	14	14	14	14	15
介護予防訪問リハビリテーション	1	1	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	3	3	3	3	3
介護予防通所リハビリテーション	21	21	21	21	22
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	69	69	69	69	71
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	1	1	1	1	1
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	82	82	82	82	84

※居住系サービスを除く

居住系・施設サービスの月あたり利用状況推計

(単位：人)

	第9期			第11期	第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居住系サービス					
特定施設入居者生活介護	1	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護	21 (18)	21 (18)	21 (18)	21 (18)	21 (18)
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
介護予防認知症対応型共同生活介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
施設サービス					
介護老人福祉施設	46	46	46	46	47
介護老人保健施設	9	9	9	9	9
介護医療院	1	1	1	1	0
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム	(80)	(80)	(80)	(80)	(80)
サービス付き高齢者向け住宅	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)

※ ( ) 内は必要利用定員総数、利用者数との差は稼働率及び他市利用によるもの

地域支援事業について、事業ごとの実績値と今後の見込みを整理した結果は次のとおりです。

地域支援事業の月あたり利用状況推計

	第9期			第11期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
(1) 一般介護予防事業				
介護予防把握事業 <sup>※1</sup>	-	-	-	-
介護予防普及啓発事業 (啓発講習会参加者数)	100人/回	100人/回	100人/回	100人/回
地域リハビリテーション活動支援事業 <sup>※2</sup>	9回	12回	15回	15回
(2) 介護予防・生活支援サービス事業				
訪問型サービス事業	53件	53件	53件	50件
通所型サービス事業	25件	25件	25件	24件
介護予防ケアマネジメント	42件	42件	42件	40件
(3) 包括的支援事業				
総合相談支援・権利擁護支援	190人	195人	200人	200人
包括的・継続的ケアマネジメント	12件	13件	14件	14件
(4) 任意事業				
介護給付適正化事業 <sup>※2</sup>				
要介護認定の適正化	380件	380件	380件	380件
ケアプランの点検	100件	100件	100件	100件
住宅改修の適正化	30件	30件	30件	30件
福祉用具購入・貸与調査	20件	20件	20件	20件
医療情報との突合	1,000件	1,000件	1,000件	1,000件
縦覧点検	150件	150件	150件	150件
介護給付費通知	500通/回	500通/回	500通/回	500通/回
給付実績の活用	26件	26件	26件	26件
家族介護支援事業 (SOSネットワーク事業登録者)	21人	21人	21人	21人

※1 介護予防把握事業については、包括的支援事業の総合相談支援のなかで実施します。

※2 地域リハビリテーション活動支援事業・介護給付適正化事業は年あたりの利用状況

## 4 介護保険事業に係る給付費の見込み

### (1) 介護給付費

サービスごとの介護給付費の見込みは次のとおりです。計画期間最終年の令和8年度には介護給付費の合計額が約7億3,000万円と見込まれます。

(単位：千円)

	第9期			第11期	第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス					
訪問介護	154,540	154,735	154,735	155,372	161,407
訪問入浴介護	4,466	4,472	4,472	4,472	4,472
訪問看護	39,617	39,667	39,667	39,667	41,244
訪問リハビリテーション	11,123	11,137	11,137	11,137	11,137
居宅療養管理指導	16,206	16,226	16,226	16,226	17,134
通所介護	93,448	93,567	94,285	94,285	98,087
通所リハビリテーション	22,373	22,401	22,401	22,401	23,009
短期入所生活介護	33,582	33,625	33,625	33,625	33,625
短期入所療養介護	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	32,587	32,587	32,947	33,152	33,927
特定福祉用具購入費	732	732	732	732	732
住宅改修費	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	2,765	2,768	2,768	2,768	2,768
居宅サービス 合計(a1)	411,439	411,917	412,995	413,837	427,542
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	6,650	6,658	6,658	6,658	6,658
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	3,322	3,327	3,327	3,327	3,327
認知症対応型共同生活介護	68,952	69,040	69,040	69,040	69,040
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
地域密着型サービス 合計(a2)	78,924	79,025	79,025	79,025	79,025
施設サービス					
介護老人福祉施設	151,926	152,118	152,118	152,118	155,245
介護老人保健施設	34,237	34,280	34,280	34,280	34,280
介護医療院	5,740	5,747	5,747	0	0
施設サービス 合計(a3)	191,903	192,145	192,145	186,398	189,525
居宅介護支援(a4)	44,927	44,984	45,433	45,608	46,576
介護給付費計(A=a1+a2+a3+a4)	727,193	728,071	729,598	724,868	742,668

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

## (2) 予防給付費

サービスごとの予防給付費は次のとおりです。計画期間最終年の令和8年度には予防給付費の合計額が約2,900万円と見込まれます。

(単位：千円)

	第9期			第11期	第14期
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	6,589	6,598	6,598	6,598	7,080
介護予防訪問リハビリテーション	512	513	513	513	513
介護予防居宅療養管理指導	663	664	664	664	664
介護予防通所リハビリテーション	9,838	9,851	9,851	9,851	10,379
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,727	5,727	5,727	5,727	5,880
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
介護予防サービス 合計(b1)	24,443	24,467	24,467	24,467	25,630
地域密着型介護予防サービス(b2)					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護予防サービス 合計(b2)	0	0	0	0	0
介護予防支援(b3)	4,704	4,710	4,710	4,710	4,824
予防給付費計(B=b1+b2+b3)	29,147	29,177	29,177	29,177	30,454

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

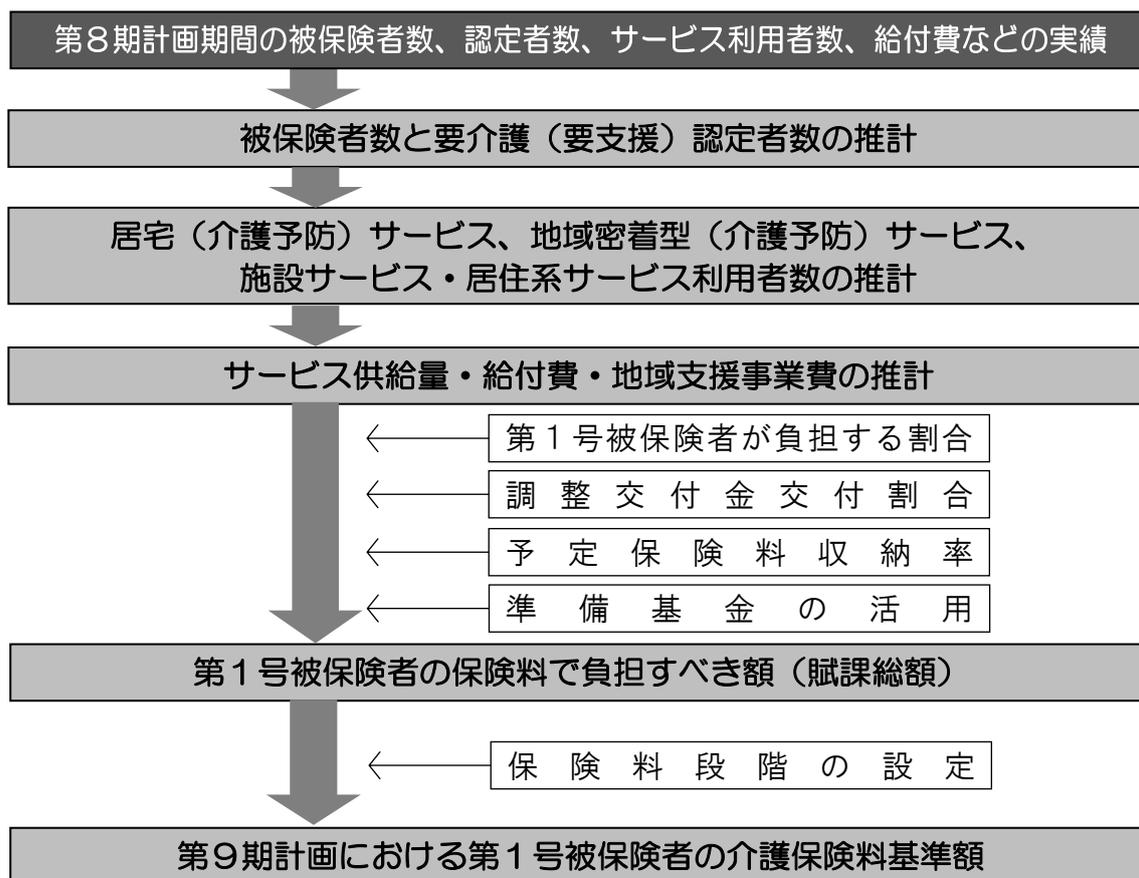
## 5 第1号被保険者保険料

### (1) 保険料推計の手順

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）における第1号被保険者の介護保険料については、国が示す推計方法を踏まえて、以下の手順に沿って算出しました。

概括すると、第8期計画期間（令和3年度～令和5年度）における被保険者数、認定者数、サービス利用者数、給付費などの実績をもとに、第9期計画期間に供給が見込まれるサービス供給量・給付費の推計を行い、次に保険料の算定にあたっての諸係数などを勘案しながら第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。

#### サービス量・保険料推計の手順



## (2) 介護保険事業費

### ①標準給付費見込額

介護保険サービス総給付費に、利用者負担の軽減を行うための費用（特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費等）、大阪府国民健康保険連合会への手数料の費用を加えて第9期計画期間の標準給付費を見込みます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護給付費 (A)	727,193	728,071	729,598	724,868
予防給付費 (B)	29,147	29,177	29,177	29,177
総給付費 (c1=A+B)	756,340	757,248	758,775	754,045
特定入所者介護サービス費等給付額 (c2)	15,146	15,196	15,226	14,995
高額介護サービス費等給付額 (c3)	19,538	19,606	19,645	19,303
高額医療合算介護サービス費等給付額 (c4)	2,896	2,896	2,908	2,908
保険給付費見込額 (C=c1+c2+c3+c4)	793,920	794,946	796,554	791,251
算定対象審査支払手数料 (D)	640	640	643	643
標準給付費見込額 (E=C+D)	794,561	795,586	797,197	791,894

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

### ②地域支援事業費

地域支援事業費は、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）を行うための費用です。第9期計画期間における地域支援事業費は、次のとおり見込みます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護予防・日常生活支援総合事業費 (f1)	19,287	19,287	19,287	19,159
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業 (f2)	12,545	12,545	12,545	12,590
包括的支援事業（社会保障充実分） (f3)	11,581	11,581	11,581	7,695
地域支援事業費 (F=f1+f2+f3)	43,413	43,413	43,413	39,444

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

### (3) 保険料算定に必要な諸係数

#### ①第1号被保険者が負担する割合

第9期計画期間における介護保険事業の各事業の財源構成は次のとおりです。

介護給付費の財源構成

内 訳		第8期		第9期	
		居宅介護給付	施設給付	居宅介護給付	施設給付
第1号被保険者 (65歳以上の人の保険料)		23.0%		23.0%	
第2号被保険者 (40～64歳の人の保険料)		27.0%		27.0%	
国	調整交付金	5.0%		5.0%	
	負担金	20.0%	15.0%	20.0%	15.0%
大阪府	負担金	12.5%	17.5%	12.5%	17.5%
田尻町	負担金	12.5%		12.5%	

地域支援事業の財源構成

内 訳		第8期		第9期	
		介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事 業・任意事業	介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事 業・任意事業
第1号被保険者 (65歳以上の人の保険料)		23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者 (40～64歳の人の保険料)		27.0%	—	27.0%	—
国		25.0%	38.5%	25.0%	38.5%
大阪府		12.5%	19.25%	12.5%	19.25%
田尻町		12.5%	19.25%	12.5%	19.25%

#### ②調整交付金

国は、国の負担分のうち、全市町村の総給付費の5%にあたる額を調整交付金として交付します。市町村間の財政力格差を調整するために交付されることから、5%未満または5%を超えて交付される市町村もあります。

### ③財政安定化基金

財政安定化基金は、予想以上の保険料収納率の低下や給付費の増大などによって、市町村の介護保険財政が悪化することや、その不足額を補てんするために一般会計からの繰り入れを余儀なくされることのないよう、あらかじめ国・大阪府・市町村が拠出して積み立てられた大阪府の基金から必要額を借り受け、次期保険料の算定時にその償還のための費用を含め算定するようになっています。

### ④市町村特別給付費等

介護保険制度では、法定給付サービス以外に要介護・要支援認定者を対象とした市町村の独自サービスを実施すること（市町村特別給付）や、要介護・要支援認定を受けていない被保険者や介護者を対象とした市町村独自の保健福祉事業を実施することが認められています。

### ⑤予定保険料収納率

近年の収納状況を踏まえ、99.0%と見込みます。

### ⑥介護保険給付費準備基金の活用

介護保険給付費準備基金は、介護保険事業に要する費用の財源に充てるために設置されたもので、介護給付費が見込みを下回る場合は剰余金を基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回る場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期介護保険料を見込むにあたって基金を取り崩すこととなっています。

第9期計画においては、介護保険給付費準備基金を取り崩し、保険料の引き上げを抑制するものとします。

### ⑦保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の活用

地域包括支援センターの強化など地域支援事業の増加に係る費用については、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金を充当するなど、保険料の増加とはならないよう財源を確保します。

## (4) 第1号被保険者の保険料

### ① 第1号被保険者の保険料で負担すべき額（賦課総額）

第9期計画期間における介護保険事業に要する総事業費の見込みは約25億1,600万円となり、本町の介護保険給付費準備基金、国・大阪府・市町村の財政安定化基金の活用をはじめ、国や大阪府の負担金や交付金等の見込額の第9期計画期間における取り扱いなどを総合的に勘案して算出する3年間の第1号被保険者の保険料で負担すべき額は約4億5,100万円と見込まれます。

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	令和12年度
標準給付費見込額 (A)	794,561	795,586	797,197	2,387,344	791,894
地域支援事業費見込額 (B)	43,413	43,413	43,413	130,239	39,444
介護保険総事業費 (C=A+B)	837,974	838,999	840,610	2,517,583	831,338
第1号被保険者負担分相当額 (D=C*23%, R12年度は24%)	192,734	192,970	193,340	579,044	199,521
調整交付金相当額 (E=(A+f1)*5%)	40,692	40,744	40,824	122,260	40,553
調整交付金見込額 (F=(A+f1)*7.87%, 8.04%, 8.07%, 8.78%)	64,050	65,516	65,890	195,456	71,210
介護保険給付費運営基金取崩額 (G)				56,424	0
財政安定化基金取崩による交付額 (H)				0	0
市町村特別給付費等 (I)	0	0	0	0	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (J)				3,000	0
保険料収納必要額 (K=D+E-F-G-H+I-J)				446,424	168,864
予定保険料収納率 (L)				99.0%	99.0%
賦課総額 (M=K/L)				450,933	170,569

※端数処理の関係上、各費用額の計は一致しない場合があります。

## ②介護保険料基準額の試算

第9期計画期間における保険料段階を13段階に設定することとします。①で算出した賦課総額を所得段階別加入割合補正後被保険者数で除して保険料基準額を算出します。

第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額である第5段階の保険料は月額6,750円（年額81,000円）となります。

<b>第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額 (第5段階)</b>	年額81,000円	月額 6,750円
---	-----------	-----------

段階区分	対象者	介護保険料の計算式	介護保険料(年額)	介護保険料(月額)
第1段階	○生活保護の受給者 ○住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給者 ○世帯全員住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.455 (0.285)*	36,960円 (23,160円)*	3,080円 (1,930円)*
第2段階	○世帯全員住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超え120万円以下の人	基準額 ×0.685 (0.485)*	55,560円 (39,360円)*	4,630円 (3,280円)*
第3段階	○世帯全員住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額 ×0.69 (0.685)*	55,920円 (55,560円)*	4,660円 (4,630円)*
第4段階	○住民税課税世帯に属する本人住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	72,960円	6,080円
第5段階	○住民税課税世帯に属する本人住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	基準額	81,000円	6,750円
第6段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	97,200円	8,100円
第7段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.30	105,360円	8,780円
第8段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.50	121,560円	10,130円
第9段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.70	137,760円	11,480円
第10段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.90	153,960円	12,830円
第11段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.10	170,160円	14,180円
第12段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.30	186,360円	15,530円
第13段階	○本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額 ×2.40	194,400円	16,200円

※（ ）内の乗率、介護保険料は公費投入による軽減後の率・金額となります。

## (5) 低所得者に対する配慮

介護保険料の徴収にあたり、災害や所得激減等の特別な理由により、保険料の支払いが困難になった場合に、保険料の減免ができることとなっています。

利用者負担については、国の制度にあわせて補足的給付を行い、所得に応じて負担上限額を一般の場合より低く設定をしたり（高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等給付額）、介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護等での居住費や滞在費、食費等の自己負担額の軽減を行っています（特定入所者介護サービス費）。また、補足的給付の制度を補てんするものとして、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の拡充が図られています。

災害や所得激減等の特別な理由により利用料負担が困難であると認められる人については、利用者負担の軽減措置を講じることとされており、引き続き国が実施している利用者負担の軽減措置にあわせて実施していきます。

田尻町では、これらの給付制度について被保険者、利用者に対する情報提供を図り、普及促進に努めます。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 各主体が担う役割

この計画で掲げた内容を実現していくためには、住民・地域社会、保健・医療・福祉関係団体、サービス事業者、行政等が互いに連携・協働し、役割分担を図りながら取り組んでいく必要があります。このため、それぞれが担うべき機能・役割について次のように設定します。

#### (1) 住民・地域社会が担うべき機能・役割

健康づくりや福祉などを自らの問題として、自ら積極的に解決に取り組んでいくことが基本と考えます。そのために、次のようなことに取り組んでいく必要があります。

- ・ 自主的・主体的活動の推進
- ・ 相互扶助意識の普及と実践
- ・ 社会参加・参画の促進 など

#### (2) サービス事業者等の役割

あたたかく親切かつ適切に専門的なサービスを、適正な料金で住民に提供していくことが基本と考えます。そのために、次のようなことに取り組んでいく必要があります。

- ・ 関係機関との連携
- ・ 住民・地域社会との連携・協力
- ・ 良質なサービスの提供 など

### (3) 行政が担うべき機能・役割

住民ニーズの把握に努め、住民の自主的・主体的な健康づくりや福祉などの諸活動を支援・育成していくことが基本と考えます。そのために、次のようなことに取り組んでいく必要があります。

- ・ 住民活動支援の充実
- ・ 住民意識啓発の充実
- ・ 指導者・リーダーの発掘・育成
- ・ サービス事業者の支援・育成
- ・ 基盤施設の整備 など

## 2 推進体制の整備

### (1) 計画の進行管理

この計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性をもって推進するため、介護保険運営協議会において年度ごとに進捗状況等の点検・評価を行っていくとともに、住民やサービス事業者等の意見・要望・提案などの把握に努めます。また、庁内関係各課における緊密な連携・調整に努めます。

なお、計画策定後についても、データの収集や町民ニーズなどの情報把握を定期的実施するとともに、年度ごとに介護保険運営協議会において、PDCAサイクルを通じて、施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析、評価を行い、その結果を公表することで地域住民等への周知を図ります。

#### 【PDCAサイクル】

- ・ CHECKにおいて  
挙げられた意見等を  
精査し、改善策等を  
検討する



- ・ 地域包括ケアシステム  
実現のためのプラン

- ・ 介護保険運営協議会  
による評価

- ・ 町が実施する事業等  
・ 事業者、団体、地域等  
の取り組み

## **(2) 関係機関との連携**

日常生活に何らかの支援が必要な高齢者等に適切なサービスを迅速に提供するため、保健・医療・福祉など各分野の関係機関による緊密な連携と情報の共有に努め、施策・サービス等の総合的な調整、推進を図ります。

高齢者関係施策の円滑な推進に向け、国や大阪府、関係機関との連携強化を図るとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。また、より充実したサービスを提供するため、田尻町だけで実施することが難しい施策、広域的な対応が望ましい施策について、近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

## **(3) 専門従事者の育成・確保**

大阪府や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、高齢者の健康づくりや福祉に関わる各種資格者等の計画的養成を図るとともに、住民ならびに田尻町外在住の出身者から有資格者の掘り起こしを図るなど、専門従事者の確保に努めます。

とりわけ、介護予防事業や介護保険事業に従事する保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職について、大阪府等が実施する養成研修の案内や修学資金貸付事業等による養成支援など広域的な連携のもとに養成・確保を図り、資質の向上に努めていきます。また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、専門従事者の連携の強化を図ります。

## 1 策定体制と経過

### (1) 策定体制

#### ○田尻町介護保険運営協議会規則

平成12年2月23日規則第1号  
改正

平成18年3月31日規則第19号  
平成19年3月30日規則第13号  
平成21年3月25日規則第6号  
平成29年7月25日規則第16号  
令和5年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、田尻町介護保険条例（平成12年条例第1号）第13条の規定に基づき、田尻町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上重要な事項

(会長)

第3条 会長は、委員の互選とし協議会を代表する。

- 2 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 会長は、協議会を招集し会議の議長となる。

- 2 会長は、会議を招集するときは町長にその旨を通知しなければならない。

(定数)

第6条 協議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

この場合において各界代表委員が少なくとも1人以上出席していなければならない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、民生部高齢障害支援課において処理する。

(会議録)

第8条 議長は協議会の会議録を作成するとともに、その写しを町長に送付しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第19号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第13号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日規則第6号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月25日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第14号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

## ○田尻町介護保険運営協議会委員名簿

氏 名	職業等	任命期間
被保険者代表（4名）		
西田 勉	第1号被保険者	令和5年7月1日～令和8年6月30日
桑田 寛	第1号被保険者	令和5年7月1日～令和8年6月30日
堀後 洋子	第1号被保険者	令和5年7月1日～令和8年6月30日
松岡 ゆかり	第2号被保険者	令和5年7月1日～令和8年6月30日
学識経験者（3名）		
吉田 弘樹	施設長（フィオーレ南海）	令和5年7月1日～令和8年6月30日
箕西 和佳子	医師（Met   たじりJOYクリニック）	令和5年7月1日～令和8年6月30日
大谷 悟	大阪体育大学健康福祉学部元教授	令和5年7月1日～令和8年6月30日
公益代表（2名）		
新堂 博久	元田尻町職員	令和5年7月1日～令和8年6月30日
西阪 純也	田尻町社会福祉協議会常務理事	令和5年7月1日～令和8年6月30日

(敬称略)

## (2) 策定経過

年	月 日	策 定 経 過
令和5年	6月	田尻町高齢者等実態調査（令和5年度）の実施 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ・在宅介護実態調査
	10月26日	田尻町地域包括支援センター運協協議会 ・第9期田尻町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定について ・計画策定に係るアンケート調査の結果について
令和6年	1月23日	第1回田尻町介護保険運営協議会 ・第9期田尻町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
	2月2日 ～2月16日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	3月28日	第2回田尻町介護保険運営協議会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（案）について
	3月末	田尻町障害者施策推進協議会からの答申
	3月末	第9期田尻町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定

## 2 用語解説

### 【あ行】

#### ◆医療計画

国が定める良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針に即し、かつ、地域の実情に応じて、都道府県が医療提供体制の確保を図るために策定する計画で、地域における保健医療提供体制の確保を目指す。

#### ◆運動器

身体機能を支える骨や関節などから構成される筋・骨格・神経系の総称。

#### ◆NPO (Non-Profit Organization)

ボランティア活動等を行う民間の営利を目的としない団体で、財団法人や社会福祉法人、生協等も含まれる。

### 【か行】

#### ◆介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設のこと。

#### ◆介護給付

介護保険の保険給付のうち、「要介護1～5」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、施設の利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。居宅サービスは、要介護状態区分に応じて支給限度額が定められている。

#### ◆介護支援専門員（ケアマネジャー）

平成12年4月に施行された介護保険法に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスを利用できるように市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な専門知識を有し、要介護者等のケアマネジメントを行う者のこと。

#### ◆介護認定審査会

要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うために市町村が設置する機関で、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成される。

#### ◆介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の総称。

#### ◆介護予防

高齢者が要支援・要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要支援・要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにすること。

#### ◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする要介護認定者が入所し、介護を受けながら生活する施設のこと。新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象となるが、要介護1・2の方でも認知症などやむを得ない事情があれば認められる場合がある。

#### ◆介護老人保健施設

病院での治療が終了した要介護認定者が入所し、在宅生活への復帰をめざして機能訓練や看護、介護を受けながら生活する施設のこと。

#### ◆かかりつけ医

健康に関することを何でも相談でき、必要な時は専門の医療機関を紹介してくれる身近にいて頼りになる医師のこと。

#### ◆通いの場

高齢者が「日常的に」「お住いの地域で」「地域の方とふれあう」ことができる場のこと。地域住民が活動主体となって、地域にある集会場や個人の家等を活用して介護予防に資する体操などの活動を行う場。

#### ◆共生型サービス

デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がい児者がともに利用できるサービスのこと。共生型サービスは介護保険と障がい福祉のそれぞれの制度に位置づけられており、限られた福祉人材を有効活用できることや、障がい者が65歳以上となっても使い慣れた事業所でサービスの利用を継続しやすい等の利点がある。

#### ◆居住系サービス

認知症対応型共同生活介護、特定施設のこと。

#### ◆ケア

介護や看護などの世話のこと。

#### ◆ケアプラン（介護サービス計画書）

要介護者等や家族の希望に沿った介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活の環境、利用する介護サービスの種類や内容などを定めた計画のこと。

#### ◆ケアマネジメント

利用者一人ひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できる様々な資源を最大限に活用して組み合わせ、調整すること。

#### ◆高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額が一定の上限額を超えたときに、超えた分が申請により後から支給されるもの。

#### ◆権利擁護

高齢者や障害者等の人権や様々な権利を保護すること。具体的には、認知症や知的障害、精神障害等により、生活上の判断が難しくなった場合に、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用により生活上の支援を行うことや、虐待や悪徳商法等の権利侵害への対応の取り組み等。

#### ◆後期高齢者

高齢者のうち75歳以上の人のこと。

#### ◆高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合のこと。一般的に、この割合が7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会と呼んでいる。

#### ◆高齢者虐待

高齢者に対して行われる虐待行為。主に、殴る、叩く等の「身体的虐待」、懲罰的に裸にして放置する等の「性的虐待」、暴言等言葉による「心理的虐待」、年金や生活資金の搾取等による「経済的虐待」、「介護、世話の放棄、放任」の5種類に分類される。

#### ◆コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。地域社会そのものをさすこともある。

### 【さ行】

#### ◆財政安定化基金

介護保険の保険者である市町村が、予定していた保険料収納率を下回ったり、保険給付費が見込み以上に増大するなどして保険財政に不足が生じた場合に、都道府県に置かれるこの基金から当該市町村に対して資金を交付または貸与して、その安定化を図るための資金のこと。

#### ◆サービス付き高齢者向け住宅

単身または夫婦等の高齢者世帯が、安否確認や生活相談サービスを利用しながら安心して居住できる賃貸住宅のこと。

#### ◆作業療法士

身体または精神に障害のある人等に対して、積極的な生活を送る能力の獲得を図るため、種々の作業活動を用いての治療や訓練活動、指導等により作業療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

#### ◆サロン

地域の中で仲間づくりや世代間交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へと広がる可能性を持つ。

#### ◆市民後見人

地域で暮らす判断能力の不十分な認知症高齢者等の権利擁護を図るため、身近な地域で権利擁護の観点から支援を行う社会貢献の精神をもった市民であり、家庭裁判所より後見人等（保佐人・補助人を含む）としての選任を受けた者。

#### ◆社会福祉協議会

社会福祉法に基づき全国の都道府県、市町村に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体のこと。住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携を進めるとともに、具体的な福祉サービスの企画や実施を行う。

#### ◆社会福祉士

心身の障害または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、保健・医療・福祉サービスの提供者との連絡調整、その他の援助を行う専門職。

#### ◆若年性認知症

18歳以上65歳未満の人で認知症の症状がある場合の総称。

#### ◆主任介護支援専門員

介護支援専門員に指導や助言を行い、包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担う人。主任介護支援専門員研修を修了する必要がある。研修の受講要件として、5年以上の実務経験、専門研修の終了等が定められている。平成28年度から5年ごとの更新制が導入。

#### ◆シルバー人材センター

地域社会に密着した臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁等から受注し、自らの生きがいの充実や社会参加を求める高齢者にその意欲や能力に応じて就業機会を提供することにより、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とした高齢者が自主的に運営する団体のこと。

#### ◆生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

#### ◆生活習慣病

糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）など、食生活、運動不足、喫煙、飲酒などによる生活習慣の積み重ねによって引き起こされる病気のこと。

### 【た行】

#### ◆ターミナルケア

死期の迫った患者に対して延命を第一の目的とする治療ではなく、苦痛の緩和を中心としたケアを行うことにより、痛みから解放されて納得して静かな日々を過ごしたり、やり残したことを実現するなど、残された日々を充実して過ごせるように援助する取り組みのこと。

#### ◆第1号被保険者・第2号被保険者

介護保険では、第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいう。第1号被保険者は、要介護認定を受けた場合は、原因を問わず介護保険のサービスを利用できるのに対し、第2号被保険者は要介護状態になる可能性の高い特定の疾病が原因で要介護認定を受けた場合にのみサービスを利用できる。

#### ◆団塊の世代

昭和22年から昭和24年までに生まれた世代。

#### ◆地域医療構想

医療需要と病床の必要量や、目指すべき医療提供体制を実現するための施策等を定めたもので、平成26年の医療法改正によりすべての都道府県において策定することとなった。

#### ◆地域共生社会

「支える側」と「支えられる側」という固定された関係ではなく、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会。

#### ◆地域支援事業

介護予防と介護予防のケアマネジメントが中心となる介護保険制度の中の一事業で、介護予防日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業からなる。

#### ◆地域包括ケアシステム

生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療、介護、福祉サービスを含む様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のこと。

#### ◆地域包括ケア「見える化」システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供されている。

#### ◆地域包括支援センター

高齢者に対する総合的な相談窓口であり、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等の業務を行う。保健師または看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種が配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。

#### ◆地域密着型サービス

認知症やひとり暮らしの高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、平成18年4月に創設された予防給付及び介護給付サービスであり、12種類のサービスからなる。町が事業者を指定し、利用者は原則町民に限定される。

#### ◆通所型サービス

これまで介護保険の給付事業で行っていた全国一律の介護予防通所介護サービスを地域支援事業に移行し、今までのサービスに加えて市町村の実情に合わせて作り出す多様な主体による様々なサービスを含めた通いの場のことをいう。

#### ◆特定施設

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）などにおいて、介護保険の居宅サービスのひとつである特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設。食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを施設内の職員が提供する。

#### ◆特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している要介護者に対して、食事、入浴、排せつの介護、機能訓練、療養上の世話などを行うサービスのこと。

### 【な行】

#### ◆日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護サービス等を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて区分したもの。

#### ◆認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態のこと。認知症は単なるもの忘れとは区別される。

#### ◆認知症キャラバン・メイト

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。

#### ◆認知症ケアパス

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の症状や進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すもの。

#### ◆認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する人のこと。

#### ◆認知症施策推進大綱

認知症の発症を遅らせ、認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進関係閣僚会議において令和元年6月にとりまとめられたもの。

#### ◆認知症初期集中支援チーム

複数の専門職が認知症の疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

#### ◆認知症対応型共同生活介護

家庭環境や認知症の進行により居宅での生活が困難な比較的安定した要介護者を対象に居室を提供し、1ユニット9人が家庭的な環境で共同生活をおくれるよう、専門のスタッフが日常生活等の支援を行うサービスのこと。

#### ◆認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を果たす人。

#### ◆認知症バリアフリー

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられ、認知症以外の人にとっても暮らしやすい生活環境が整備されていること。

#### ◆認定調査

要介護認定を行うために必要な調査のこと。要介護認定または要支援認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が行う。

### 【は行】

#### ◆8050問題

8050問題とは、80歳の親と50歳の子の組み合わせによる生活問題。経済的にひっ迫した高齢の親が、同居の無業者の子を養い、生活困窮と介護が同時に生じる状態。

#### ◆パブリックコメント

市町村の基本的な計画や条例等を策定する中で、その計画などの素案や目的等を公表し、広く町民に意見を求め、寄せられた意見を考慮して意思決定を行い、意見に対して町の考え方を公表する一連の手続きのこと。

#### ◆バリアフリー

高齢者や障害者の行動を妨げる物理的・精神的な障壁がないこと。

#### ◆BMI

Body Mass Indexの略で体格指数のこと。体重(kg) ÷ [身長(m) × 身長(m)] により算出する。BMIが25以上を「肥満」、18.5未満を「低体重(やせ)」としている。

#### ◆PDCAサイクル

Plan(目標を決め、それを達成するために必要な計画を立案)、Do(立案した計画の実行)、Check(目標に対する進捗を確認し評価・見直し)、Action(評価・見直しした内容に基づき、適切な処置を行う)というサイクルを回しながら改善を行っていくこと。

#### ◆福祉用具

要介護者や介護者の負担を軽減するための用具のこと。特殊寝台、車いす、歩行器など。

#### ◆訪問型サービス

これまで介護保険の給付事業で行っていた全国一律の介護予防訪問介護サービスを地域支援事業に移行し、今までのサービスに加えて市町村の実情に合わせて作り出す多様な主体による様々なサービスを含めた生活支援サービスのことをいう。

#### ◆保険者機能強化推進交付金

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて、交付金を交付する。

## 【や行】

### ◆ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

### ◆要介護認定

要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うこと。要介護認定は、要支援1・2、要介護1～5、非該当のいずれかに分類される。

### ◆予防給付

介護保険の保険給付のうち、「要支援1・2」に認定された被保険者への給付のこと。居宅での利用に対する給付、地域密着型サービスの利用に対する給付に区分される。

## 【ら行】

### ◆理学療法士

身体に障害がある人に対して、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操等の運動や電気刺激、マッサージ、温熱等による理学療法を専門的に行う医学的リハビリテーションを行う技術者。

### ◆リハビリテーション

障害者や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助のこと。

**第 9 期**  
**田尻町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画**  
**(令和 6 年度～令和 8 年度)**

令和 6 年 3 月

発 行

**田尻町民生部高齢障害支援課**

〒598-0091 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺883番地 1  
TEL. : 072-466-8813 FAX : 072-466-8841  
E-mail : shien@town.tajiri.osaka.jp  
ホームページ : <http://www.town.tajiri.osaka.jp/>